

第6次

嘉島町 総合計画



ごあいさつ

嘉島町は、昭和63年にまちづくり構想「水辺の郷をめざして」を策定し、本町の湧水や河川等の豊かな水環境を活かしたまちづくりを進めてきました。

平成23年に策定した第5次嘉島町総合計画では、「水辺の郷づくり」の基本的な考えを踏襲し、「活力」や「うるおい」更には「豊かさ」を通して実感する「水」に囲まれた「住んで良かった」といえるまちづくりを考え、『活力とうるおいに満ちた田園文化都市—住んで良かった！水の郷 嘉島—』を基本理念とし、その実現に向け各種施策を推進してきました。

この10年間において、企業誘致も進み、人口が増加するなど、着実に歩みを進めており、第6次嘉島町総合計画においても、これまでの基本理念を継承するとともに、「自然とともにある住みよいまち」「安心・安全で活力のあるまち」「みんなでつくる協働のまち」の3つを今後10年間で目指すまちの将来像として設定しました。

現実的に実現可能なものや目標とするものに加え、将来、夢を実現するための取組を計画し、本当に住み良い地域を、そして住んで良かったと実感できるまちづくりを目指します。

計画の策定に当たっては、総合計画審議会委員、各種団体代表者の皆様をはじめ、多くの町民の皆様から貴重なご意見とご協力をいただいたことに深く感謝申し上げます。

本計画を今後のまちづくりの指針として、町民の皆様とまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様方のなお一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

令和3年3月

嘉島町長 荒木 泰臣



目次

第1部 序論 1

第1章 総合計画とは.....	2
1 計画策定の目的	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の構成と期間	3
4 計画策定のポイント	4
第2章 本町を取り巻く“変化”	5
1 本町を取り巻く時代の潮流	5
2 本町の概況	9
3 本町の特性・外部環境	14

第2部 基本構想..... 15

第1章 まちづくりの将来方向.....	16
1 まちづくりの方向性	16
2 まちづくりの基本理念	17
3 将来像	18
4 目標人口	19
第2章 施策の大綱と重点プロジェクト.....	20
1 まちづくりの基本方針	20
2 重点プロジェクトの体系	27
3 施策の体系	28

第3部 前期基本計画…………… 29

基本方針1 生活環境の向上……………	31
施策1 身近な自然環境の保全と創出 ……	32
施策2 快適な生活環境の充実 ……	34
施策3 資源循環型社会の形成と地球環境の保全 ……	36
基本方針2 都市基盤の整備……………	39
施策1 計画的な土地利用の推進 ……	40
施策2 魅力ある市街地と都市景観の整備 ……	42
施策3 利便性の高い地域交通体系の整備 ……	44
施策4 良好な住宅環境の整備 ……	46
施策5 うるおいのある公園・緑地の整備 ……	48
基本方針3 産業の振興……………	49
施策1 地域特性を活かした農業の振興 ……	50
施策2 商工業の振興 ……	52
施策3 次世代の活力を生む産業連携の推進 ……	54
基本方針4 保健・医療・福祉の向上……………	55
施策1 健全な心身を育む健康づくりの推進 ……	56
施策2 出産・育児など子育て支援の充実 ……	60
施策3 高齢者が元気で暮らせる環境づくりの推進 ……	62
施策4 障がい者がいきいき暮らせる環境づくりの推進 ……	64
施策5 安心とゆとりのある地域福祉の実現 ……	68
施策6 ひとり親家庭・生活困窮者の支援 ……	70
施策7 社会保障制度の充実 ……	72
基本方針5 防災・防犯などの充実……………	75
施策1 消防・救急・防犯対策などの推進 ……	76
施策2 防災対策の推進 ……	78
施策3 消費者保護行政の推進 ……	80

目次

基本方針6 教育・文化の向上	83
施策1 生きる力と思いやりの心を育む学校教育の充実	84
施策2 地域教育力の充実と地域とともにある学校づくり	88
施策3 互いに学び磨き合う生涯学習の推進	90
施策4 心身を育むスポーツの振興	92
施策5 文化・芸術の振興と文化財の保護・活用	94
基本方針7 住民参画・男女共同参画などの推進	97
施策1 住民参画の促進	98
施策2 地域連帯感の創出	100
施策3 開かれた町政の推進	101
施策4 人権擁護・男女共同参画の推進	102
基本方針8 効率的・効果的な行財政基盤の構築	105
施策1 簡素で効率的な行財政運営の推進	106
施策2 広域連携の推進	110
第4部 資料編	111
施策の大綱	112
1 第6次嘉島町総合計画 基本計画体系図	112
2 基本理念及び将来像の実現のために（SDGsの達成）	114
用語解説	115

第 1 部 序 論

1 計画策定の目的

本町では、平成23年度（2011年度）を初年度とする「第5次嘉島町総合計画」を策定し、基本理念である「活力とうるおいに満ちた田園文化都市－住んで良かった！ 水の郷 嘉島－のもと、「活力と魅力あふれるまちづくり」「安全で安心して暮らせるまちづくり」「人」が主役のまちづくり」の3つの将来像を実現するため、各種施策に取り組んできました。

人口の増加や各種企業の進出など順調に歩みを進めていましたが、平成28年熊本地震の発生や令和2年の新型コロナウイルス感染拡大、また、「人口減少と少子・超高齢社会の進展」や「高度情報ネットワークとグローバル化の進展」、「安心・安全に対する意識の高まり」など、本町を取り巻く社会経済環境はこの10年で大きく変化しており、従来の価値観や手法では対応できない課題が多くなっています。

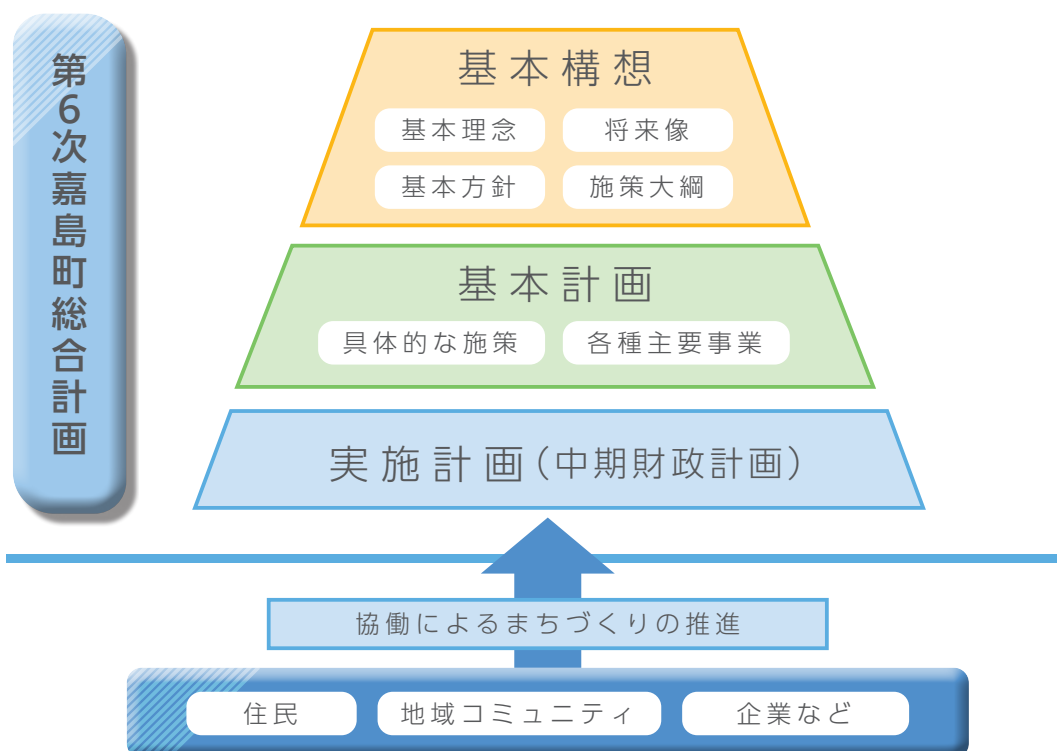
このため、これまで以上に住民、団体、事業者と行政が協働し、時代の変化・課題に的確に対応していく必要があります。

今回策定する「第6次嘉島町総合計画」は、住民を取り巻く社会経済環境の変化や、今後の社会のあり方を踏まえた、これからの時代において目指すべき本町の新しい将来像を描くとともに、その実現を図るための基本的な方策を明らかにするため策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、これからのまちづくりの基本理念や目指す将来像と、それを実現するための中長期的な方針を示すもので、本町のまちづくりの最上位に位置付けられる計画です。

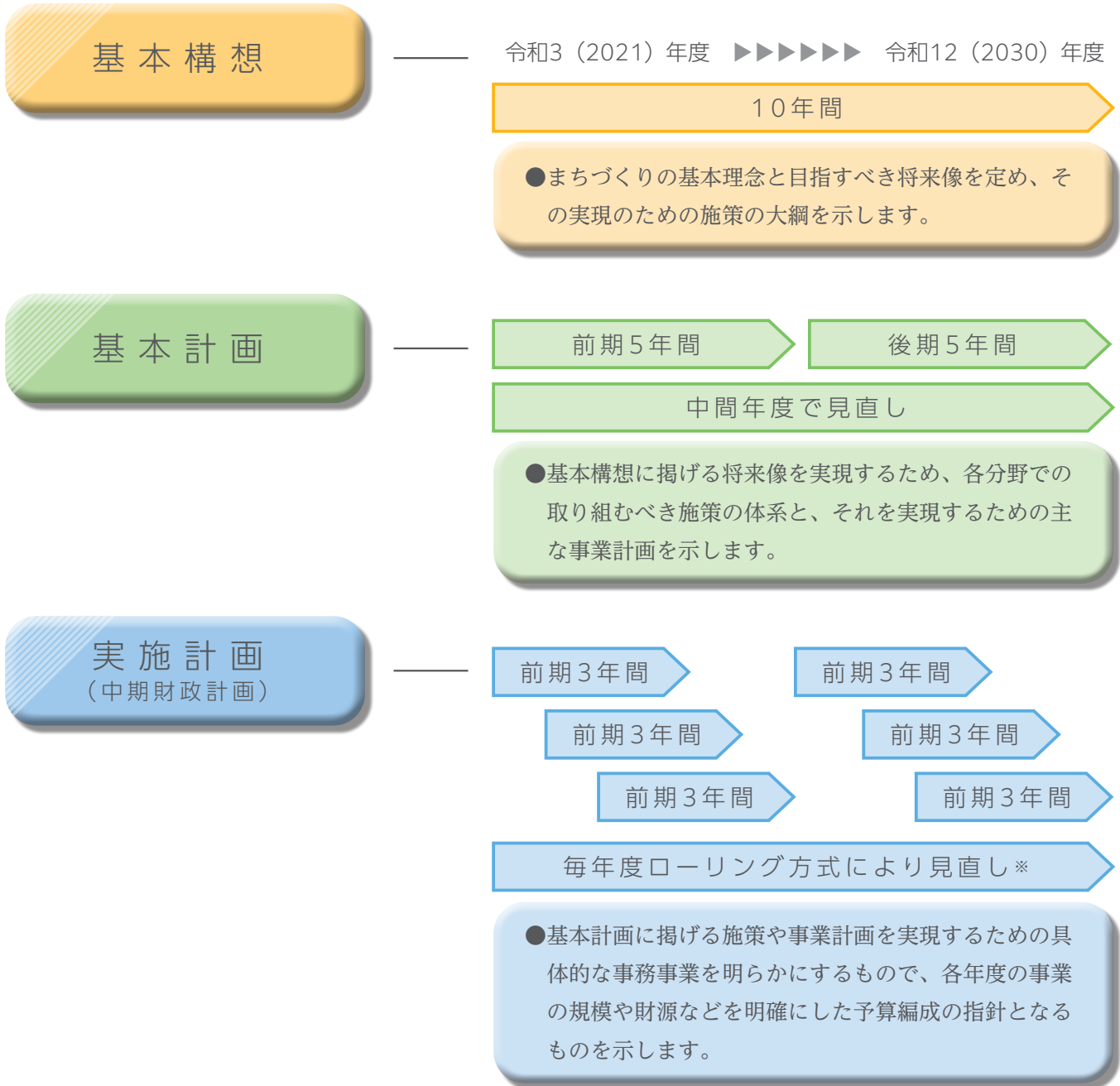
行政だけでなく、住民や地域コミュニティ、企業など、さまざまな団体や組織が協働によるまちづくりを行うための行動指針としての役割があります。



3 計画の構成と期間

本計画は、基本構想・基本計画・実施計画（中期財政計画）で構成し、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の10年間を計画期間とします。

■計画の構成と期間■



●基本計画は、原則、中間年度で見直すこととしていますが、急激な社会情勢の変化などに対応するため、真にやむを得ない場合は、中間年度以外でも本計画の見直しを行います。

注:「毎年度ローリング方式により見直し」とは、毎年度修正や補完などを行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれを防ぐための方法。

4 計画策定のポイント

5つの「計画づくり」を計画策定にあたってのポイントとしました。

1 住民との協働による計画づくり

- 広く住民の意見を総合計画に反映させるため、住民意識調査、地区代表者・各種団体からの意見聴取などを行い、「住民・行政一体の計画づくり」を策定方針として計画づくりを進めます。

2 時代の潮流や本町の現状と課題を反映した計画づくり

- 世界情勢や日本の動向など、これからの社会経済情勢の変化を見極め、時代の潮流を的確に把握し、計画に反映させます。
- 今後、本町が目指すべき方向性を明確に見定めるため、第5次嘉島町総合計画に基づく取組を総括するとともに、現在の本町が抱える課題や住民ニーズを的確に把握し、計画に反映させます。

3 わかりやすい計画づくり

- 本町が目指す方向性を、簡潔で取り組む内容がわかりやすい計画づくりに努めます。

4 他の計画と整合性のある計画づくり

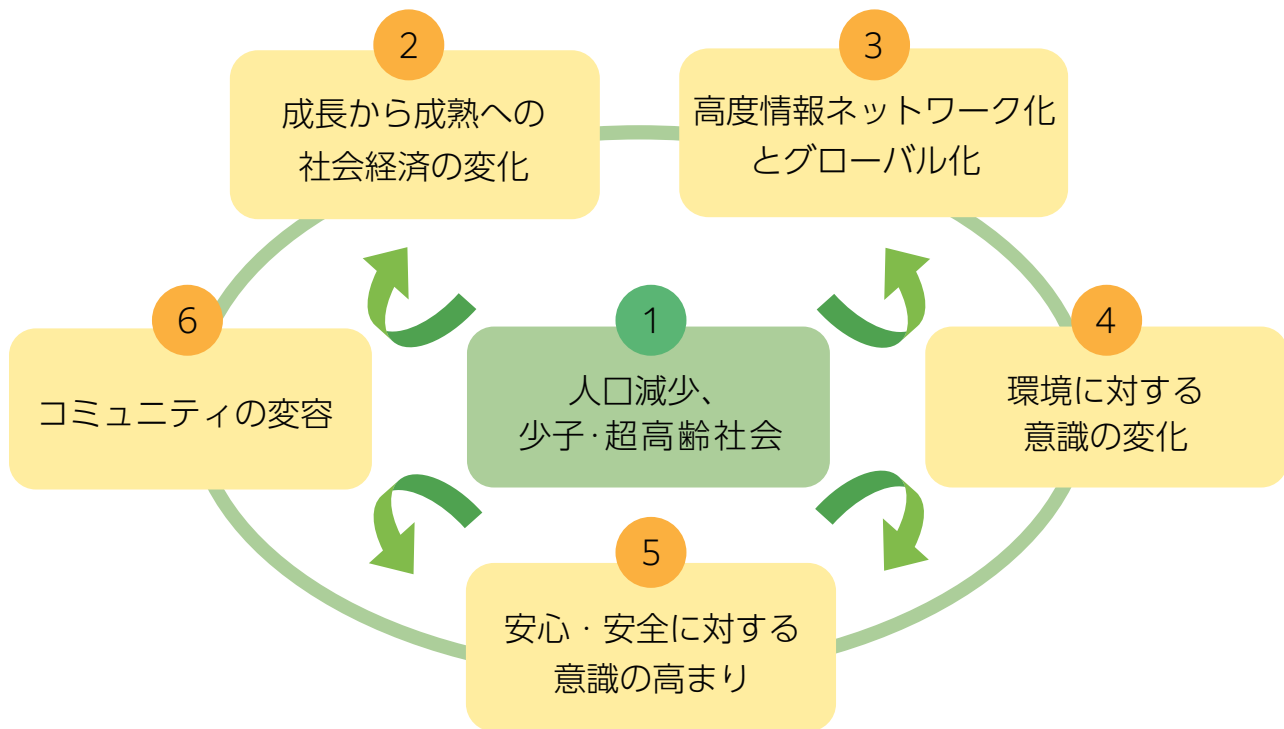
- 嘉島町総合戦略をはじめとする本町における各行政分野の個別計画及び国、県の関連計画との整合を図り、連動した計画とします。

5 実効性・実現性の高い計画づくり

- 今後の社会経済情勢や行財政環境の変化、地方分権の進展、多様化する住民ニーズなどを把握し、的確な財政見通しのもと、求められるまちづくりに対応する施策の選択と集中を図ることにより、実効性と実現性の高い計画とします。

1 本町を取り巻く時代の潮流

- 本町を取り巻く時代の潮流について、6つの枠組みで整理しています。これらの6つの枠組みは、それぞれがさまざまな局面において相互に影響しながら、社会状況の中で大きなトレンドを形成しています。
- これらの6つの枠組みは、並列的な影響関係ではなく、多くの局面において「人口減少、少子・超高齢社会」の進展という大きな時代の潮流がベースにあり、他の5つの枠組み（時代の潮流）に影響を与えているケースが多いと考えられます。



1 人口減少、少子・超高齢社会

- 個人の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、晩婚化・非婚化・少産化が拡大しており、今後、人口減少、少子高齢化が急速に進行していくと見込まれています。

【人口減少、少子・超高齢社会】の主な原因や関連するキーワード

- ◆晩婚化・非婚化・少産化 ⇒ 出生率の低下
- ◆人口構造の高齢化の進展（団塊世代の後期高齢化）
- ◆人口減少社会
- ◆社会保障制度の逼迫（医療・介護・福祉コストの増大）
- ◆労働力の減少、消費市場の縮小
- ◆都市への人口一極集中の加速

2 成長から成熟への社会経済の変化

- これまでは、人口の増加を前提とした工業製品などの大量生産・大量消費社会でしたが、人口減少（特に消費購買が期待される生産年齢人口の減少）の局面を迎え、“量から質へ”の転換を余儀なくされ、経済構造そのものが大きな転換期を迎えています。
- 働き方の多様化のひとつの姿として、非正規雇用者が拡大しており、経済的な理由から結婚できない若者の増加のほか、貧困問題を含めた経済的格差の拡大が社会問題となっています。

【成長から成熟への社会経済の変化】の主な原因や関連するキーワード

- ◆アジア諸国の経済成長
- ◆国際観光需要(インバウンドなど)の拡大
- ◆働き方改革
- ◆非正規雇用の拡大
- ◆生産拠点の国内回帰
- ◆地産地消
- ◆6次産業化

3 高度情報ネットワーク化とグローバル化

- 情報通信技術の進展により、個人レベルでの情報端末（モバイル）の所有・利用が急速に拡大しています。こうした技術の進歩により地域や国の枠組みを超えて、誰もが容易につながることができるようになり、知識集約型の経済活動の可能性を広げた一方で、情報の管理やセキュリティの確保といった問題もはらんでいます。

【高度情報ネットワーク化とグローバル化】の主な原因や関連するキーワード

- ◆society5.0
- ◆人工知能（AI）
- ◆自治体クラウド
- ◆情報通信技術（ICT）の飛躍的進歩と普及
- ◆市場経済の地球規模化（グローバル化）
- ◆情報関連産業の成長
- ◆情報セキュリティ、個人情報問題
- ◆情報及び情報ツールのモバイル化・個人化
- ◆5G（第5世代移動通信システム）
- ◆キャッシュレス決済

4 環境に対する意識の変化

- SDGs（持続可能な開発目標）においても「クリーンエネルギーの活用」や「気候変動への対策」、「海や森の豊かさを守ること」が開発目標（ゴール）として設定され、各国・各地域において、関連する取組の推進が求められています。
- 『高度情報ネットワーク化とグローバル化』の進展によって、環境問題を地球規模で考えることが一般化されつつあります。
- 食糧（生産能力）やエネルギー（石油などの化石燃料）などの限りある地球資源の枯渇を危惧する意識が高まっています。

【環境に対する意識の変化】の主な原因や関連するキーワード

- ◆SDGs
- ◆地球温暖化を含め、地球レベルでの環境の変化
- ◆国の地球温暖化対策計画に基づく2030年中期削減目標の達成に向けた取組
- ◆循環型社会におけるリデュース・リユースの取組強化
- ◆生物多様性の危機
- ◆環境汚染（廃棄物の増加、化学物質などの蓄積による汚染）
- ◆水・食糧・エネルギー・資源などの不足（世界人口の増加、資源の偏在）
- ◆再生可能エネルギー

5 安心・安全に対する意識の高まり

- 近年、熊本地震や令和2年7月豪雨をはじめとする地震や台風、豪雨などによる大規模な自然災害が日本各地で頻発しており、災害に対する危機意識、安心・安全に対する意識が高まっています。
- 世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国や地方自治体などの対策、対応を十分に検証し、新たな感染症拡大などの未曾有の危機に対する備えに注力することが求められています。
- 『高度情報ネットワーク化とグローバル化』に伴う犯罪の高度化などに対して、地域の状況に応じた対応策が求められています。

【安心・安全に対する意識の高まり】の主な原因や関連するキーワード

- ◆世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大
- ◆新たな生活様式
- ◆ソーシャルディスタンス
- ◆地震や津波、豪雨災害への対策
- ◆災害に対する危機意識の変化・高まり
- ◆減災への取組
- ◆振り込め詐欺など、高齢者を狙った犯罪の多様化

6 コミュニティの変容

- 個人の価値観やライフスタイルの多様化、核家族の増加などに伴い、自治会の加入者が年々減少しています。今後は総人口のみならず、世帯数も減少に転じることが予想されており、地縁に基づく地域コミュニティの機能低下が危惧されています。一方で、『高度情報ネットワーク化とグローバル化』の中、地縁にとらわれない新たなつながりによるコミュニティ（ソーシャル・ネットワークなど）が多く生まれています。

【コミュニティの変容】の主な原因や関連するキーワード

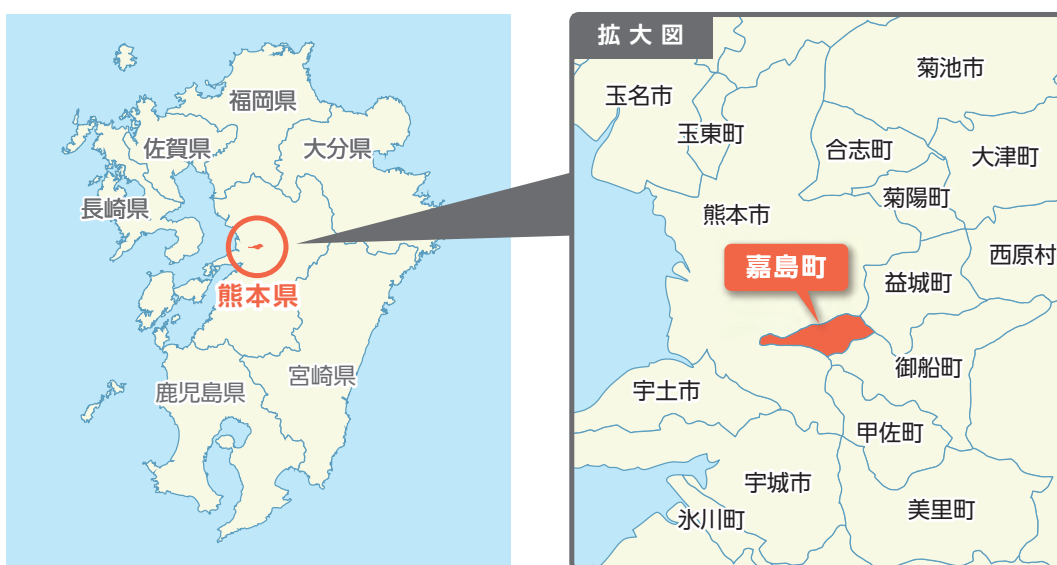
- ◆SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- ◆世帯数の減少
- ◆地域でのふれあい・関わりの希薄化
- ◆地域コミュニティの機能低下、崩壊（地域における支え合いなどの地域力の低下）
- ◆自助・互助・共助・公助の展開
- ◆地縁にとらわれないコミュニティの増加・拡大（ICTなどの活用、NPO活動）
- ◆地域コミュニティの役割・重要性の再認識

2 本町の概況

1 本町の位置、地勢

- 本町は、熊本県の中心都市熊本市の南部に位置しており、東西約9.8km、南北約3.9km、面積16.65km²です。南は緑川、御船川を隔てて熊本市、御船町に接し、東は九州自動車道を隔てて益城町にそれぞれ接しています。
- 本町は、熊本平野に属し平坦な水田地帯で、東地区の一部に標高20～30mの丘陵地帯があります。矢形川・御船川・緑川・加勢川の各河川に囲まれ、町東部には環境省の『平成の名水百選』に選定された「六嘉湧水群・浮島」をはじめとした、一大湧水群が形成されています。

■本町の位置■



2 本町の沿革

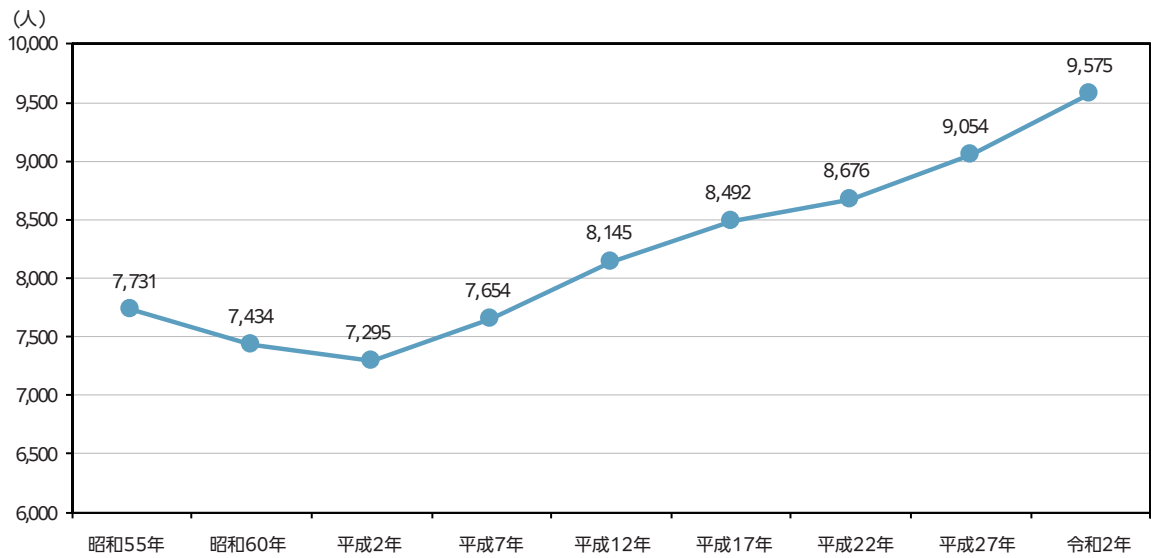
- 本町往古の沿革は、これを詳らかにすることはできませんが、中古時代において託麻郡に属し荘を形成し、後に益城郡に属して甘木荘・隈庄荘となりました。
- 徳川時代に至り、細川公の配下として益城郡代に治を仰ぎ、鯨手永総庄屋の支配を受け、下六嘉、上六嘉、井寺、北甘木、上島、鯨、上仲間、下仲間、犬淵の各村がありました。村には庄屋があってその配下に5人組がいて村政が司られていました。
- 明治2年藩政改革により、各村の庄屋制を廃止し、里正を準置し、明治5年里正制を廃し、官選「戸長」に改められました。
- 明治21年自治制発布、翌22年自治制実施に伴い六嘉村、大川村、上島村となりました。明治38年10月には、大川村と上島村が合併して大島村となり、昭和30年町村合併促進法により六嘉村と大島村が合併して嘉島村となりました。昭和44年2月1日町制を施行し「嘉島町」として今日に至っています。

3 人口

(1) 総人口

●本町の人口は、国勢調査人口では平成2年（1990年）の7,295人を底に、以降増加を続け、平成27年（2015年）には9,054人まで増加しています。

■国勢調査人口の推移■



資料：国勢調査

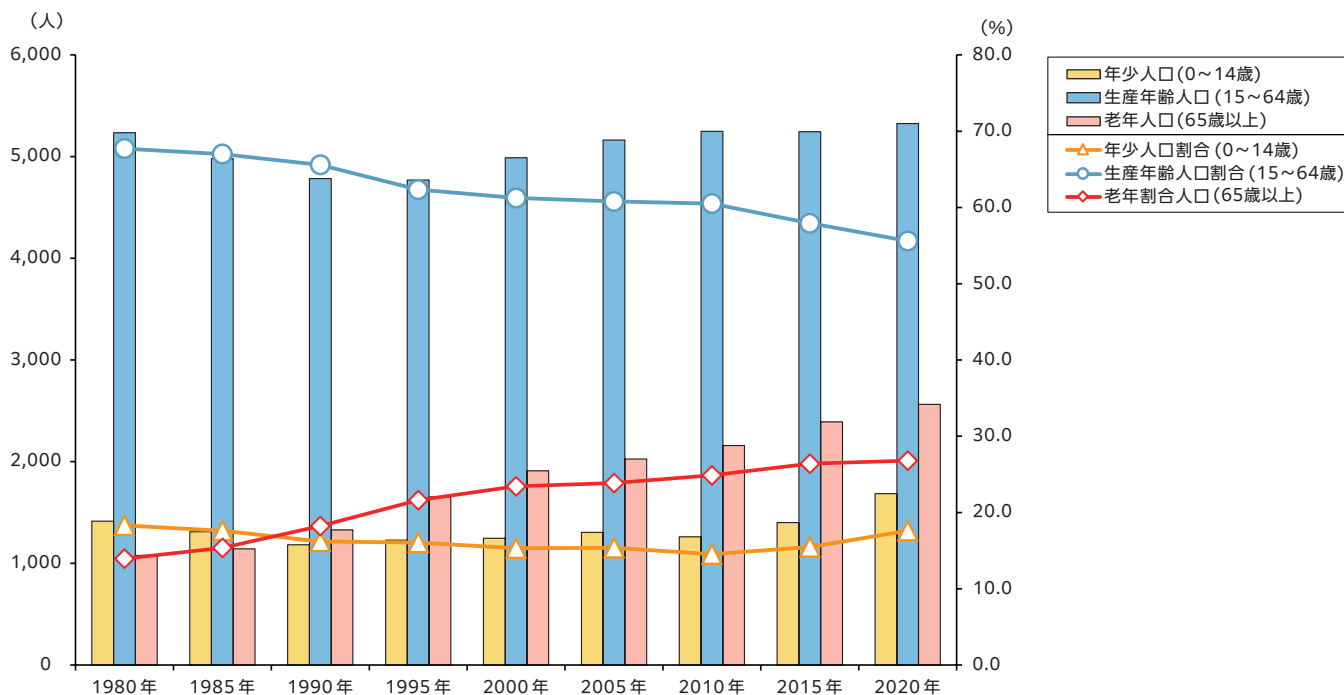
※令和2年の人口は熊本県推計人口調査（令和2年10月1日現在）による。

推計方法は、平成27年国勢調査確定値による人口及び世帯数を基準とし、住民基本台帳などにより把握した出生者・死亡者・転入者・転出者などの数及び世帯の増減数を加減して算出しています。

(2) 年齢別人口

- 本町の高齢化率は、昭和55年（1980年）の14.0%から平成27年（2015年）には26.4%と大幅に上昇して高齢化が進んでおり、人口の4人に1人は65歳以上の高齢者が占めています。
- 一方、15歳～64歳の生産年齢人口は同期間67.7%から57.9%に約10ポイント減少し、14歳以下の年少人口も同様に18.3%から15.5%と約3ポイント減少しています。

■年齢別人口の推移（各年10月1日現在）■



		1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
人口(人)	総人口	7,731	7,434	7,295	7,654	8,145	8,492	8,676	9,054	9,575
	年少人口(0~14歳)	1,416	1,310	1,182	1,229	1,247	1,304	1,261	1,401	1,686
	生産年齢人口(15~64歳)	5,236	4,981	4,784	4,771	4,988	5,162	5,250	5,245	5,326
	老年人口(65歳以上)	1,079	1,143	1,329	1,654	1,910	2,026	2,158	2,391	2,563
割合(%)	年少人口割合(0~14歳)	18.3	17.6	16.2	16.1	15.3	15.4	14.5	15.5	17.6
	生産年齢人口割合(15~64歳)	67.7	67.0	65.6	62.3	61.2	60.8	60.5	57.9	55.6
	老年人口割合(65歳以上)	14.0	15.4	18.2	21.6	23.4	23.9	24.9	26.4	26.8

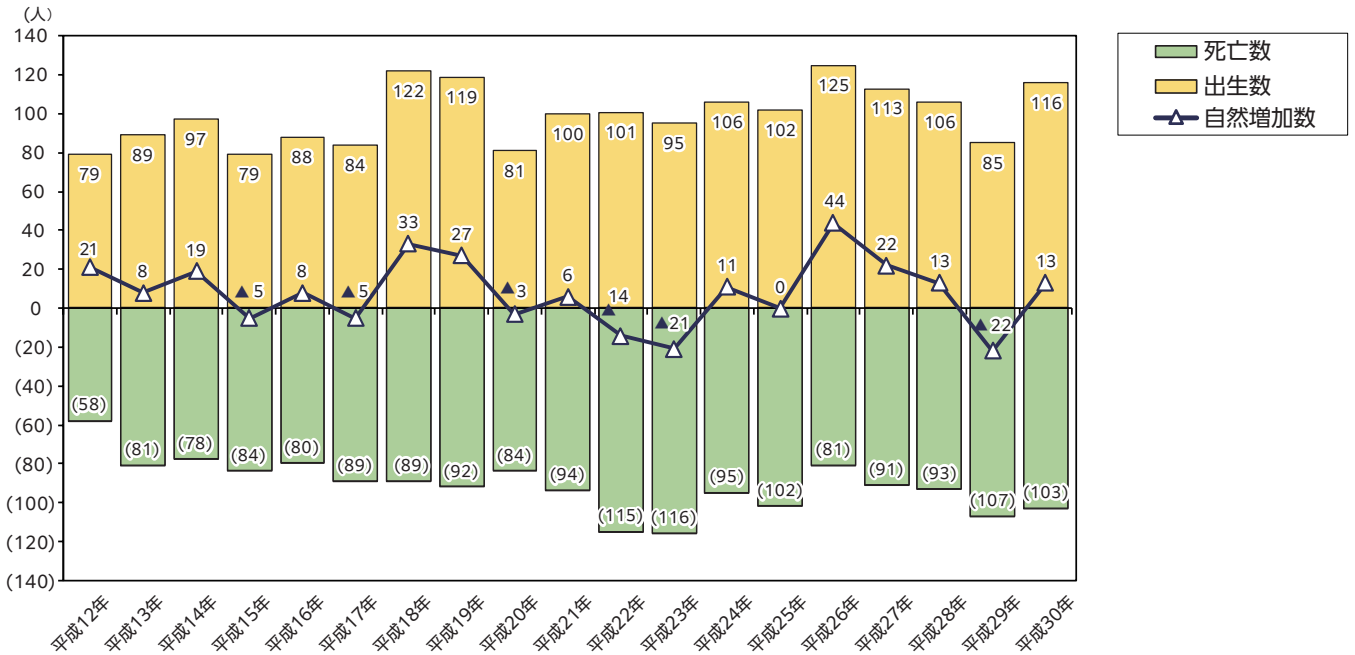
注：年齢不詳があるため、合計が必ずしも100%にならないものもあります。

資料：国勢調査

4 出生・死亡、転入・転出の推移

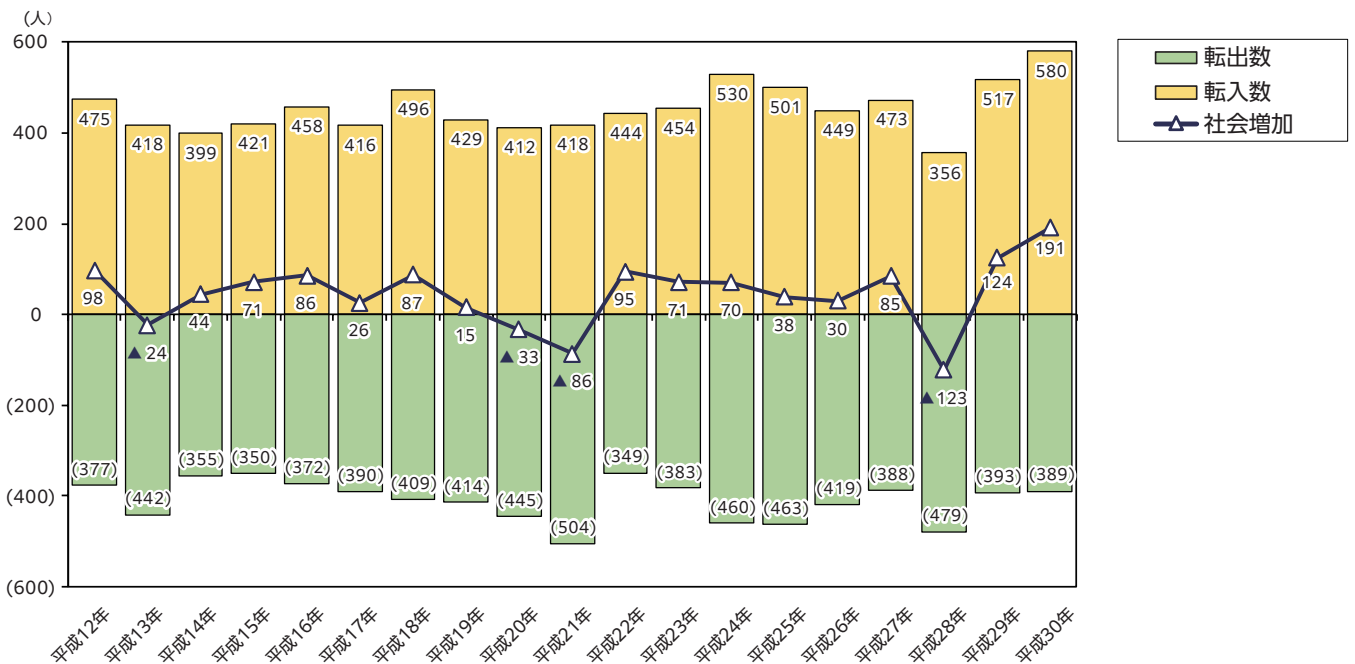
- 自然増減は、出生数が死亡数を上回る自然増の割合がやや多く、増減を繰り返しながら推移しています。
- 社会増減は、転入数が転出数を上回る転入超過の割合が多く、増減を繰り返しながら推移しており、近年は転入超過で推移しています。

■出生数・死亡数の推移■



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

■転入数・転出数の推移■

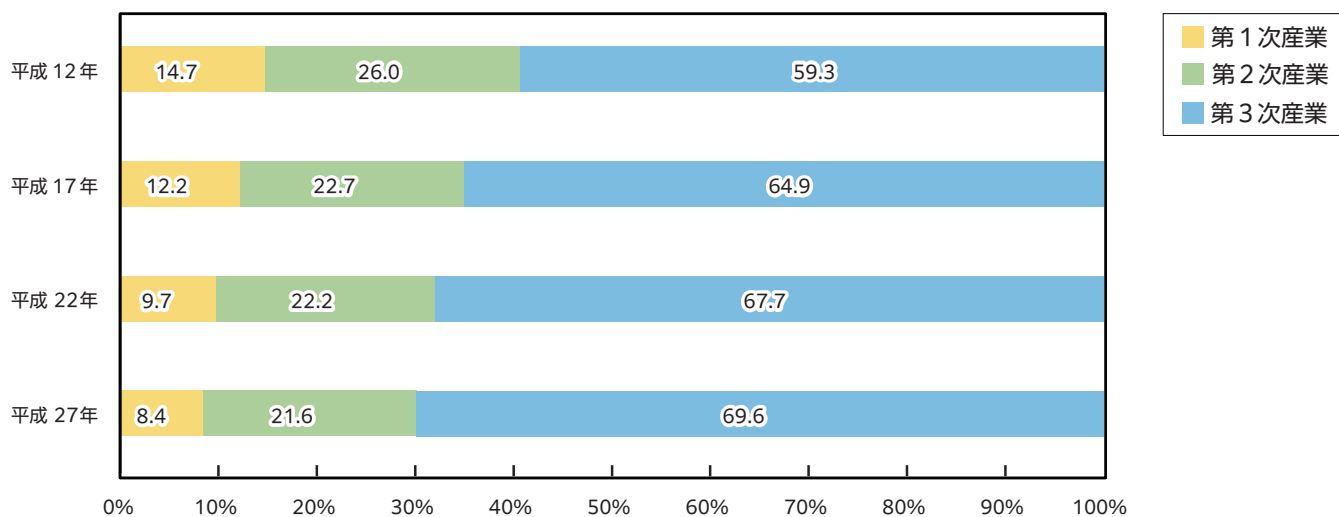


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

5 産業別就業者比率の動向

- 第1次産業は年々減少傾向にあり、平成12年（2000年）の14.7%から平成27年（2015年）には8.4%に減少しています。
- 第2次産業も減少傾向となっていますが、平成12年（2000年）の26.0%から平成27年（2015年）には21.6%に減少しています。
- 第3次産業は、平成12年（2000年）の59.3%から平成27年（2015年）には69.6%に増加しています。

■本町の産業別就業者比率の推移■

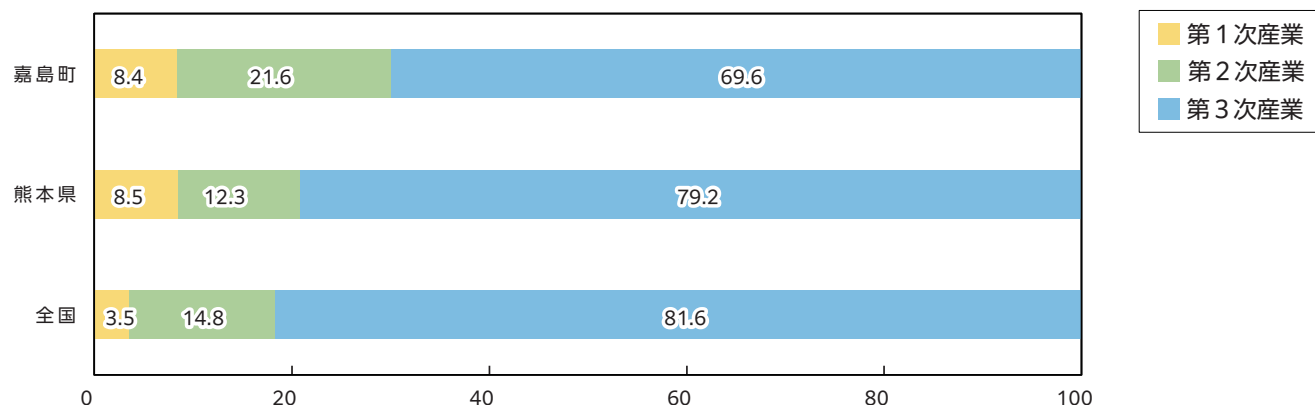


資料：国勢調査

注：産業不詳があるため、合計が必ずしも100%にならないものもあります。

- 全国平均及び県平均と比較すると、第2次産業のウェイトが目立って高くなっています。

■本町、国及び県との産業別就業者比率の比較(平成27年(2015年))■



資料：国勢調査

注：産業不詳があるため、合計が必ずしも100%にならないものもあります。

3 本町の特性・外部環境

●時代の潮流、住民の声、本町の概況などを基に、本町が持っている強み、弱みとともに、外部環境（機会・社会的背景）を整理して本町の特性を以下に示しています。

強み

- 本町の人口は、平成2年（1990年）以降増加の一途をたどる
- 『平成の名水百選』（環境省）に選定された「六嘉湧水群・浮島」をはじめとした、一大湧水群が形成されており、水資源が豊富
- 住民のまちへの愛着度が高い
- 豊かな自然環境に対する住民の満足度が高い
- 商業施設はほぼ充足し、買い物や生活・医療の利便性に対する住民の満足度が高い

機会

- SDGs達成に向けた機運の高まり
- 国の地球温暖化対策計画に基づく、令和12年（2030年）中期削減目標の達成に向けた取組の推進
- 情報通信技術（ICT）の飛躍的進歩と普及
- 地縁にとらわれない新たなコミュニティの増加・拡大（SNS）
- 再生可能エネルギー技術の進展
- インバウンドの増加
- 地方創生に向けた取組の加速

弱み

- 旧住民と新住民のつながり意識の格差、隣近所のつながりの希薄化
- 農家の高齢化と後継者不足
- 道路網の整備、徒歩や自転車で道路を安全に通行できる歩道の設置が課題

社会的背景

- 今後予想される人口減少、少子・超高齢社会の進展
- 民生費の増加に伴う財政状況の圧迫
- 災害や新たな感染症蔓延に対する危機意識の高まりと対応の必要性
- 成長から成熟への社会経済の変化による町内経済の転換の必要性
- 高度情報ネットワーク化とグローバル化への対応の必要性
- 限りある地球資源の枯渇を危惧するなど、環境に対する意識の変化と対応の必要性
- 地域住民のつながりの希薄化によるコミュニティの変容への対応の必要性

第 2 部 基本構想

1 まちづくりの方向性

まちづくりの方向性は、本町のまちづくりにおいて、長期にわたってすべての分野の基本となるものであり、いままでもこれからも大きく変わることはなく、第5次嘉島町総合計画の方向性を継承するとともに、新たに「いのちを守り大切にする環境づくり」を追加します。

◆まちづくりの方向性

「水の郷」の継承と行政サービスの充実

- 「水の郷」をキーワードとした「自然」「環境」など本町のイメージを継承しつつ、子育て支援、交通便利性、教育環境など住民のニーズに対応した「住んで良かった」「住み続けたい」「住んでみたい」行政サービスの充実に努めます。

産業の振興と生活環境の充実

- 将来を担う人材が、本町に留まり、働けるよう、楽しさと活気あふれる産業構造や住民の所得向上とともに、生活環境の充実に努めます。

みんなでつくるまちづくり

- 町外からの転入者の増加や関係人口の定住化対策などとともに、地域での人的なつきあいの希薄化を防ぎ、地域コミュニティの醸成や住民誰もがができる身近な協働のまちづくりを進め、みんなで考え、みんなでつくるまちづくり、地域づくりに取り組みます。

いのちを守り大切にする環境づくり

- 防災・防犯対策が整った安心・安全な環境、誰もが利用しやすい福祉施設の整備、医療体制の充実など、いのちを守る環境づくりに努めます。また、総合的な人権教育活動を推進し、いのちを大切にする環境づくりに努めます。

メリハリの利いた行財政運営

- 上記の基本的な方向を実現するため、限られた予算を効率的かつ効果的に配分し、メリハリの利いた行財政運営を進めます。

2 まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念とは、本町のまちづくりを進める上で、最も重要な基本姿勢であり、また、長期にわたって守るべきまちづくりの方向を示すものです。

時代の潮流や本町の特徴などを踏まえ、第5次総合計画のまちづくりの基本理念を継承して、第6次総合計画のまちづくりの基本理念を次のとおり掲げます。

◆まちづくりの基本理念

**活力とうるおいに満ちた田園文化都市
－住んで良かった！ 水の郷 嘉島－**

3 将来像

住民アンケートでは「本町の将来像」については、「住環境が良く暮らしやすいまち」が最も多く、次いで「緑豊かで自然との調和がとれたまち」、「防災・防犯対策が整った安全・安心なまち」「子ども、障がい者や高齢者を大切にすまち」「みんなが健康で元気に暮らせるまち」の順となっていることなどを踏まえ、第6次総合計画において目指すまちの将来像を次のとおり掲げます。

将来像

1

自然とともにある住みよいまち

【自然環境・生活環境・都市基盤・産業振興】

- 自然環境を守り、豊かな水や自然を今よりも美しい状態で保ちます。
- 良質な住宅や宅地の供給、上下水道、公園・緑地、道路など安全で利便性の高い整備に努めます。
- 環境と調和した持続可能な発展を目指す経済活動を支援します。

将来像

2

安心・安全で活力のあるまち

【福祉・保健・防災・消防・救急・交通安全・防犯】

- 住民が思いやり、支え合う福祉のまちづくりや健康づくりの取組を進めます。
- 防災体制、交通安全対策、防犯体制、感染症対策の充実した安心・安全のまちづくりを進めます。

将来像

3

みんなでつくる協働のまち

【教育・生涯学習・住民参画・人権・男女共同参画・コミュニティ】

- 教育や生涯学習の充実により、次世代を担う創造性に満ちた心豊かで魅力ある人を育成します。
- 住民が個性と能力を発揮し、地域の特性を生かした魅力あふれる地域づくりの実現に努めます。
- 住民、各種団体、企業、行政など多様な主体が強いつながりで、協働して、まちづくりを進めます。

4 目標人口

令和3年（2021年）に策定した嘉島町人口ビジョンにおいて、国や熊本県の目指すべき将来の方向を見据え、人口減少対策のために必要な施策を講じることにより、今後、合計特殊出生率と社会増減の改善を図り、令和12年(2030年)に約10,200人、令和22年(2040年)に約10,800人と増加し、それ以降は減少傾向となり、令和42年(2060年)に約10,400の人口を維持することを目標としています。

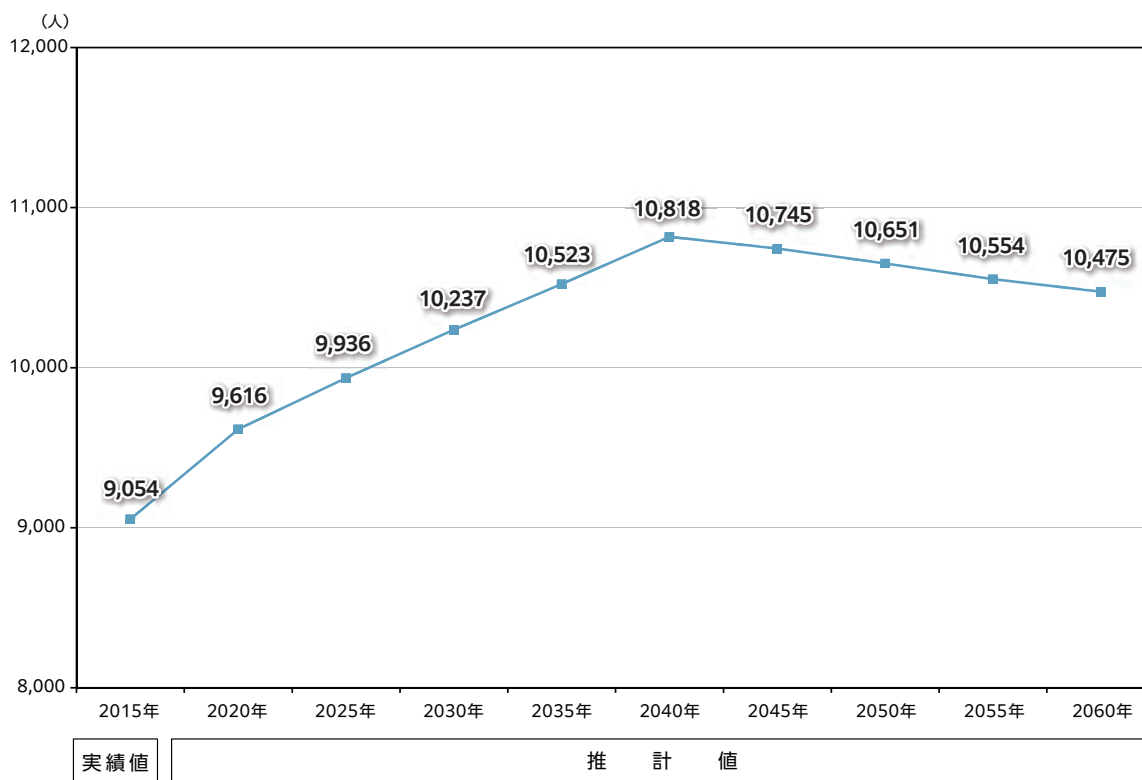
このため、第6次嘉島町総合計画における目標人口は、11,000人とします。

◆ 目標人口

11,000人

 (令和12年(2030年))

■ 本町における人口の将来展望 ■



資料：嘉島町人口ビジョン（令和2年度改訂版） 令和3年3月

参考：「嘉島町人口ビジョン（令和2年度改訂版）令和3年3月」における目標人口の前提条件

合計特殊出生率：令和12年（2030年）には合計特殊出生率は2.1を達成

社会増減：0歳から49歳の男女の純移動率において、2020年が転出超（マイナス）のみ2020年は「0.15」、2025年は「0.04」、それ以降2040年まで「0」（均衡）とし、2045年からは、2040年の1割の転出超（マイナス）を想定。それ以降は5年前の転出超過率の1割減で推移するものとした。

施策の大綱と 重点プロジェクト

1 まちづくりの基本方針

第6次総合計画のまちづくりの基本方針は以下のとおりです。

また、まちづくりの基本方針ごとに、それぞれの大枠の取組方向を示します。

◆まちづくりの基本理念

**活力とうるおいに満ちた田園文化都市
＝住んで良かった！ 水の郷 嘉島＝**

◆将来像

将来像
1 自然とともにある
住みよいまち

将来像
2 安心・安全で
活力のあるまち

将来像
3 みんなでつくる
協働のまち

◆まちづくりの基本方針

基本方針 1 生活環境の向上

基本方針 2 都市基盤の整備

基本方針 3 産業の振興

基本方針 4 保健・医療・福祉の向上

基本方針 5 防災・防犯などの充実

基本方針 6 教育・文化の向上

基本方針 7 住民参画・男女共同参画などの推進

基本方針 8 効率的・効果的な行財政基盤の構築

基本方針 1 生活環境の向上

- 『平成の名水百選』（環境省）に選定された「六嘉湧水群・浮島」や河川、丘陵部の緑地など自然環境や自然景観の保全については、住民、団体、事業者、行政の協働による環境教育を通じた意識啓発や環境に対するモラルの向上を図り、自然と共生するまちづくりを推進します。
- 住民への啓発活動や環境保全活動団体への支援、人材育成に努めます。
- 快適な生活のためのインフラ整備と併せて、本町の恵まれた自然環境を保全し、誰もが住みたくなる居住環境づくりを推進します。
- 公共下水道については終末処理場の増設及び管渠の整備を進めていきます。
- 「緑川の日」での河川清掃を継続するほか、町内一斉清掃などを継続します。
- 熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会を中心に、一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設、し尿処理施設）の広域統合に向けて取り組みます。
- SDGs（持続可能な開発目標）では「クリーンエネルギーの活用」や「気候変動への対策」、「海や森の豊かさを守ること」が開発目標（ゴール）として設定されており、本町においても関連する取組を推進します。
- 国の地球温暖化対策などの取組の一環である、プラスチック製買物袋（レジ袋）の有料化義務付けに伴うマイバッグの持参など、身近にできる減量化活動の推進を図ります。
- 地球温暖化問題など地球規模での環境保全への対応や快適でうまいのある生活環境の創造のため、ごみ分別の徹底、不法投棄防止などごみ発生の抑制や減量化を図り、自然環境に負荷を与えない「循環型社会」の形成に努めます。
- 熊本県の「2050年熊本県内CO2排出実質ゼロ」宣言を受け、熊本連携中枢都市圏として「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すとともに、構成市町村（嘉島町含む全18市町村）で策定中の地球温暖化対策実行計画「区域施策編」の策定と併せて「事務事業編」の推進を図ります。

基本方針 2 都市基盤の整備

- 人と自然が互いに調和し、美しいまちを保つため、「国土利用計画（嘉島町計画）」を改定するとともに、都市計画法、農振法などとの整合性を図り、住環境などの環境の保全と生産活動や開発との調整が図られた秩序ある計画的な土地利用を推進します。
- 嘉島町を含む一市三町で組織する市街化調整区域活性化連絡協議会と連携を図り、土地利用に関する規制緩和を始めとする町土の有効活用に努めます。
- 平成9年に滝河原土地区画整理事業に着手し、平成10年に嘉島西部土地区画整理事業が完了、平成21年に同尻土地区画整理事業、平成29年に芝原土地区画整理事業に着手しています。今後も自然や景観に配慮した住環境の整備を行います。
- 国県道の継続した整備を要請するとともに、道路機能の重要度や改良効果の高い道路を優先するなど計画的な道路整備を行います。
- 東部台地土地区画整理事業や民間企業による開発などと連携を図り、アクセス道路や周辺道路の整備を行います。
- 道路利用者に優しい歩道や街路灯整備、ポケットパークなど景観に配慮した道路空間の整備を推進するとともに、「長寿命化修繕計画」による維持管理を行います。

- 主要交通拠点と結節するバス路線の確保やバスの利用促進を図ります。
- 東部台地開発などでの水環境など自然と調和した住環境の整備を図ります。また、ハウスメーカーとの連携を図り、保留地販売と住宅建築を促進します。
- 町営住宅については、「嘉島町公営住宅等長寿命化計画」に基づく、個別改善、修繕及び維持管理に努めます。
- 住民のみなさんが誰でも安心して遊べ、憩える空間として利用目的や利用対象者などが明確な公園・緑地の整備を図るとともに、産学官民連携による多目的な公園計画から維持管理までの取組を推進します。
- 公共交通不便地域の解消や子どもや高齢者など交通弱者の移動手段を確保するため、コミュニティ交通の導入などを検討し、住民の移動利便性の向上に努めます。
- 熊本都市圏さらには九州全体の道路ネットワーク強化の観点から、嘉島ジャンクションと熊本市中心部を結ぶ新たな幹線道路（都市高速）の整備が実現できるよう関係機関に強力に要請していきます。

基本方針 3 産業の振興

- 全産業を通して、自然環境との共存を目指した雇用の場の拡大に努めます。
- 農業については、地域と一体となった地産地消を念頭においた安心できる生産地づくりに努めます。そのため、生産組織の活動基盤の強化、水田営農の推進、法人化への支援などを通して、後継者不足対策や人材確保のためのネットワークづくりを進めるとともに、既存農家の農地保全・農業への意識向上と認定農業者など担い手の育成を図ります。
- 農地の保全を図るため耕作放棄地の未然防止や遊休農地の活用などに努めます。
- 米、麦、大豆や野菜などを活用した嘉島特産品の開発、JAと商工会の連携による特産品の宣伝や特産品づくりや農業の6次産業化への取組を推進します。
- 商工会、農業者など関係者が一体となって、農商工連携による米・麦・大豆などを活用した特産品の開発など嘉島ブランドの向上に努めるとともに、住民の所得向上を図ります。特産品については、大豆焼酎に続く新たな特産品の開発を検討します。
- 安心・安全な農作物の生産をより一層進めるとともに、農村女性グループの活動を通じた特産品への活用を推進します。
- JA、商工会などの産業連携による多様な販売ルートの確立を推進するなど生産から販売までの総合的なブランド戦略を展開していきます。また、ふるさと寄附制度を活用した販路拡大も併せて推進します。
- 商工業などについては、継続した企業誘致活動を推進するとともに、既存企業との情報交換や交流を通じて連携を強化し、企業の発展とイメージアップを図ります。
- 企業誘致を計画的に進めるため、社会経済情勢に応じた企業誘致適地の検討及び見直しを行います。その際、既存の検討結果と社会経済情勢を踏まえつつ、地域住民の意見を反映した検討・見直しを行います。
- 観光については、本町のPR動画などにより本町の魅力を効果的に発信し、知名度向上を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症対策を含め、産業分野における今後の新たな生活様式を検討するとともに、テレワークやオンライン会議などの取組を推進します。

基本方針4 保健・医療・福祉の向上

- 少子高齢化の進行と疾病構造の変化を受けて、早期発見に留まることなく、健康を増進し、疾病を予防することに重点を置いた乳幼児から高齢者までの健康づくりへの支援のため、健診や健康講座などの多様な健康づくりへの取組を総合的、効果的に進めます。
- 地域医療については、病院や休日診療などを受診しやすくするとともに、病気の予防や健康づくりの体制の充実を図ります。また、医療機関などとの連携を図り、広域的な医療・救急医療体制の確立に努めます。
- 新型コロナウイルス感染症への備えと医療体制の充実を図ります。
- 地域福祉については、「嘉島町地域福祉計画」に基づき、地域福祉意識を醸成するとともに、地域に暮らす人々が連携を図りつつ、地域に根ざした助け合いを進めるため、地域福祉に携わる専門知識をもった人材の育成やNPOなどボランティアの拠点、人材のネットワークづくりを進め、地域共生社会の構築に努めます。
- 高齢者がいつまでも健康で暮らしていけるように、在宅医療・介護の連携、地域包括支援センターの活用、地域と共につくる地域包括ケアシステムの構築、地域資源を生かした総合的な高齢者福祉対策を推進します。
- 高齢者の移動手段を確保するため、コミュニティ交通の導入などを検討し、移動利便性の向上に努めます。
- 子育て支援は、「次世代育成支援後期行動計画」に基づき、地域での見守りを中心に、子どものいる家庭や子どもを持ちたい人が安心して産み育てられる環境づくりを進めます。
- 「嘉島町障がい者プラン」に基づき、障がいの有無にかかわらず住民が相互に人格と個性を尊重し、自立して働き、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。また、特別な教育的支援を必要とする子どもたちの教育的ニーズや保護者の願いなどを把握し、関係機関との連携を図りながら、支援の充実を図ります。
- ひとり親家庭、生活困窮者の日常生活での負担を軽減するため、相談・指導体制の充実を図ります。
- 国民健康保険については、財源の確保とともに、住民の健康づくりの推進による医療費適正化の総合的な推進を図ります。
- 介護保険については、「介護保険事業計画」に基づき、引き続き制度の周知徹底を図るとともに、介護保険給付の円滑な実施に努めます。

基本方針5 防災・防犯などの充実

- 熊本地震をはじめとする地震や台風、豪雨などによる大規模な自然災害が頻発しており、住民の生命・財産を災害や事故から守るため、道路、河川などハード面の整備と併せ、地域防災計画に基づく防災意識の高揚、自主防災組織の充実、防災行政無線の活用などを図り、地域での防災体制の強化に努めます。
- 現状の勧誘活動に加え、消防団協力事業所表示制度を導入し、町外在住で町内企業に勤務している方へも消防団への加入を推進します。また、消防団OBの活用や役場消防団の結成など団員確保のための対策を検討します。
- 消防職員と消防団員が訓練や行事などを通じて、平時より顔の見える関係を構築することで、有事の際における円滑な連携に繋がるように努めます。
- 平成6年に御船川激甚災害対策特別緊急事業が完工し、平成11年に加勢川左岸堤防が概成して頻繁に発生していた水害の発生を防ぐことができていますが、更なる堤防補強と排水機場の性能向上を図ります。
- 消防設備の充実とともに、救急体制の整備、見直しを図ります。

- 頻繁に発生していた水害の発生を防ぐことができているますが、災害時の避難については、上層階に避難する垂直避難をはじめ浸水想定区域外への早めの避難を検討します。
- 「災害時要援護者避難支援計画」についての周知及び援護の充実を目指します。
- 新型コロナウイルス感染症対策による新たな時代に対応するための方法を検討するとともに、3密を避けることや手洗いとうがいを励行します。
- 犯罪の多様化などに対する安心・安全意識の高まりなどに対応するとともに、関係団体との連携を図りながら、生活道路への歩道設置、防犯灯の増設、交通安全施設の整備・点検さらには防犯パトロールの充実などを図り安心・安全のまちづくりを目指します。また、令和元年度に設置した町内48箇所の防犯カメラを活用し、犯罪の抑止や見守りを図ります。
- 消費生活センターなどの関係機関との連携を図りながら、消費者に正しい知識や情報の提供など住民の相談窓口の充実や消費者意識の向上を図ります。

基本方針6 教育・文化の向上

- 将来の嘉島町を担う心身ともに調和のとれた子どもたちの育成を目的に、「生きる力」と「思いやりの心」を持ち、多様な個性を伸ばす教育環境の充実、整備を図ります。
- 基礎・基本学力の向上をはじめ、国際化・情報化への対応など多様な学校教育の推進を図ります。
- ICTを適切・安全に使いこなせることができるよう、情報活用能力を育成するための環境整備を図ります。
- 学校施設については児童・生徒数の変動に応じた施設整備及び老朽化に伴う改修、学校トイレの洋式化などを推進します。
- 安心・安全な給食を提供するため、老朽化した給食センターの建て替えを実施します。
- いじめ、不登校などに対処するための関係機関とのネットワークづくりをはじめ、児童・生徒の不安・悩みなどの解消のための専門カウンセラーの配置など教育相談体制の充実を図ります。
- 計画的・自主的な研修などによる教職員の資質向上に努めます。
- 家庭・地域・学校の連携による子どもの安全確保を図る組織づくりに努めます。
- 体験学習や家庭教育の推進など次世代を築く人材を育成します。
- 住民の多様化する学習ニーズに対応した施設の有効活用や指導者・ボランティアの養成を積極的に行います。
- 町内での生涯スポーツ・レクリエーションのニーズを受け入れる施設の整備や各種スポーツクラブの育成に努めるとともに、子どもから高齢者まで気軽に参加できるようなスポーツの振興を目指します。
- 人づくり、まちづくりにつなげる文化事業や住民が自発的に行う文化活動への支援を通して、質の高い芸術文化にふれあえるまちづくりに努めます。
- 令和2年度から開始した「地域学校協働活動事業」の中で、住民が参加できるイベントや学校行事などを通して住民同士がつながる交流機会づくりを進めるとともに、学校教育や文化活動を通じた「人」と「人」のつながりを高めるしくみづくりを推進します。

基本方針7 住民参画・男女共同参画などの推進

- 住民参画や男女共同参画について、住民への浸透を図るための意識啓発の取組を推進します。
- 「人権教育・啓発基本計画」に基づく人権教育を推進するとともに、学校教育や町職員への人権教育に取り組みます。また、人権イベントや住民講座などの参加を通して、人権尊重の意識づくりに努めます。
- 水系をもとにした広域連携の取組への参加を推進し、他市町村との人的交流、まちづくり活動の活性化を図ります。
- 地域のことを考え、まちづくりを担う若者やリーダーの育成に努めます。
- 旧住民と新住民のつながり意識の格差、隣近所のつながりの希薄化を防ぎ、住民同士のつながりの強化を図ります。
- 各種審議会などの委員公募の積極的活用や町職員の地域行事への積極的な参画を通じた住民と行政の協力関係の確立を図ります。
- 「嘉島町男女共同参画計画」を基本に、行政、住民、事業者などの役割分担を明確にした上で、男女がそれぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画の環境づくりを推進します。
- 広報誌、ホームページなど広報活動の充実強化による積極的な情報公開を通して、住民参画の促進を図ります。
- 広報誌や講演会などの充実による人権意識の高揚を図るとともに、地域、行政機関、各種団体、学校などが一体となって人権擁護の推進に努めます。

基本方針8 効率的・効果的な行財政基盤の構築

- 本町の財政を取り巻く環境はさらに厳しくなる中、限られた人的資源や財源を有効かつ最大限活用し、効率的で効果的な行政経営の視点に立った改革を継続します。中でも行政手続などのオンライン化を推進し、電子自治体の推進体制の強化に努めます。
- 業務体制の見直しやコスト縮減については今後も重要な課題であり、近い将来業務に必要不可欠となるAIやRPAなどの導入について、広域連携による共同調達などを進めるなど、コスト意識の向上、徹底を図ります。
- 地方分権や新しい行政課題に対応できるよう、効率的かつ機動的な組織・機構の改革を継続するとともに、実務能力と政策立案能力などを備え、変化の時代に対応できる人材の育成を図り、行政サービスの質の向上に努めます。
- 更新時期を迎える公共施設は財政的に大きな負担となるため、長期的かつ経営的な視点で施設の長寿命化対策を行うとともに、施設の処分、統廃合についても検討します。
- 歳入面では、住民の理解のもと公正で確実な自主財源の確保による安定的な歳入確保に努めます。その際、企業版ふるさと納税や有料広告事業を推進します。
- 歳出面では事務事業の見直しなどによる経費節減を推進し、持続可能な財政構造の確立に努めます。
- SNSを活用した情報発信や証明書交付料金のキャッシュレス化など、デジタル化に対応した取組を検討するとともに、住民に対してマイナンバーカードの取得促進に努めます。

- 行政手続のオンライン化を推進し、利便性の向上を図ります。
- 町単独ですべての仕事を担うフルセット主義から、施策ごとに効果的な連携手法で都市機能等を維持確保する取組の検討を行います。
- 広域連携については、防災やごみ処理などの生活環境施策での連携や広域的な施設利用を中心に広域事務連携の強化を図ります。
- 地方創生については、本町の特性を活かした施策の検討を行います。
- 住民が誇りを持てるまちづくりを進めます。

2 重点プロジェクトの体系

人口減少対策を基本とした「第2期嘉島町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年3月改訂）」の3つの基本目標に定める具体的な施策を「重点プロジェクト」として位置付けます。

◆「第2期嘉島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目指す目標と3つの基本目標ごとの基本戦略

人口の将来展望であげた2つの目標を実現するため

- ◆2040年（令和22年）に30代～40代の社会減がゼロになることを目指す。
- ◆合計特殊出生率を2030年（令和12年）までに2.0、2040年（令和22年）から先は2.1に上昇させることを目指す。



基本目標1 嘉島町における産業の振興と雇用の創出

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| ① 創業希望者のニーズに合った支援 | ② 雇用安定のための地域経済活性化と雇用の場の確保 |
| ③ 恵まれた自然と農産物などを活用した特産品づくり | ④ 企業誘致活動の推進 |

基本目標2 嘉島町への新しい人の流れによる関係人口・交流人口の創出・拡大と定住促進

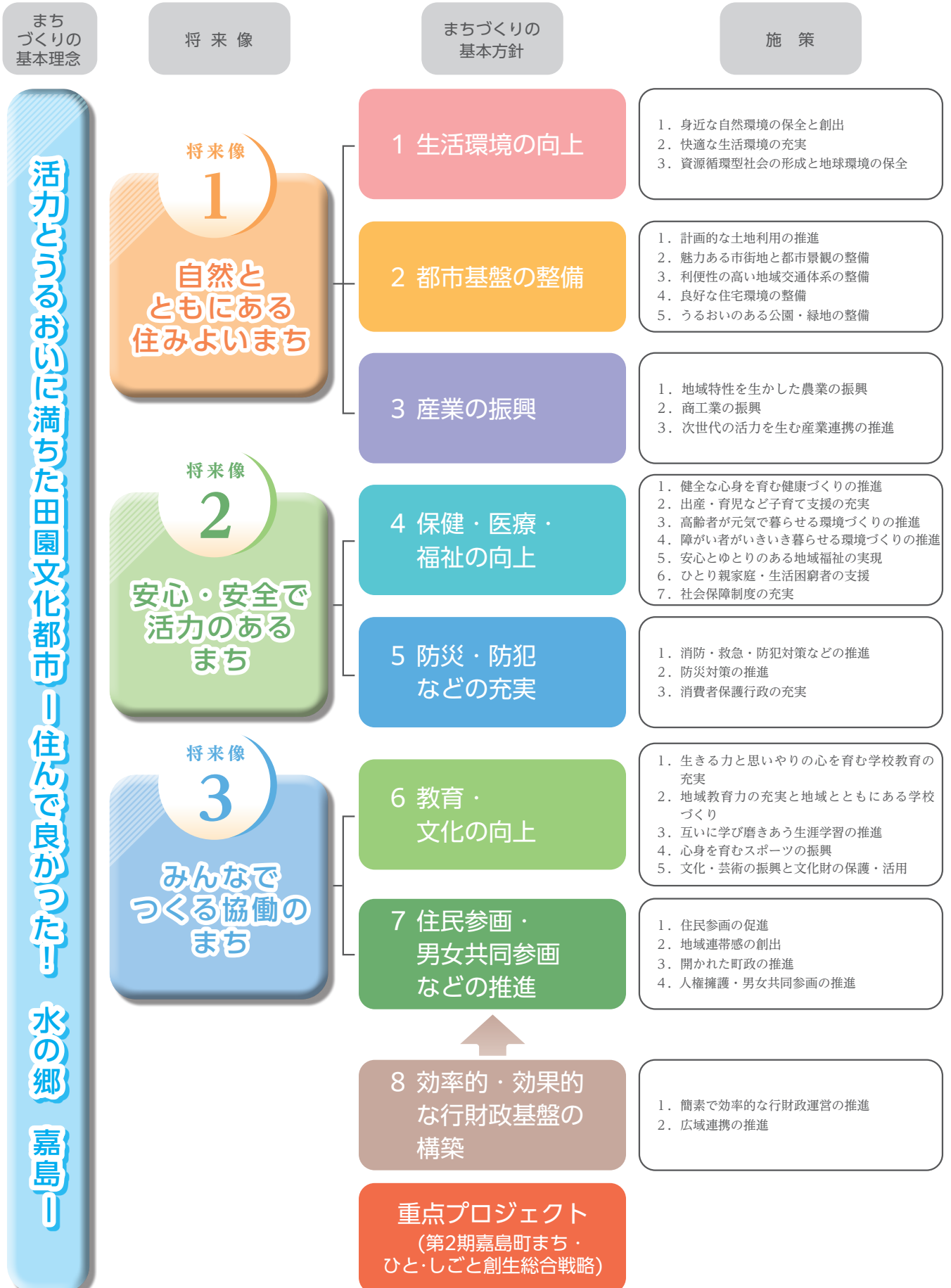
- | | |
|-----------------|---------------------------------|
| ① シティプロモーションの充実 | ② 東部台地土地区画整理事業「ゆうすいの杜」の推進 |
| ③ 移住希望者の移住・定住促進 | ④ 嘉島を応援してくれる人への情報発信、ふるさと納税制度の推進 |

基本目標3 嘉島町におけるあらゆるひとの結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり

- | | |
|-------------------------------|---------------|
| ① 安心して結婚・出産できる取組の推進 | ② 保育提供体制の確保 |
| ③ 多様な保育ニーズに対応した子育て支援サービスの環境整備 | ④ 母子保健サービスの充実 |

3 施策の体系

8つの基本方針により、行うべき施策の体系を次のとおりまとめ、まちづくりを展開します。



第 3 部 前期基本計画

基本方針 1

生活環境の向上

- 施策 1 身近な自然環境の保全と創出
- 施策 2 快適な生活環境の充実
- 施策 3 資源循環型社会の形成と地球環境の保全

身近な自然環境の 保全と創出



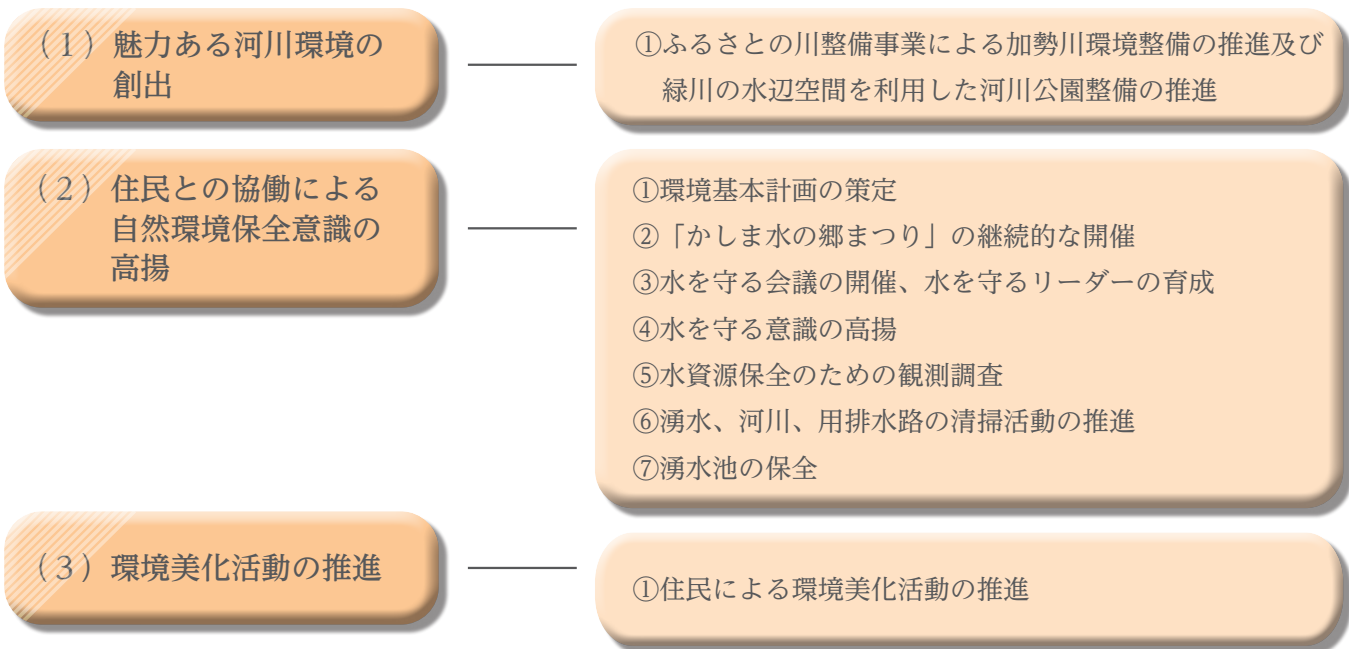
施策の基本方針

自然と共生した暮らしやすい快適な生活環境づくりを進めます。

現状と課題

- ・本町は、四方を緑川、加勢川、矢形川、御船川に囲まれ、東部の台地と海拔5～8メートルほどの平野で構成され、町内には浮島をはじめ、阿蘇の伏流水といわれる湧水群が点在しています。
- ・住民の多くは、将来のまちの姿として、「自然環境や住環境に恵まれた住みやすい安心・安全なまち」を望んでいます。
- ・広域的なつながりで河川流域や湧水を守っていくため、リバーパーク「鯰の学校」を拠点として、「植物を利用した水質浄化実験施設」「階段護岸（船着き場）」「学校ビオトープ」が整備され、加勢川に親しみ・遊び・学ぶ・環境学習の場を提供しています。
- ・緑川の高田地区において、総面積約6haのグラウンドゴルフ場・多目的広場・学習広場・階段護岸の整備が完了しました。
- ・各地区で営まれていた川まつりについては、農家の数が大きく減少してまつりを廃止した地区も多く、行政でその復活を働きかけることが難しくなっていますが、平成17年度までは浮島周辺水辺公園、平成18年度からはイオンモール熊本において「かしま水の郷まつり」が開催されています。併せて、町内一斉清掃、各行政区での区役、緑川の日での河川の清掃活動なども実施されています。
- ・本町の宝である地下水については、住民の地下水保全に対するニーズは高く、平成19年度に嘉島町地下水保全対策協議会が設立され、普及啓発事業を行っています。また、水質保全のために毎年河川の定点水質検査及び地下水位、湧水量の調査を実施しています。
- ・湧水池の保全については、区役などの地元住民による保全活動が行われています。
- ・地下水保全、河川流域保全のための広域連携に取り組んでいます。
- ・一方、本町の環境施策の指針となる環境基本計画の策定については、策定に向けた検討が必要となっています。

施策の体系



具体的な施策

(1) 魅力ある河川環境の創出

- ①ふるさとの川整備事業による加勢川環境整備の推進及び緑川の水辺空間を利用した河川公園整備の推進
緑川水系河川として国土交通省「かわまちづくり支援制度」を活用しながら継続して取り組んでいきます。

(2) 住民との協働による自然環境保全意識の高揚

- ①環境基本計画の策定
自然豊かなまちづくりを目指す上でも策定する方向で検討します。
- ②「かしま水の郷まつり」の継続的な開催
水の郷をPRしつつ、まつりを通して地域社会のふれあいを深めていきます。
- ③水を守る会議の開催、水を守るリーダーの育成
くまもと地下水財団の事業を活用していくとともに、県などで開催される講座などを活用して、水環境保全の活動を率先していくリーダーを育成します。
- ④水を守る意識の高揚
水への意識付けを図るとともに、雨水浸透枳、貯水タンクの設置を進め、雨水利用を促進します。
- ⑤水資源保全のための観測調査
地下水位及び湧水量の調査を継続して実施します。
- ⑥湧水、河川、用排水路の清掃活動の推進
町内一斉清掃、各行政区での区役、緑川の日での河川の清掃活動などを継続して実施します。
- ⑦湧水池の保全
名水百選に選定されている湧水群を保全していくとともに、水の貴重さを認識するための場として活用し、環境教育を通じた意識啓発や環境に対するモラルの向上を図ります。

(3) 環境美化活動の推進

- ①住民による環境美化活動の推進
住民団体の育成やボランティア活動への支援、「町内一斉清掃活動」の継続実施など、住民による環境美化活動を推進します。



施策の基本方針

水資源の保全と排水対策の充実に努めます。

現状と課題

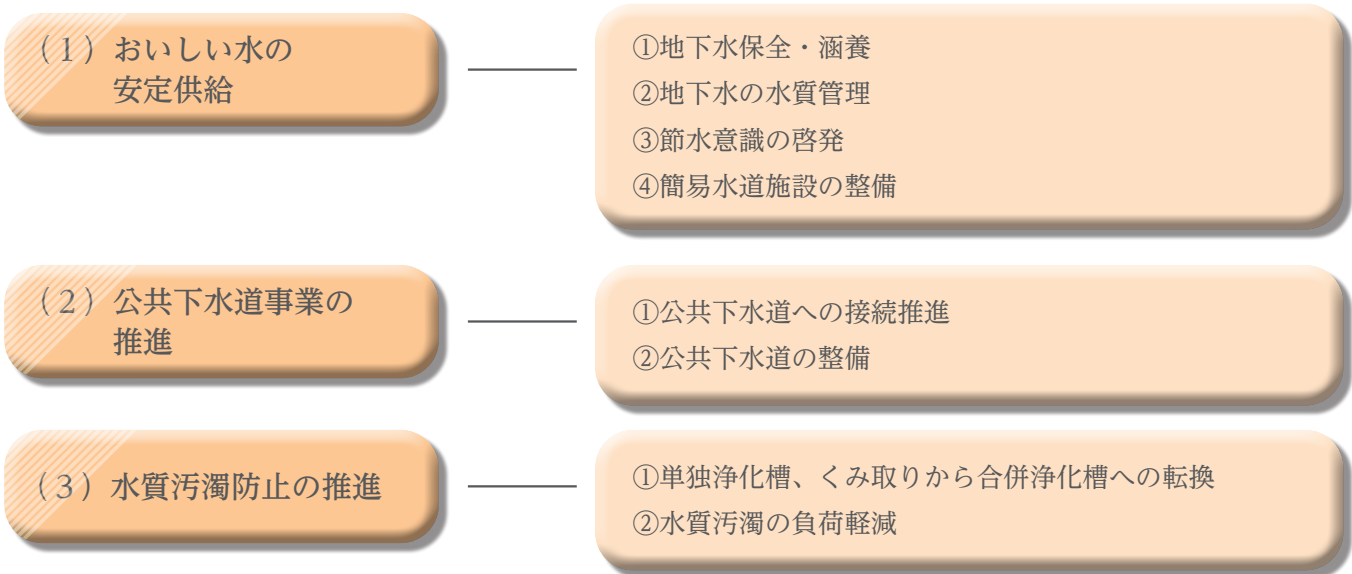
【水資源の保全・整備】

- ・本町は、地下水資源に恵まれており、住民生活や産業活動の水需要については、地下水によってまかなわれてきました。
- ・地下水保全・涵養については、くまもと地下水財団を中心に、地下水涵養域での取組や、広域的な施策の実現を図っていますが、長期的かつ広域的な取組となるため、地域全体が一体となって取り組む必要があります。
- ・地下水の水質管理については、県の検査、住民からの申込みによる検査を通じて、飲用不適井戸の把握及び指導を行っています。
- ・節水意識については、広報誌による啓発を行っていますが、水道料金がかからないためか、節水の意識は低いように思われます。
- ・水道事業については、嘉島東部台地土地区画整理事業「ゆうすいの杜」に伴い平成25年3月に簡易水道事業創設に関する基本計画を策定し、平成26年5月に簡易水道事業用深井戸を建設しました。水質も水道法の水質基準に適合しており、嘉島東部台地土地区画整理事業「ゆうすいの杜」の進捗に合わせ、施設整備を推進していきます。

【排水対策】

- ・公共下水道の整備については、上六嘉ポンプ場、上島ポンプ場などの汚水中継ポンプ場が整備され、また、管渠についても徐々に整備を進めています。
- ・公共下水道への接続については、下水道管渠の整備に合わせ、供用開始区域への地区説明会の開催などにより住民の理解を求め、徐々に公共下水道への切り替えが進んできましたが、場所によっては工事費の問題、合併浄化槽の年間経費と下水道料金を比較した場合のメリットなどの認識不足、環境への理解が十分でないことなどがネックとなり、切り替えを躊躇されることが課題となっています。
- ・公共下水道処理水の有効活用については、浄化センター内用地の有効利用の観点から、処理場の整備がほぼ完了した時点で浄化センター内に環境学習施設を整備することを検討しています。
- ・浄化槽の設置については、くみ取り及び単独処理浄化槽から合併浄化槽への転換を促進します。
- ・水質汚濁の負荷軽減対策として、平成21年度から廃油の回収を実施しています。

施策の体系



具体的な施策

(1) おいしい水の安定供給

①地下水保全・涵養

くまもと地下水財団を中心として、地下水涵養域での取組や広域的な施策の実現を図るとともに、住民、行政ともに地域全体が一体となって地下水保全の意識を高め、広域的に涵養を推進します。

②地下水の水質管理

県の検査、住民からの申込みによる検査を通じて、飲用不適井戸の把握及び指導に努めます。

③節水意識の啓発

広報誌やホームページを通して、貴重な地下水を保全するため、節水意識の啓発に努めます。

④簡易水道施設の整備

東部台地土地区画整理事業「ゆうすいの杜」による宅地造成区域が拡大される都度、順次配水管の整備を進めていきます。

(2) 公共下水道事業の推進

①公共下水道への接続推進

説明会の開催、パンフレットの配布などにより、公共下水道への接続のメリットなどを供用開始区域内の住民に理解を求めています。

②公共下水道の整備

終末処理場の増設及び管渠の整備を進めています。

(3) 水質汚濁防止の推進

①単独浄化槽、くみ取りから合併浄化槽への転換

単独浄化槽、くみ取りからの合併浄化槽への転換の推進及び設置後の維持管理の徹底を図ります。

②水質汚濁の負荷軽減

行政区によっては、廃油の回収やせっけんづくりなどの水質汚濁の負荷軽減に係る取組を実施しています。本町でも廃油の回収などの取組を継続して実施していきます。

施策
3

資源循環型社会の形成と地球環境の保全



施策の基本方針

環境意識の向上や循環型社会の形成を進めます。

現状と課題

- ・生活様式の変化とともに、大気汚染や水質汚濁、地球温暖化などの環境問題が地球規模で複雑多様化しています。このような環境問題が問われている今日、住民の環境に対する意識も高まっており、ごみ処理においてもリサイクルできるものはリサイクルするなど環境に配慮した活動も増えています。
- ・ごみ減量化・再資源化については、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入を促進して、その普及を図っています。また、分別収集の周知を図るとともに、リサイクル事業を引き続き実施しています。
- ・ごみ出しルールやごみステーション管理などは、住民の理解や行政区などの協力により大半は守られていますが、一部では違反ごみが収集されず取り残される・ごみが散乱するなど対応に苦慮する地域があり、マナー意識の啓発が必要となっています。
- ・買い物用マイバッグ運動については、町広報誌で買い物にはマイバッグを持参し、なるべくレジ袋をもらわぬよう、一人ひとりの自覚を促しています。国の地球温暖化対策などの取組の一環である、プラスチック製買物袋（レジ袋）の有料化義務付けもあり、現在は浸透しつつあります。
- ・町指定ごみ袋の利用については、商工会に販売委託して、加盟事業所にて販売し、住民に購入してもらっており、指定ごみ袋による排出が徹底されてきています。
- ・ごみの不法投棄などの抑制については、定期的なパトロールを実施し、不法投棄を発見した場合は回収し、看板設置などによる防止策を講じていますが、雑草が繁茂する場所に投棄されるケースが多く、徹底した調査を実施する必要があります。
- ・緑川水系地域での一斉清掃などの実施については、流域に住む方々や民間団体、流域市町・国・県など幅広い協力関係団体が参集し、流域の統一行動日を4月29日「緑川の日」として、流域の各地で河川清掃が行われています。
- ・地球温暖化防止対策として、二酸化炭素削減のための自然エネルギーの利活用、省エネルギーの推進を図るなど環境への負荷低減が求められています。

施策の体系

(1) ごみの減量化・再資源化による循環型社会の形成促進

- ①ごみ減量化・再資源化の推進
- ②生ごみの家庭で堆肥化、有効利用
- ③簡易包装の推進や身近にできる減量化活動の推進
- ④もったいない運動の推進
- ⑤緑川水系地域での一斉清掃などの実施及び不法投棄の抑制

(2) 廃棄物処理広域化

①廃棄物処理広域化の推進

(3) 地球温暖化対策の推進

①地球温暖化対策の推進

具体的な施策

(1) ごみの減量化・再資源化による循環型社会の形成促進

①ごみ減量化・再資源化の推進

生ごみの「ひと絞り運動」を推進し、資源ごみの分別の徹底を図ることで、ごみの減量化を目指します。また、町指定ごみ袋の利用を徹底します。

②生ごみの家庭で堆肥化、有効利用

生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の普及促進を図るため、購入補助金交付事業を今後も継続します。

③簡易包装の推進や身近にできる減量化活動の推進

国の地球温暖化対策などの取組の一環として、プラスチック製買物袋（レジ袋）の有料化が義務付けられたことに伴い、買い物にはマイバッグを持参するなどして、一人ひとりの自覚を促します。

④もったいない運動の推進

「ごみとなるものをつくらない（リフューズ）」「減らす（リデュース）」「くり返し使う（リユース）」「再生利用する（リサイクル）」などリサイクル意識の啓発及び実践活動を推進します。

⑤緑川水系地域での一斉清掃などの実施及び不法投棄の抑制

流域住民の意識の啓発を常に図り、継続して清掃を実施するとともに、河川の清掃に参加することで、ごみ問題への意識啓発を行います。また、不法投棄防止のための地域一体となった巡回監視体制づくりと迅速な対応に努め、警察、保健所などと連携して取り組んでいきます。

(2) 廃棄物処理広域化

①廃棄物処理広域化の推進

熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会を中心に、一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設、し尿処理施設）の広域統合に向けて取り組めます。

(3) 地球温暖化対策の推進

①地球温暖化対策の推進

熊本県の「2050年熊本県内CO2排出実質ゼロ」宣言を受け、熊本連携中枢都市圏（嘉島町含む全18市町村）として「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すとともに、策定中の地球温暖化対策実行計画「区域施策編」において「気候非常事態」の宣言を行い、圏域一丸となった取組と併せて「事務事業編」の推進を図ります。

基本方針 2

都市基盤の整備

- 施策 1 計画的な土地利用の推進
- 施策 2 魅力ある市街地と都市景観の整備
- 施策 3 利便性の高い地域交通体系の整備
- 施策 4 良好な住宅環境の整備
- 施策 5 うるおいのある公園・緑地の整備

計画的な土地利用の推進



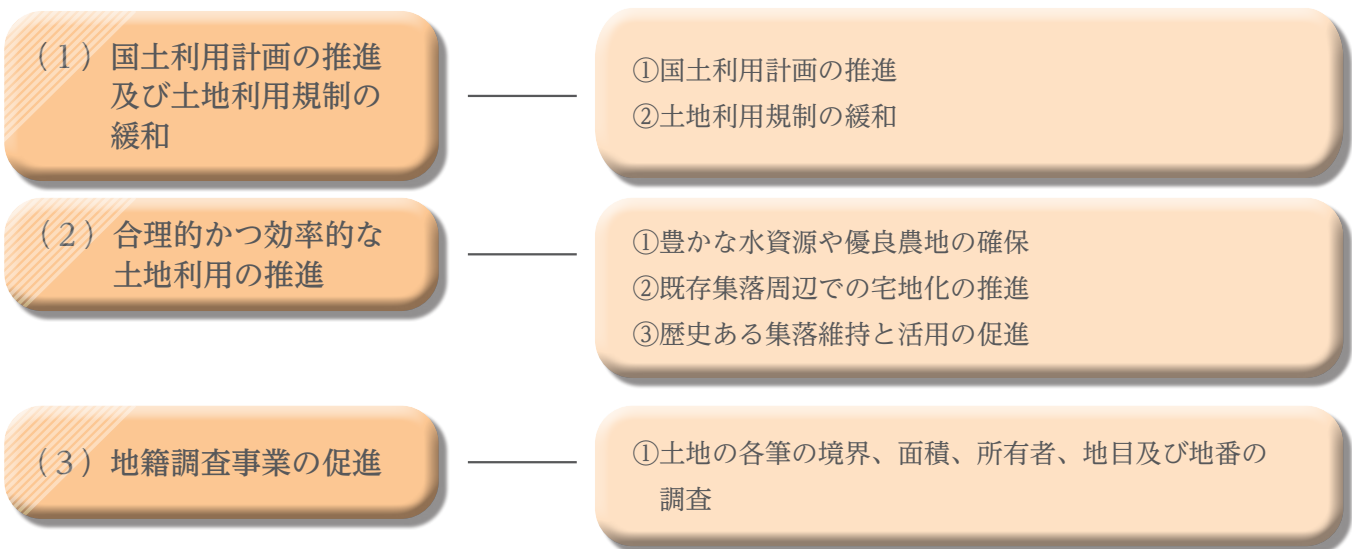
施策の基本方針

水環境との共生を理解する一人ひとりの責任に基づく土地利用の推進及び土地利用に関する広域連携を図ります。

現状と課題

- ・本町の今後の有効な土地利用を図るための指針となる国土利用計画については、国の全国計画、県の国土利用計画の策定及び大規模な土地利用転換などが進んだことなどの情勢の変化に対応して改訂しています。
- ・改正都市計画法が平成19年11月に全面施行され、市街化調整区域での大規模開発には地区計画策定が必要となり、非住居系の下仲間・上仲間地区計画などが策定され、良好な土地利用が進められています。
- ・規制緩和の動向に対応できるよう、市街化調整区域活性化連絡協議会で先進地視察研修や協議を重ねています。
- ・農地については、水田環境を守るため、農地の貸し借りを推進し、耕作放棄地を出さないように努めています。
- ・既存集落周辺での宅地化推進においては、地区計画（住居系）は県と随時協議を行ってきました。また、集落内開発制度の運用を平成20年10月に開始し、集落内の宅地開発は増加し、集落内開発区域外にも住居系の地区計画により住宅が建築されています。
- ・東部台地土地区画整理事業「ゆうすいの杜」が平成25年8月に都市計画決定されて以降、令和3年度には一部の宅地販売が予定され、良好な住宅環境が整備されつつあります。
- ・平成24年度からは、本町の土地の情報を明確にするため、土地の戸籍ともいえる国土調査法に基づく地籍調査事業に取り組んでいます。

施策の体系



具体的な施策

(1) 国土利用計画の推進及び土地利用規制の緩和

①国土利用計画の推進

令和3年度に改訂予定の国土利用計画（嘉島町計画）に則り、町土利用の質的向上を図り、豊かな町土をより良い状態で次世代へ引き継ぐ持続可能な町土の管理を進めます。

②土地利用規制の緩和

嘉島町を含む一市三町で組織する市街化調整区域活性化連絡協議会と連携し、土地利用に関する規制緩和を始めとする町土の有効活用方法を引き続き検討するとともに、本町の発展に多大な影響を及ぼす事案などが発生した場合は、区域の見直しを状況に応じて随時検討します。

(2) 合理的かつ効率的な土地利用の推進

①豊かな水資源や優良農地の確保

優良農地については、無秩序な開発を抑制し、計画的な農地の保全に努め、継続して豊かな水資源や優良農地などの保全に努めます。

②既存集落周辺での宅地化の推進

集落内開発や非住居系地区計画などの現行制度を活用し、低未利用地の有効活用を図ります。

③歴史ある集落維持と活用の促進

既存集落内及び周辺部には、都市計画法の基準により低未利用地が発生し、集落の衰退化を招いているケースがみられます。リモートワークなどが推進される中、こうした地域への誘導を図り、集落の活性化の方策を検討します。

(3) 地籍調査事業の促進

①土地の各筆の境界、面積、所有者、地目及び地番の調査

一つひとつ(一筆)の土地について、所在、地番、地目と所有者を調査し、その土地の筆界を所有者の立会いの下、確認します。また、その筆界をもとに近代的測量方法により求積し、正確な位置や面積などを登記簿に反映(修正)させます。

施策 2

魅力ある市街地と 都市景観の整備



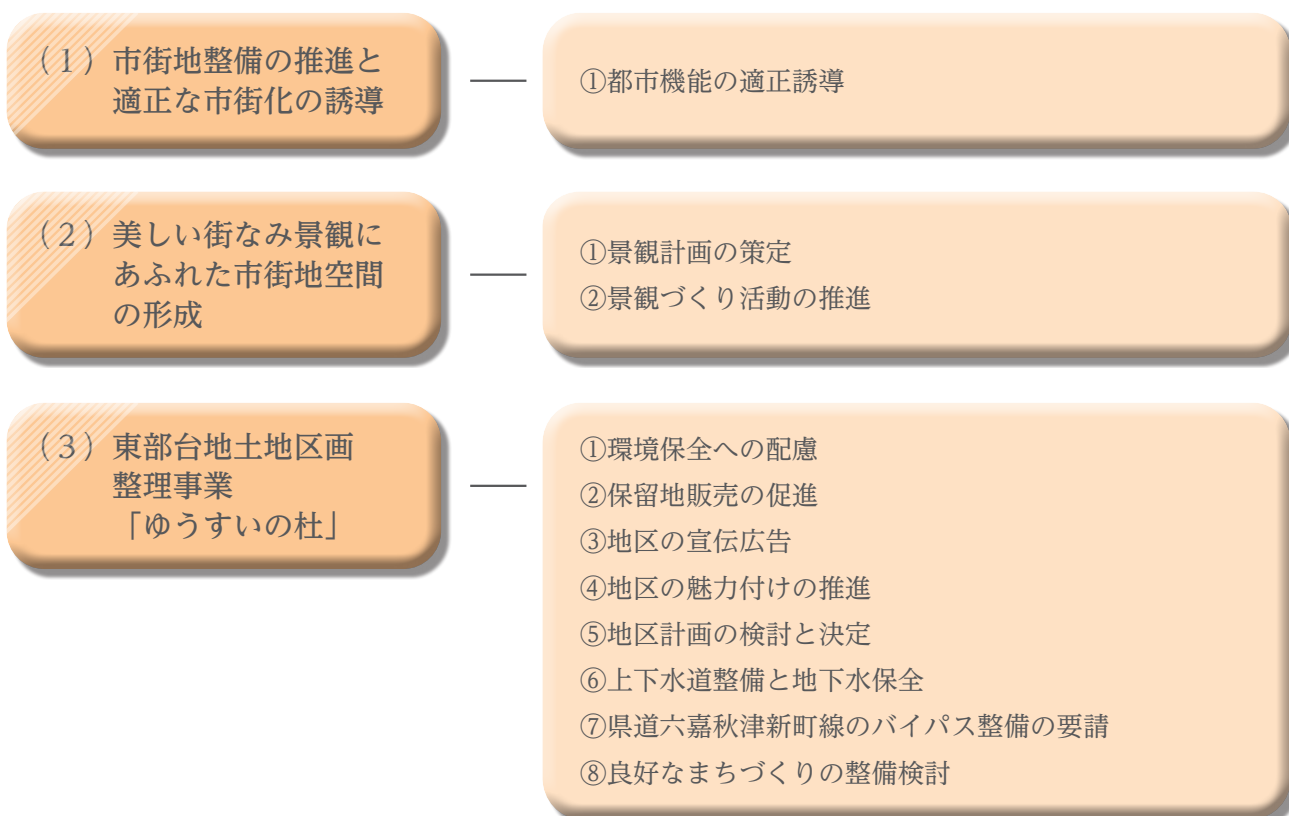
施策の基本方針

周辺環境に配慮した市街地整備の推進と美しい街なみ景観にあふれた市街地空間の形成を進めます。

現状と課題

- ・本町は、熊本市と隣接し都市部をはじめ主要な交通機関や県内各地へのアクセスが良好な地域となっています。広域幹線道路である国道266号、445号沿線を中心に商業施設や住宅が立地した市街地を形成しています。
- ・市街化区域のうち西部土地区画整理事業43.1haの事業完了後、町施行にて滝河原土地区画整理事業14.6ha、芝原土地区画整理事業5.3haを施行中であり、また、組合施行により同尻土地区画整理事業4.3haを実施しています。今後は、鯉地区22.3haについて当初事業計画の評価検討を行い、都市計画道路鯉森崎線の整備を進める必要があります。
- ・東部台地区画整理事業「ゆうすいの杜」周辺環境への影響を考慮した整備を行い、令和3年度からは一部宅地の販売を工区ごとに行います。
- ・新たに宅地開発で生じる雨水排水については、排水抑制を図るため、地下浸透側溝などの整備を行う必要があります。

施策の体系



(4) 移住希望者の移住・定住促進

①移住希望者の移住・定住促進

具体的な施策

(1) 市街地整備の推進と適正な市街化の誘導

①都市機能の適正誘導

法制度や地理的特色を考慮した立地適正化計画の策定を検討します。

(2) 美しい街なみ景観にあふれた市街地空間の形成

①景観計画の策定

良好な住環境整備のため、景観計画（景観ランドデザイン）の策定を検討します。

②景観づくり活動の推進

より良い街並みとなるよう、住民との協働による景観づくり活動を推進します。

(3) 東部台地土地区画整理事業「ゆうすいの杜」

①環境保全への配慮

事業進捗状況に応じた計画見直しと併せて長期的視点で検討します。また、開発中と開発後の環境保全管理組合などの組織づくりを検討します。

②保留地販売の促進

ハウスメーカーと連携し保留地販売と住宅建築の促進を図ります。併せて、商業施設をはじめとした企業誘致も積極的に推進します。

③地区の宣伝広告

事業全般の円滑な進捗を図るため、各方面への宣伝広告活動を行います。

④地区の魅力付けの推進

一般的な公園整備に加え、それらを結ぶ歩行者専用道路も整備します。また、幅広い用途で利活用できるように併せて検討を行います。

⑤地区計画の検討と決定

地域状況や特性を考慮し、地区計画を設定し、良好な住環境を整備します。

⑥上下水道整備と地下水保全

事業進捗に合わせて、簡易水道及び公共下水道の整備を推進するとともに、雨水については、排水抑制を図るため、地下浸透側溝などの整備を行います。

⑦県道六嘉秋津新町線のバイパス整備の要請

開発によって生じる新たな交通の流れを予測、精査し路線整備の要請を行います。

⑧良好なまちづくりの整備検討

まちづくり検討委員会の設置検討を行うとともに、事業進展状況に応じて定期的な検討を行います。

(4) 移住希望者の移住・定住促進

①移住希望者の移住・定住促進

UIJターンや本町移住希望者の定住促進のため、空き家情報提供や相談業務などに取り組むとともに、不動産関係団体と一体となった販売物件の情報提供を推進します。

利便性の高い 地域交通体系の整備



施策の基本方針

便利で安心な移動を確保するため、安全で快適な道路の計画的な整備と公共交通体系の整備を進めます。

現状と課題

- ・ 県道六嘉秋津新町線は広域交通を担う重要な道路であり、さまざまな効果や期待がなされています。
- ・ 狭あい道路には緊急車両の通行の妨げや、災害時の避難が困難となるなどの問題が生じるため、安心・安全のまちづくり及び利便性の向上につながるため、道路の拡幅整備に取り組んでいます。
- ・ 自転車は日常生活における身近な交通手段としての重要な役割を担っており、さらにはサイクリングを通じた余暇の充実やサイクルツーリズムの推進による地域振興策として活用が期待されます。
- ・ 平成17年に開店した大型商業施設内にバスの発着機能を持つバス停が設置され、熊本市～御船町、甲佐町や旧城南町方面のバス路線の乗り換え拠点となっており、利便性が向上しています。また、平成21年3月からは熊本市とも連携し、商業施設駐車場を利用したパークアンドライドが開始されました。
- ・ 子どもや高齢者などの交通弱者の移動手段確保について検討が必要となっています。

施策の体系

(1) 活力につながる道路整備

- ① 広域幹線道路の整備
- ② 都市計画道路鯉森崎橋線の整備
- ③ 企業誘致・立地による道路整備
- ④ 新たな幹線道路（都市高速）の整備実現に向けた取組

(2) 安全で人にやさしい道路整備

- ① 狭あい道路の拡幅整備
- ② 自転車道の整備
- ③ 歩行者に安全な道路の整備
- ④ 休憩施設（ポケットパーク）の整備
- ⑤ 案内板の整備
- ⑥ 道路橋梁の長寿命化の推進

(3) 公共交通の利便性の確保

- ① 東部台地土地区画整理事業「ゆうすいの杜」の整備状況に応じた交通体系の見直し
- ② バス路線の整備
- ③ 交通弱者対策

具体的な施策

(1) 活力につながる道路整備

① 広域幹線道路の整備

地域の活性化を図る上で重要な役割を担っている県道六嘉秋津新町線の整備を要請します。また、開発により生じる新たな交通の流れを予測、精査し、関係機関と協議、検討を行います。

② 都市計画道路鯉森崎橋線の整備

社会経済情勢及び将来予測を踏まえ、また、地域住民の意見を考慮しつつ事業展開を図ります。

③ 企業誘致・立地による道路整備

誘致活動と連携してアクセス道路や周辺道路の整備を行います。

④ 新たな幹線道路（都市高速）の整備実現に向けた取組

熊本都市圏さらには九州全体の道路ネットワーク強化の観点から、嘉島ジャンクションと熊本市中心部を結ぶ新たな幹線道路（都市高速）の整備が実現できるよう関係機関に強力に要請します。

(2) 安全で人にやさしい道路整備

① 狭あい道路の拡幅整備

災害時の避難路などを考慮して計画的に道路の拡幅整備を行い、狭あい道路の解消を図ります。

② 自転車道の整備

環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、健康増進を図ることなど、新たな課題に対応するため、自転車道の整備を検討します。

③ 歩行者に安全な道路の整備

通学路などの交通安全の確保を図るため、歩道などを整備します。

④ 休憩施設（ポケットパーク）の整備

道路利用者にやさしい景観の向上を図るため、ポケットパークを設置し、花苗の植付けや除草を実施します。

⑤ 案内板の整備

施設・道路の整備状況を踏まえて、案内板などの整備を検討します。

⑥ 道路橋梁の長寿命化の推進

道路橋梁の補修を行い長寿命化に取り組みます。

(3) 公共交通の利便性の確保

① 東部台地土地区画整理事業「ゆうすいの杜」の整備状況に応じた交通体系の見直し

必要性の協議とともに、交通利便性の向上を図りつつ、整備状況を考慮した交通体系の検討を行います。

② バス路線の整備

必要に応じて関係自治体やバス事業者との協議を図り、交通利便性を確保します。また、公共交通機関の拡充を計画することで住民の利便性向上が図れるよう検討します。

③ 交通弱者対策

公共交通不便地域の解消や子どもや高齢者など交通弱者の移動手段を確保するため、コミュニティ交通の導入などを検討し、住民の移動利便性の向上に努めます。

良好な住宅環境の整備



施策の基本方針

東部台地整備における水の郷づくりをはじめとして、景観や自然環境に配慮した住環境づくりを進めます。

現状と課題

- ・本町では水の郷の住環境づくりを目指して、周辺の環境・景観と調和した地区計画策定基本方針を県と協議しながら策定しましたが、住宅開発における地区計画などの導入は実現していません。また、景観法に基づく景観行政団体は県であり、町自体には景観に関する条例や規制はありません。
- ・改正都市計画法が平成19年に全面施行され、市街化調整区域内の集落でも一定の開発を認める集落内開発制度の運用を進めています。その際、社会基盤整備状況を考慮しながら関係機関との協議を進めています。また、県が策定する開発などの許可基準や、県・町が策定している地区計画同意指針に従い開発許可を行ってきました。さらに、市街化調整区域活性化連絡協議会で地区計画基準や開発方針を検討してきた結果、宅地化が適正に誘導されてきました。
- ・東部台地土地区画整理事業「ゆうすいの杜」については、平成25年8月に都市計画が決定し、平成26年5月に事業認可が下りました。全体計画の見直しを継続し、今後は設計、権利者間の調整、地区の魅力付けと宣伝、工事、保留地処分を行いながら、水の郷づくりや広域的に魅力のある住環境づくりなどの地区計画の導入を検討する必要があります。
- ・心身障がい者が日常生活を支障なく暮らしていくための住宅のバリアフリー化や、ユニバーサルデザインに配慮した建築物への補助交付金制度を実施しています。
- ・生活環境の整備に関する相談支援については、社会福祉協議会が実施している心配ごと相談や年2回の母子家庭無料相談会及び民生委員児童委員への相談などを実施しています。

施策の体系

(1) 住宅の整備と居住環境の整備

- ①水の郷の住環境づくり
- ②都市計画法の改正動向への対応
- ③景観的に配慮した住環境づくりの推進
- ④広域的な住環境のイメージづくり
- ⑤東部台地土地区画整理事業「ゆうすいの杜」における水の郷づくりの推進
- ⑥心身障がい者の住宅改造助成事業の推進
- ⑦生活環境の整備に関する相談支援

(2) 町営住宅の管理戸数の適正化と質の向上

- ①町営住宅の維持・管理の推進

具体的な施策

(1) 住宅の整備と居住環境の整備

①水の郷の住環境づくり

都市計画法の規制緩和や町内全域における環境全般のバランスに留意しながら、環境・景観を損なうことがないように地区計画基本方針を随時見直していきます。

②都市計画法の改正動向への対応

人口増加に伴う土地需要が予想されることから、県などの上位機関と協議しながら都市計画法の改正に対応し、農地法などの土地関係諸法との調整を図りつつ、計画的な住環境の整備を検討します。

③景観に配慮した住環境づくりの推進

より良い街並みをつくるため、景観に配慮した住環境づくりを推進します。

④広域的な住環境のイメージづくり

町内全域の均衡に配慮しながら検討します。

⑤東部台地土地区画整理事業「ゆうすいの杜」における水の郷づくりの推進

自然と調和した住環境整備を心掛けて水の郷づくりを推進します。

⑥心身障がい者の住宅改造助成事業の推進

在宅生活における利便性の向上を図るため、心身障がい者がいる世帯の住宅改造助成事業を継続して実施します。

⑦生活環境の整備に関する相談支援

地域課題の解決や、地域活性化を目的として取り組んでいる生活環境の整備に関する相談支援を継続して実施します。

(2) 町営住宅の管理戸数の適正化と質の向上

①町営住宅の維持・管理の推進

嘉島町公営住宅等長寿命化計画に基づく、個別改善、修繕及び維持管理に努めます。



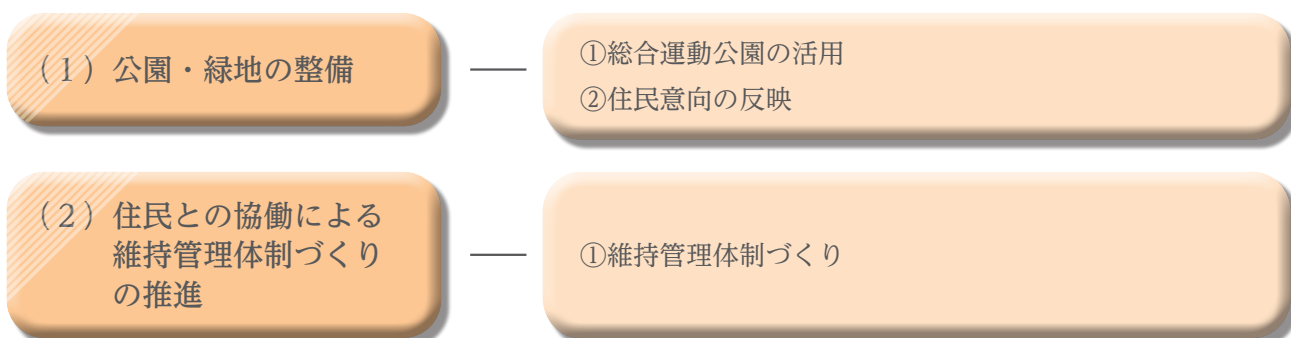
施策の基本方針

基本方針に基づく維持・管理に努めます。

現状と課題

- ・公園や緑地は、住民生活に安らぎやうるおいをもたらすとともに、人々の出会い、交流する場にもなることから、計画段階から住民の声を取り入れた公園・緑地の整備や住民との協働による効果的な維持管理を進めていく必要があります。
- ・平成20年度から都市公園整備事業である総合運動公園の整備に着手し、令和元年には施設拡張を目的とした敷地増設のための用地取得を行っており、今後も継続して総合運動公園の整備を進めます。
- ・公園の整備、維持管理手法については、公募設置管理制度（Park-PFI）などによる民間資金の活用を検討します。

施策の体系



具体的な施策

(1) 公園・緑地の整備

①総合運動公園の活用

住民の健康増進や福祉向上を図るために、利用を推進します。

②住民意向の反映

需要に即した公園整備を心掛けて推進します。

(2) 住民との協働による維持管理体制づくりの推進

①維持管理体制づくり

各行政区と連携し、良好な維持管理を図ります。

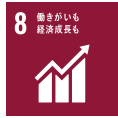
基本方針 3

産業の振興

- 施策 1 地域特性を活かした農業の振興
- 施策 2 商工業の振興
- 施策 3 次世代の活力を生む産業連携の推進

施策
1

地域特性を活かした 農業の振興



施策の基本方針

農業施設及び農業基盤の整備とともに、農業生産体制を確立します。

現状と課題

- ・農業用排水の維持管理については、土地改良区及び地元活動組織で実施しています。加えて、用排水路の老朽化に対して、機能改修を検討する必要があります。
- ・農業用水の利用及び管理については、土地改良区、地元活動組織と連携を図りながら進める必要があります。
- ・生産性向上を図るため、団地化・ブロックローテーションによる地域輪作農法に取り組んでいます。
- ・周辺市町村、JAと連携して農産物の産地形成を促進するとともに、上益城地域の農産物を集約し、消費者とのつながりの強化が課題です。

施策の体系

(1) 生産基盤の整備

- ①水を守る意識の高揚
- ②用排水路の分離
- ③農地の有効利用
- ④農地の遊休地化の防止
- ⑤広域の視点での農地管理

(2) 担い手の育成などの 農業生産体制の充実

- ①担い手の育成
- ②生産組合の育成
- ③水田営農の推進
- ④地域輪作農法の継続
- ⑤広域農場との連携
- ⑥技術開発・指導體制の充実
- ⑦農産物の販路拡大
- ⑧周辺市町村との連携による生産体制の充実

(3) 地産地消の推進

- ①付加価値のある産品づくり
- ②農業体験の実施

具体的な施策

(1) 生産基盤の整備

①水を守る意識の高揚

土地改良区及び地元活動組織で用水排水を維持管理するとともに、老朽化した用排水路の必要に応じた機能改修を検討します。また、適正な農業用水の利用及び管理に努めます。

②用排水路の分離

老朽化した用排水路は、必要に応じて基盤整備などの改修を検討します。

③農地の有効利用

今後も担い手への集積を継続し、本町の作付け体制を推進します。

④農地の遊休地化の防止

農業委員と農業委員会による農地パトロールを行い、遊休農地の実態把握、発生防止、解消に取り組みます。また、地元活動組織の定期的な農地の点検により、遊休農地の早期発見と未然防止に努めます。

⑤広域の視点での農地管理

農地中間管理機構と連携し、農地の利用調整やあっせんを行います。

(2) 担い手の育成などの農業生産体制の充実

①担い手の育成

若手農業者向けセミナーなどの必要性を考慮しながら、研修の開催を推進します。また、担い手育成総合支援協議会において、認定農業者などの農家の経営の安定や規模拡大について検討します。

②生産組合の育成

生産組合の育成に取り組んでいきます。

③水田営農の推進

米・麦・大豆による水田営農を推進します。

④地域輪作農法の継続

団地化・ブロックローテーションによる地域輪作農法を継続して取り組んでいきます。

⑤広域農場との連携

広域農場や関係機関との連携により、農地集積を図ります。

⑥技術開発・指導体制の充実

JA、県などと連携して普通作、施設園芸について技術開発・指導体制の充実を図ります。

⑦農産物の販路拡大

JAを主体とする取組に加えて、ふるさと納税の返礼品としての活用などにより、農産物の販路拡大を推進します。

⑧周辺市町村との連携による生産体制の充実

周辺市町村、JAと連携して農産物の産地形成を促進するとともに、上益城地域の農産物を集約し、消費者とのつながりの強化を図ります。

(3) 地産地消の推進

①付加価値のある製品づくり

これまでの化学肥料・化学農薬の使用低減に加えて、国際水準GAPを実施する環境保全型農業直接支払事業の取組を支援し、付加価値のある米などの製品づくりを推進します。

②農業体験の実施

農村女性グループによる各種農業体験などを推進します。



施策の基本方針

地域の個性を活かした商業地・工業地の形成を進めます。

現状と課題

- ・企業誘致を計画的に進めるため、企業誘致適地の検討及び見直しを行う必要があります。
- ・企業立地と農業基盤及び自然環境との調和を図るため、都市計画法、農振法、農地法などの各法律に添った立地誘導を実施するとともに、農業基盤未整備農地への企業立地を誘導し、農業と環境と集落とのバランスのとれた立地に努めています。
- ・雇用安定のため、地域経済活性化と雇用の場の確保に取り組んでいます。
- ・無秩序な開発を抑制し、計画的な農地の保全に努める必要があります。
- ・大豆焼酎などの、地域特産物を活かした特産品の開発・販売を進めています。
- ・これからの嘉島町を担う若者が、まちに魅力を感じてもらうためには、本町の特質である「水の郷」を継承しつつも、「大型商業施設・ビール清涼飲料工場」などからイメージされる活気あふれるまちづくりが求められています。
- ・農商工が連携し、地元の資源を活かした商業の育成を図っています。
- ・商業振興の核となる商業施設の誘導を図り、地域の個性を活かした商業の育成を目指しています。
- ・国道266号、国道445号沿線へ商業の誘導については、住環境との調和を図りながら、商業施設の誘導を推進した結果、商業施設や大型商業施設の進出がみられます。

施策の体系

(1) 企業誘致活動の推進

- ①土地関係諸法などにおける各種制度の活用による企業誘致の推進
- ②環境保全に考慮した企業の立地誘導
- ③企業誘致の促進
- ④企業誘致適地の検討と見直し

(2) 既存企業との連携

- ①嘉島町進出企業連絡協議会の活用
- ②雇用安定のための地域経済活性化と雇用の場の確保

(3) 創業希望者への支援

- ①創業希望者のニーズに合った支援

(4) 個性ある商店の活性化と地元商業の育成

- ①地域密着型の商業地の形成
- ②周辺地域の産業特性を活かした商業の育成
- ③国道266号、国道445号沿線へ商業の誘導

具体的な施策

(1) 企業誘致活動の推進

①土地関係諸法などにおける各種制度の活用による企業誘致の推進

庁内関係課で協議の上、継続して取り組みます。また、無秩序な開発を抑制し、計画的な農地の保全に努めます。

②環境保全に考慮した企業の立地誘導

庁内関係課で協議しながら円滑な立地誘導を図ります。

③企業誘致の促進

本社機能を有する企業の移転促進など企業誘致を推進します。また、企業に対する賃金、住環境、交通アクセスなどの情報提供の充実とともに、企業ニーズに対応した各種優遇制度の充実を図ります。

④企業誘致適地の検討と見直し

企業誘致を計画的に進めるため、社会経済情勢に応じた企業誘致適地の検討及び見直しを行います。

(2) 既存企業との連携

①嘉島町進出企業連絡協議会の活用

嘉島町進出企業連絡協議会において各種の情報交換や交流を通じて嘉島町及び各企業との連携を強化することにより、より効果的な企業の事業活動の円滑化を図るとともに、参加企業の発展とイメージアップを図ります。

②雇用安定のための地域経済活性化と雇用の場の確保

雇用・就業相談窓口を開設し、町内企業を対象とした求人情報をホームページなどで公開して、求職者及び企業の求人に関する支援を行い、町内での新たな雇用を創出します。

(3) 創業希望者への支援

①創業希望者のニーズに合った支援

本町と商工会で連携して創業支援ワンストップ相談窓口の設置や創業支援セミナーを開催して、創業希望者への支援をします。

(4) 個性ある商店の活性化と地元商業の育成

①地域密着型の商業地の形成

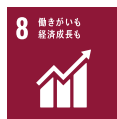
商工会と協議しながら、住民との協働による利便性の高い商業地の形成を検討します。

②周辺地域の産業特性を活かした商業の育成

大規模商業施設などさまざまな団体との連携・活用とともに、特産品を活用した嘉島町ブランドの商品の販売を推進します。

③国道266号、国道445号沿線へ商業の誘導

国道266号、国道445号沿線へ商業の誘導を推進するとともに、他の誘導可能な地域を検討します。



施策の基本方針

連携・地域特性をキーワードとした特産品の開発・販売や観光の振興を推進します。

現状と課題

- ・九州地域経済の繁栄は、東アジアとのつながりを重視して進められることが考えられます。本格化する人口減少、少子高齢化に向けたまちづくりのあり方が求められています。
- ・シティプロモーションのため、ホームページなどにより本町の魅力の情報発信に努めています。
- ・各産業や組織が連携して地域の特性を活かした特産品の開発・販売や観光の振興を図る必要があります。

施策の体系

(1) 特産品の開発、質の向上及び品目の拡大のための産業連携の推進

- ①恵まれた自然と農産物などを活用した特産品づくり
- ②嘉島を応援してくれる人への情報発信、ふるさと納税の推進

(2) 地元資源を活用した観光の振興

- ①シティプロモーションの充実

具体的な施策

(1) 特産品の開発、質の向上及び品目の拡大のための産業連携の推進

①恵まれた自然と農産物などを活用した特産品づくり

水の郷にふさわしい自然環境との共存を目指した産業振興を目的として、米、麦、大豆やトマトなどの野菜を活用した特産品の開発を推進するとともに、JAと商工会をはじめとした農商工連携を通じた特産品づくりや宣伝を推進します。また、「大豆焼酎かしま」を特産品としてPRを強化するとともに、新たな特産品の開発に努めます。

②嘉島を応援してくれる人への情報発信、ふるさと納税の推進

ふるさと納税制度の周知や、魅力ある返礼品の充実を図ります。

(2) 地元資源を活用した観光の振興

①シティプロモーションの充実

嘉島町PR動画による本町の紹介や観光パンフレットの配置箇所の増設などにより、嘉島町の魅力を効果的に発信し、知名度向上を図ります。

基本方針 4

保健・医療・福祉の向上

- 施策 1 健全な心身を育む健康づくりの推進
- 施策 2 出産・育児など子育て支援の充実
- 施策 3 高齢者が元気で暮らせる環境づくりの推進
- 施策 4 障がい者がいきいき暮らせる環境づくりの推進
- 施策 5 安心とゆとりのある地域福祉の実現
- 施策 6 ひとり親家庭・生活困窮者の支援
- 施策 7 社会保障制度の充実

健全な心身を育む 健康づくりの推進



施策の基本方針

健康づくりの周知、啓発と医療体制の充実を図ります。

現状と課題

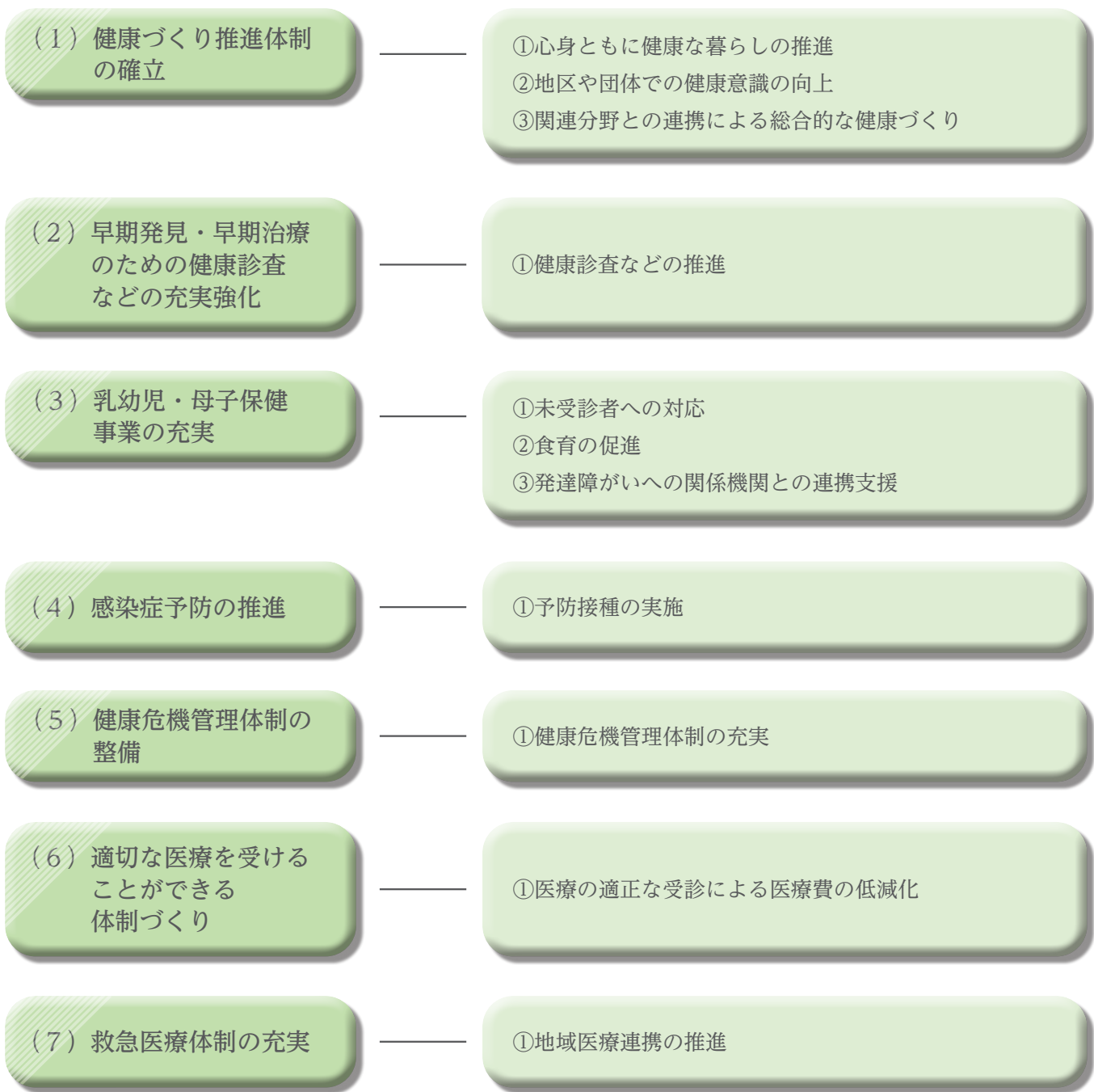
【保健】

- ・心身ともに健康な暮らしを目指すため、食生活改善推進協議会や商工会などにおいて、地元でとれた食材を使った講習会などが開催されています。また、老人会や食生活改善推進協議会などの研修の場を利用し、健康に関する講話を実施し、健康意識の向上に努めています。
- ・本町には、恵まれた自然と農水産物があり、農薬の適正な使用管理の推進・啓発により安心・安全な農産物の生産を図るとともに、特産品を使った伝承料理、食育推進豆腐づくり農産物加工アドバイザー派遣事業による各種教室や農村女性グループの活動として各種教室の開催を行っています。
- ・恵まれた水や自然を健康づくりに活用できるよう、緑川の高田地区に整備した「高田みんなの広場公園」内に、水辺や多目的な広場などを併せ持つウォーキングコースを設置しています。
- ・医療制度改革により特定健診が国保実施となりましたが、健康診断や健康相談については、特定健診とがん検診の同時実施、健診後の相談の実施、乳児全戸訪問による母子への個別支援の充実などを図り、柔軟に町独自の事業を実施しています。
- ・健康づくりのためには、日頃の健康づくりを進めていくとともに、国民健康保険・介護保険・高齢者医療・福祉などとの連携を図ることが重要となっています。

【医療】

- ・医療費通知や本町の医療の現状などを機会あるごとに周知し、個々の健康意識を高めるよう働きかけており、個々の健康を高めることが医療費を低減させることにつながるとの認識が深まっています。
- ・救急・高次医療については、上益城郡医師会への休日当番医の委託、二次医療圏では病院群輪番制病院事業、郡内及び熊本中央地域医療圏で対応しています。

施策の体系



具体的な施策

(1) 健康づくり推進体制の確立

①心身ともに健康な暮らしの推進

住民の心身の健康づくりのため広報誌や個別面談などを通じて普及・啓発を行います。

②地区や団体での健康意識の向上

老人会や食生活改善推進協議会などの研修の場を利用し、健康に関する講話を実施します。

③関連分野との連携による総合的な健康づくり

町内各課の連携を図り、総合的で具体的な健康づくりの体制を確立します。

(2) 早期発見・早期治療のための健康診査などの充実強化

①健康診査などの推進

健康診査方法や結果の周知徹底、啓発活動の充実などによる受診率の向上を図るとともに、関係機関との連携のもとに、各種教室・講座や相談指導体制を充実し、生活習慣を改善できるよう保健事業を推進します。

(3) 乳幼児・母子保健事業の充実

①未受診者への対応

近年では、子育て支援や虐待の早期発見や支援の役割も担っている乳幼児健診の場を活かし、地域ネットワークと連携し、受診できる機会を増やします。

②食育の促進

「食育」に関する教室や相談及び情報発信を充実します。

③発達障がいへの関係機関との連携支援

発達障がいなどの早期発見のための保育所などとの連携強化を図ります。

(4) 感染症予防の推進

①予防接種の実施

感染症の予防やそのまん延を防ぐため、各種予防接種を実施します。

(5) 健康危機管理体制の整備

①健康危機管理体制の充実

食中毒や感染症の予防・拡大防止のための知識の普及、情報の提供に努めます。庁内関係課との連携を図り、健康危機管理体制の整備に努めます。

(6) 適切な医療を受けることができる体制づくり

①医療の適正な受診による医療費の低減化

医療制度や、適切な受診を機会あるごとに周知し、医療費の抑制に努めます。

(7) 救急医療体制の充実

①地域医療連携の推進

町内医療機関との連携・役割分担を進め、住民が身近な地域で安心して医療を受けられるよう地域医療連携を推進します。

出産・育児など 子育て支援の充実



施策の基本方針

子育てに関する多様なニーズに対応して、子どもが健やかに育つ環境を整備します。

現状と課題

- ・保育サービスに対する取組として、平成21年度から全保育所での地域活動事業や障がい児保育補助事業を開始し、放課後児童クラブ施設の充実を図りました。また、子育て短期支援や病児・病後児保育事業を実施しています。今後は、区画整理事業などの住宅地整備に伴い、ますます増えてくる保育ニーズに応じて、保育所などの充実を図ります。
- ・保育所以外では、つどいの広場事業などを実施しています。また、平成21年度にはファミリーサポートセンター事業を開始しています。
- ・令和2年度は待機児童「0」を達成していますが、今後も子育て世代の転入が増加することが予想されており、待機児童対策を継続していきます。
- ・平成23年度から子ども医療費の助成対象者を中学3年生までに拡充し、保護者の医療負担を軽減しています。

施策の体系

(1) すべての子育て家庭への支援

- ①子育て支援サービスの充実
- ②子育て家庭への経済的支援

(2) 子育てと仕事の両立支援

- ①保育サービスの充実
- ②放課後児童クラブの拡充
- ③育児講座の開催
- ④経済的支援

(3) 子どもと子育てにやさしい環境づくり

- ①子どもと安心して生活できるまちづくりの推進
- ②公園の整備
- ③町民会館図書室の充実

(4) 子育て情報の周知

- ①各種講座の開催
- ②相談体制の整備・充実

(5) 児童虐待の防止

- ①早期対応体制の強化
- ②虐待防止の啓発

具体的な施策

(1) すべての子育て家庭への支援

①子育て支援サービスの充実

つどいの広場事業やファミリーサポートセンター事業を推進します。そのほか多様な子育て支援サービスの実施について検討します。

②子育て家庭への経済的支援

児童手当や子ども医療費助成事業を実施します。

(2) 子育てと仕事の両立支援

①保育サービスの充実

親の勤務形態の多様化などに対応するため、柔軟な保育サービスの充実を推進します。通常保育事業については、待機児童が出ないように定員の適正化を図ります。そのほか保育サービスの実施について検討します。

②放課後児童クラブの拡充

放課後児童の安全確保と指導内容の充実を推進します。

③育児講座の開催

つどいの広場事業など、委託先での事業推進を支援します。

④経済的支援

熊本県の制度を活用して、保育料の軽減などの経済的支援を図ります。

(3) 子どもと子育てにやさしい環境づくり

①子どもと安心して生活できるまちづくりの推進

交通安全対策、犯罪防止対策及び子どもの遊び場・居場所づくりを通じた安心して生活できる環境整備を推進します。

②公園の整備

行政区ごとの小公園について、子どもたちが安全に遊べる場所として、行政区ごとでのルールづくりなど誰もが利用しやすい公園の管理体制について検討します。

③町民会館図書室の充実

児童図書を中心に蔵書を増やし、学校図書室との連携協力により、子どもの読書活動の推進を図ります。

(4) 子育て情報の周知

①各種講座の開催

妊婦健診や乳幼児健診、相談・訪問活動、子育てなどに関する各種講座などを実施し、妊娠、出産、子育ての各ステージでの母子の健康づくりの支援に努めます。

②相談体制の整備・充実

子育てに関する相談や発達に関する相談、教育に関する相談、女性に関する相談などの相談体制を整備・充実します。

(5) 児童虐待の防止

①早期対応体制の強化

嘉島町要保護児童対策及びDV防止対策等地域協議会により、児童虐待のケース発見と連絡体制の整備とともに、ケース検討会での早期対応体制を強化します。

②虐待防止の啓発

地域協議会を定期的で開催し、虐待防止の認識を深めるとともに、児童虐待に関する研修会を定期的実施します。

施策
3

高齢者が元気で暮らせる環境づくりの推進



施策の基本方針

高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことができる体制づくりを進めます。

現状と課題

- ・本町は、令和2年10月1日現在の推計人口調査で見ると、65歳以上の老年人口の割合は26.8%となっており、高齢化は確実に進行しています。このような状況において、今後の福祉対策として、「高齢者や障がい者が利用しやすい施設の整備」、「生きがいづくりや働く場の確保など支援体制の充実」、「地域全体で高齢者や障がい者を支えるしくみの整備」などを求める声が多くなっています。
- ・嘉島町社会福祉協議会に委託を行い、平成18年4月1日、嘉島町地域包括支援センターが設置され、現在、センター長、社会福祉士、主任ケアマネージャー、保健師を配置しています。今後は介護保険法の改正に応じてさらなる体制の充実を図ります。
- ・各地区の自治公民館では、老人会の例会における人権啓発ビデオ上映や健康教室などが行われており、一人ひとりの生きがいにつながる学習活動が展開されています。
- ・地域資源を活かした高齢者向け嘉島町社会資源便利帳「かしまっぷ」を平成30年度に作成しました。現在は、ホームページで公開、随時更新し、相談対応で活用しています。
- ・福祉情報サービスの充実については、さまざまな相談事業などの実施により対応しており、町及び社協がお互いに情報を共有しながら適切なアドバイスを行っています。
- ・身近な地域の題材を用いた社会福祉教育の実践については、老人会などによる伝承活動が実施されています。
- ・町老人会では、小学校の「総合的な学習」の時間を活用し、子どもたちに地域文化の伝承を行っています。
- ・お互いがお互いを助け合う意識づくりとして、地域での見守りやネットワークを構築しています。
- ・認知症高齢者ケアの推進については、令和元年現在認知症サポーターは延べ1,308名を養成し、キャラバンメイトが19名となっています。なお、認知症サポーターの要請者数は人口の20%を目標としています。
- ・高齢化が進むとともに、認知症の周辺症状の一つである徘徊による行方不明事件や介護者による高齢者虐待などが増加することも考えられるため、高齢者一人ひとりが安心して住みなれた地域で生活することができるよう、地域包括ケアシステムの充実を推進していく必要があります。

施策の体系

(1) 高齢者福祉・介護保険サービスの基盤整備

- ①在宅医療・介護連携推進、地域包括支援センターの積極的活用
- ②町民会館及び公民館の積極的活用
- ③高齢者向け社会資源の情報提供

(2) 生きがいをもって生活できる環境づくりの推進

- ①単身高齢者及び閉じこもりがちな高齢者への支援
- ②高齢者の移動手段確保
- ③リーダーの育成

(3) 高齢者を地域で支える体制づくりの推進

- ①身近な地域の題材を用いた社会福祉教育の実践
- ②地域コミュニティ・民間活力の協働
- ③認知症施策の推進

具体的な施策

(1) 高齢者福祉・介護保険サービスの基盤整備

①在宅医療・介護連携推進、地域包括支援センターの積極的活用

団塊の世代（戦後ベビーブーム世代）が75歳以上を迎える2025年、団塊の世代ジュニアが65歳以上を迎え、現役世代の急減が見込まれる2040年を見据え、在宅医療・介護連携、地域包括支援センター活用、地域とともにつくる地域包括ケアシステム構築、地域資源を活かした介護予防を推進します。

②町民会館及び公民館の積極的活用

町民会館で認知症予防教室や認知症カフェを開催し、各行政区公民館でネットワーク会議を開催するとともに、公民館で実施されている地域サロンの後方支援事業を実施し、老人会例会で健康教室を実施します。

③高齢者向け社会資源の情報提供

地域資源を活かした高齢者向け嘉島町社会資源便利帳「かしまっぶ」をホームページで公開し、相談に対応します。

(2) 生きがいをもって生活できる環境づくりの推進

①単身高齢者及び閉じこもりがちな高齢者への支援

ネットワーク会議により、支援が必要な高齢者を把握し、適切なサービスを受けられるように支援します。

②高齢者の移動手段確保

75歳以上の高齢者にバス・タクシーの優待券を交付し、外出・移動を支援していますが、代替策として、コミュニティ交通の導入などを検討し、移動利便性の向上に努めます。

③リーダーの育成

生きがいづくり活動のリーダーを育成します。

(3) 高齢者を地域で支える体制づくりの推進

①身近な地域の題材を用いた社会福祉教育の実践

各地域で行われているサロンなどを活用し、民間事業者などとの連携を図ります。

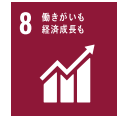
②地域コミュニティ・民間活力の協働

地域での見守りネットワークとの連携や、高齢者を支える民間のインフォーマルサービスとの協働を図ります。

③認知症施策の推進

認知症高齢者が住みなれた地域、家庭で安心して生活できるよう、認知症サポーター養成講座や認知症カフェ、認知症ケアパスを活用し、地域住民や家族に認知症への理解を促すとともに、脳いきいき事業による発症予防、認知症疾患医療センターなどとの連携による早期発見・早期治療に努めます。

障がい者がいきいき暮らせる環境づくりの推進



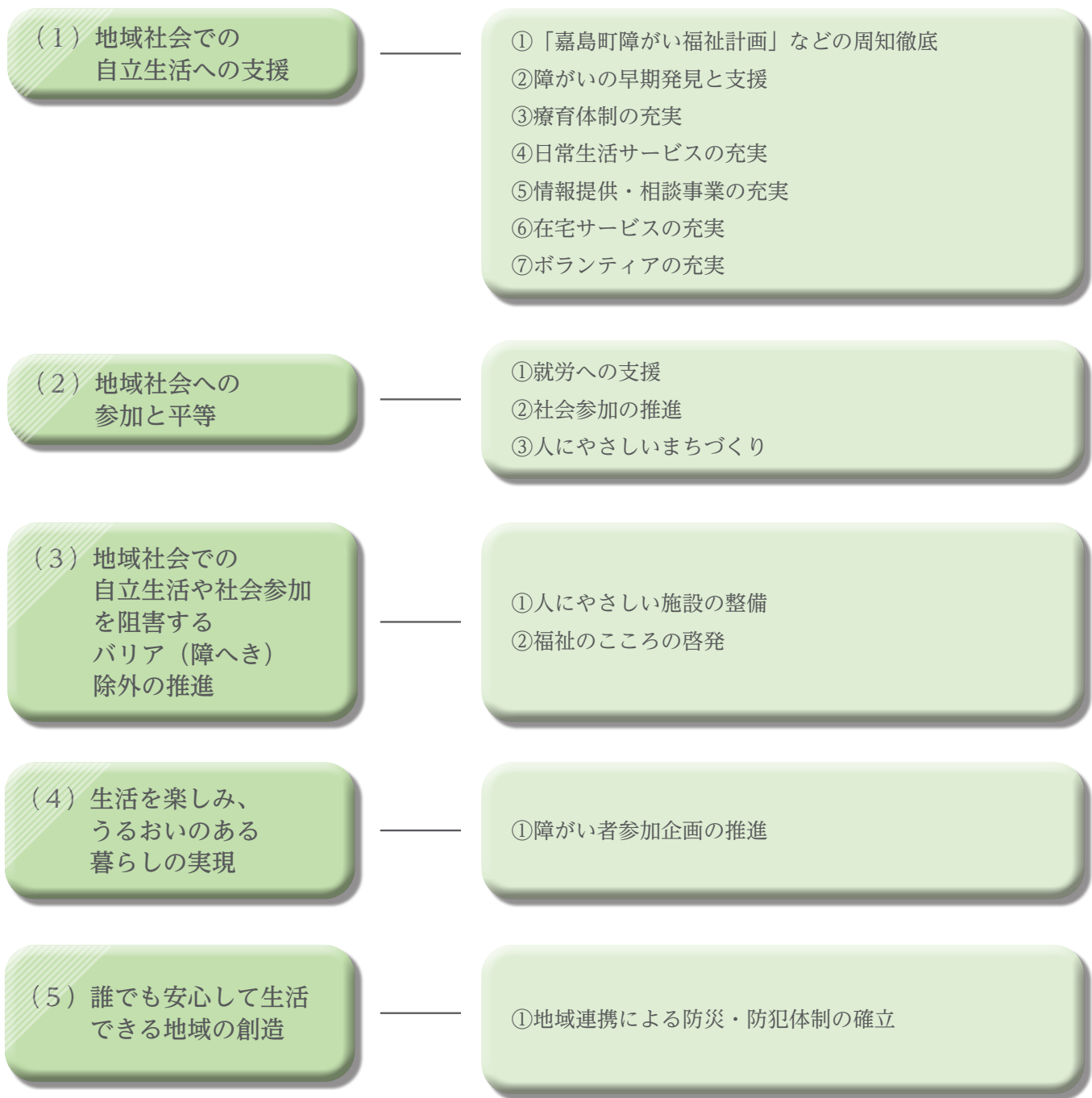
施策の基本方針

障がい者のニーズにあったサービスの提供、自立と社会参加の促進、地域における協働・連携を重視した支援体制づくりを推進します

現状と課題

- ・障がいのある人のほとんどが家族と暮らしており、障がいのある人の介護や見守りをしている人は、配偶者が最も多く、介護・介助を必要としない人も多くなっています。
- ・就労などの意欲のある障がい者については、就労支援を実施しています。
- ・将来の生活で不安なことについては、自分の健康に対する不安が最も多く、経済面、保護者や介護者の健康、福祉介護サービスへの不安が高くなっています。
- ・地域社会での自立生活や社会参加を阻害するバリア（障へき）除外のための人にやさしい施設の整備は、今後も必要な事業であるため継続する必要があります。
- ・障がい者と地域とのかかわりについては、障がい者が自立して暮らしていくことへの不安があり、障がい者の地域での受け入れ環境や社会参加しやすい場づくりが求められています。

施策の体系



具体的な施策

(1) 地域社会での自立生活への支援

①「嘉島町障がい福祉計画」などの周知徹底

「嘉島町障がい福祉計画」の周知徹底と同計画で示された各種サービス供給量の確保を図ります。

②障がいの早期発見と支援

乳幼児に対する健康診査及び相談・指導などの充実及び障がいの早期理解に努めます。

③療育体制の充実

療育相談の充実及び早期療育のための協力体制と研修の充実を図ります。

④日常生活サービスの充実

補そう具・日常生活用具の給付や住まいの充実を図るとともに、健康づくりの推進や各種福祉手当などの支給を実施します。

⑤情報提供・相談事業の充実

情報収集と情報提供の充実及び相談窓口の充実を図ります。

⑥在宅サービスの充実

在宅サービス利用支援及び各種在宅サービスの充実を図るとともに、生活訓練の体制づくりを推進します。

⑦ボランティアの充実

ボランティア講座などによるボランティアの養成に努めるとともに、ボランティア相談窓口において希望に合ったボランティア活動のコーディネートを実施します。

(2) 地域社会への参加と平等

①就労への支援

職業相談、企業への障がいのある人の雇用拡大の働きかけなどにより、就労への支援を図ります。

②社会参加の推進

スポーツや生涯学習への参加促進などを通して、社会参加しやすい環境づくりを推進します。

③人にやさしいまちづくり

障がい者団体などと行政のパートナーシップの充実、防災訓練への障がいのある人の参加促進、交通安全教育や消費者教育の実施などを推進します。

(3) 地域社会での自立生活や社会参加を阻害するバリア（障へき）除外の推進

①人にやさしい施設の整備

公共施設へのエレベーター・スロープ・車椅子の設置などにより、参加しやすい環境づくりを推進します。

②福祉のこころの啓発

障がい者についての理解を求める啓発活動や、地域住民との交流の場づくりなど心のバリアフリー化を推進します。

(4) 生活を楽しみ、うるおいのある暮らしの実現

①障がい者参加企画の推進

文化・スポーツ活動などの生涯学習活動への障がい者の参加に配慮した企画を推進します。

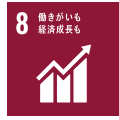
(5) 誰でも安心して生活できる地域の創造

①地域連携による防災・防犯体制の確立

地域との連携による障がい者を対象にした防災・防犯体制を確立します。

施策
5

安心とゆとりのある 地域福祉の実現



施策の基本方針

地域での助け合い・支え合いによる、地域づくりと地域の生活ニーズに対応した福祉サービスの提供を推進します。

現状と課題

- ・地域を支えてきた相互扶助機能のせい弱体化や地域における住民相互の社会的つながりの希薄化などにより地域コミュニティの崩壊が懸念されています。
- ・福祉政策については、従来の公的サービス中心のしくみでは住民の多様な福祉ニーズに対応できない状況になっており、地域コミュニティの再生を図るとともに、ともに支え合い助け合う地域福祉が求められています。

施策の体系

(1) 住民参画による取組の推進

- ①住民参加と広報活動の充実
- ②地域の助け合い活動の推進
- ③住民の協働作業の場づくり
- ④高齢者が輝ける場づくり

(2) 総合支援体制の確立

- ①地域組織の活性化と充実
- ②自主防災活動の充実
- ③地域安全活動の充実
- ④サービスの相談窓口の充実
- ⑤制度・サービスの情報提供と啓発
- ⑥在宅サービスの充実

(3) 地域福祉ネットワークの充実

- ①見守り体制の強化
- ②地域における子育ての支援

(4) ボランティア活動の支援

- ①広報誌でのボランティア団体の活動や組織の紹介
- ②福祉ボランティアの活動の支援
- ③ボランティアの育成及び参加促進

具体的な施策

(1) 住民参画による取組の推進

①住民参加と広報活動の充実

住民参加を促進し、住民が求めるサービスを把握します。

②地域の助け合い活動の推進

地域組織による助け合い意識の啓発、障がいのある人や高齢者に対する理解の促進、地域への助け合い活動への参加意識の向上を図ります。

③住民の協働作業の場づくり

水の郷まつりをはじめ住民が参加できるイベントなどを開催し、住民の協働作業の場を創出します。

④高齢者が輝ける場づくり

団塊世代を中心とした高齢者を子どもとの交流や学習に活用するなど高齢者が輝ける場を創出します。

(2) 総合支援体制の確立

①地域組織の活性化と充実

地域組織の運営と活性化や情報の収集から支援へつなげるしくみづくりを推進します。

②自主防災活動の充実

日常の防災対策及び災害時の支援体制の充実を図ります。

③地域安全活動の充実

地域ぐるみの防犯活動を推進します。

④サービスの相談窓口の充実

身近な相談窓口の充実及び専門的な相談の受付体制の整備を図ります。

⑤制度・サービスの情報提供と啓発

情報提供の手段を充実するとともに、情報提供のわかりやすさの向上を図ります。

⑥在宅サービスの充実

サービス利用に対する抵抗感を解消するための意識改革に努めるとともに、利用者本位のサービスを実現します。

(3) 地域福祉ネットワークの充実

①見守り体制の強化

社会福祉協議会、民生委員児童委員との連携などをはじめ、地域福祉ネットワークを通して、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯に対する地域での見守りを強化します。

②地域における子育ての支援

家庭・地域・学校の連携と世代間交流を推進します。

(4) ボランティア活動の支援

①広報誌でのボランティア団体の活動や組織の紹介

ボランティアへの参加意欲の向上や、積極的に参加できる機会づくりのため、広報誌での紹介を促進します。

②福祉ボランティアの活動の支援

各地域の福祉ボランティア活動の支援を実施します。

③ボランティアの育成及び参加促進

ボランティアリーダーの育成とともに、ボランティア活動への積極的な参加を促進します。

施策
6

ひとり親家庭・生活困窮者の支援



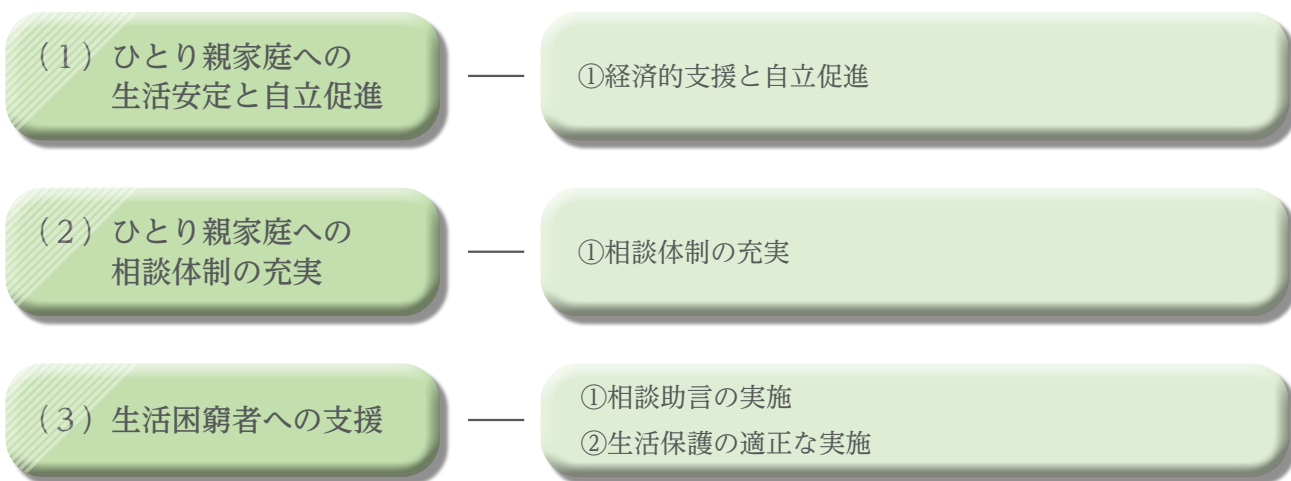
施策の基本方針

ひとり親家庭の子どもと親が安心して暮らせる生活基盤の確保とその自立促進のための支援体制の充実に努めます。また、生活困窮者の安定した生活と自立を支援します。

現状と課題

- ・近年の離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭は増加傾向にあります。また、子どもの養育、家庭生活、地域とのかかわりなどで大きな不安を抱えており、これらの家庭の経済的・社会的自立の促進を図る必要があります。
- ・ひとり親家庭では、子どもの養育の悩みのほか、経済面で大きな不安を抱えています。このため、児童扶養手当制度によるひとり親家庭への援助などの整備が進み、平成21年度からは医療費助成事業を行っています。
- ・生活困窮者に対しては、民生委員をはじめ社会福祉協議会など関係機関との連携を強化し、被保護世帯や要保護世帯の実態を把握するとともに、生活意欲の向上や自立更生に向けて、適切なサービスの提供やアドバイスをしていく必要があります。

施策の体系



具体的な施策

(1) ひとり親家庭への生活安定と自立促進

①経済的支援と自立促進

ひとり親家庭が安心して暮らせるよう、経済的・精神的支援を進めながら、就業などの側面的な支援による生活基盤の整備に努め、自立を促進します。

(2) ひとり親家庭への相談体制の充実

①相談体制の充実

ひとり親家庭の生活安定と児童の健全育成を図るため、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

(3) 生活困窮者への支援

①相談助言の実施

要保護者からの相談に対し、各種支援施策の活用など適切な助言指導に努めます。

②生活保護の適正な実施

関係機関と連携して積極的な訪問活動を実施し、的確な指導援助を行うとともに、開始後の継続調査などに協力し、生活保護の適正実施に努めます。



施策の基本方針

国民健康保険の健全化、介護保険事業及び後期高齢者医療制度の円滑な推進を図ります。

現状と課題

- ・本町では、広報掲載や保険証交付の際などの機会を捉えて制度のしくみを広報し、社会保障制度への理解を促進しています。
- ・国民年金の相談体制については、随時相談に応じるとともに、必要な人には、日本年金機構などを紹介しています。また、戸籍係と連携し、手続に漏れないように対応しています。
- ・国民年金未加入者への資格取得勧奨や、保険料未納者への納付勧奨など、日本年金機構と連携し加入促進を行っています。
- ・国民健康保険に対する意識の啓発や制度の周知については、国民健康保険の制度や手続の方法、国保財政の現状などについて、広報誌などを通じて随時周知を図っています。また、適切な給付のため、医療費通知も行っています。
- ・介護保険事業については、要介護者（要支援者）が年々増加しているため、介護予防の取組を見直し、高齢者の自立支援をより徹底していくとともに、介護保険財政の健全性の確保と制度の安定運営に努める必要があります。また、在宅生活の支援、認知症高齢者のケアなどの介護サービスの質の向上や基盤の整備が必要です。

施策の体系

(1) 国民年金制度の推進

①制度の周知徹底

(2) 国民健康保険の充実

①取組の継続

(3) 介護保険の適正な運用

①介護保険事業計画の進捗管理及び介護給付の適正化

具体的な施策

(1) 国民年金制度の推進

①制度の周知徹底

国民生活のセーフティネットとしての国民年金制度を広く周知するとともに、加入の促進や保険料の納付についての広報や年金相談に取り組んでいきます。

(2) 国民健康保険の充実

①取組の継続

特定健診受診率を向上させるとともに、データヘルス計画に基づく保健事業の推進により医療費適正化を図り、財政状況の改善に努めます。

(3) 介護保険の適正な運用

①介護保険事業計画の進捗管理及び介護給付の適正化

第8期（令和3年度から令和5年度）及び第9期（令和6年度から）介護保険事業計画の進捗管理及びケアプラン点検や縦覧点検などの介護給付の適正化事業を実施します。

基本方針 5

防災・防犯などの充実

- 施策 1 消防・救急・防犯対策などの推進
- 施策 2 防災対策の推進
- 施策 3 消費者保護行政の推進

消防・救急・防犯対策 などの推進



施策の基本方針

地域ぐるみの防犯体制づくりと、消防団員の確保及び消防体制の充実を図ります。

現状と課題

【防犯】

- ・防犯面での安心・安全の取組強化については、地域住民からの要望に基づいた防犯灯の整備を行うとともに、高齢者などに対する防犯教室による、意識啓発を行っています。また、青パトを使った町内一円のパトロールを実施し、犯罪を未然に防止しています。
- ・防犯対策の向上のため、令和元年度に48箇所の防犯カメラを設置しました。

【消防救急】

- ・地元団員の勧誘活動、団員勧誘に関するポスターの掲示や広報誌への掲載などにより団員の加入促進に努めているものの、定数確保が難しく、定員数の見直しなどの検討が必要となっています。
- ・町全体としては消防水利の充足率は100%を超えているものの、行政区単位で見ると基準を満たしていない地区もありますが、河川などを消防水利として活用しています。今後は開発行為に伴う住宅の増加に対応するため、消防水利のさらなる整備充実を図っていく必要があります。
- ・火災対応時などには常備消防（上益城消防本部）と本町消防団が連携して消火活動などにあたっていますが、さらに円滑に連携できるように、日頃より相互が連携を高めるための取組を行う必要があります。

【交通安全】

- ・交通安全面での安心・安全の取組強化については、地域住民からの要望に基づいた交通安全施設の整備を行うとともに、高齢者及び小中学校に対する交通安全教室による、意識啓発を行っています。

施策の体系

(1) 地域ぐるみで防犯意識の高揚、防犯体制づくりの推進

- ①防犯意識の啓発
- ②関係機関の連携による防犯対策の推進
- ③防犯灯の整備
- ④防犯パトロールの強化

(2) 消防救急体制の整備充実

- ①消防団員の確保
- ②消防水利の整備充実
- ③常備消防と消防団の連携

(3) 子ども、高齢者、
障がい者などの交通
弱者に対する交通
安全施設の整備推進

- ①交通安全教室などの開催
- ②広報・啓発
- ③交通安全施設の整備

具体的な施策

(1) 地域ぐるみで防犯意識の高揚、防犯体制づくりの推進

①防犯意識の啓発

広報誌やホームページを通じた啓発活動による住民の防犯意識の啓発を図ります。

②関係機関の連携による防犯対策の推進

警察や防犯協会、関係機関との連絡体制の強化及び家庭、地域、学校が一体となった登下校時の子どもたちの安全対策を推進します。また、関係機関と連携した防犯カメラの活用により、防犯対策を推進します。

③防犯灯の整備

地域住民からの要望に基づき、通学路や地域の危険箇所など必要な場所に防犯灯の増設を実施します。

④防犯パトロールの強化

青パトによる防犯パトロールの強化を図るほか、町内スポットの巡回パトロールの強化を図ります。

(2) 消防救急体制の整備充実

①消防団員の確保

現状の勧誘活動に加え、消防団協力事業所表示制度を導入し、町外在住で町内企業に勤務している方にも消防団への加入を推進します。また、消防団OBの活用や役場消防団の結成など団員確保のための対策を検討します。

②消防水利の整備充実

必要に応じ、防火水槽、消火栓、防火栓などの消防水利の整備充実を図ります。

③常備消防と消防団の連携

消防職員と消防団員が訓練や行事などを通じて、平時より顔の見える関係を構築することで、有事の際における円滑な連携につながるよう努めます。

(3) 子ども、高齢者、障がい者などの交通弱者に対する交通安全施設の整備推進

①交通安全教室などの開催

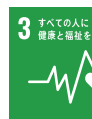
職場、地域での交通安全教室・講習会の開催や交通安全指導の充実を図ります。

②広報・啓発

広報・啓発活動やキャンペーンなどにより、交通事故防止運動を推進します。

③交通安全施設の整備

事故多発箇所、通学路を中心にカーブミラー、ガードパイプ、交通安全施設の整備や定期的な点検を実施します。



施策の基本方針

防災体制の充実と災害に強いまちづくりを進めます。

現状と課題

【防災体制】

- ・本町を流れる加勢川では、平成11年に加勢川と緑川の合流点にある六間堰が固定堰から可動式となるなど、河川改修事業の概成及び内水を河川に放流するための排水機場も4基完成したことにより、治水安全が図られましたが、近年のゲリラ豪雨などに備えた治水安全対策のさらなる強化が必要です。
- ・非常時の情報伝達の円滑化については、メール配信サービスに加え、防災行政無線を整備しましたが、メール配信サービスの登録率が低迷しており、防災行政無線については放送が聞こえにくい箇所があるなどの課題もあります。また、対処に時間的余裕のない事態（弾道ミサイル情報やテロ情報など）が発生した場合に、人工衛星を用いて国から直接、そして瞬時に緊急情報を伝達するJ-ALERT（全国瞬時警報システム）を平成22年度に整備しました。

【災害に強いまちづくり】

- ・県内外の自治体や民間企業と災害協定を締結し、災害時の人的支援、応急救援物資、避難場所の確保を図っています。
- ・災害を未然に防ぐために消防積載車などを使った町内一円のパトロールを実施するとともに、危険箇所の点検を行っています。
- ・災害時に高齢者などの避難行動要援護者の円滑な避難支援を図るため、個別計画の作成率向上を図る必要があります。
- ・有事に備え、消防団及び各行政区の自主防災組織は、定期的に訓練を行っています。
- ・洪水時に人的被害を防ぐことを目的に、住民の避難行動の参考となるための「洪水ハザードマップ」を作成し、各家庭、関係機関などへ配布しています。

施策の体系

(1) 防災体制の整備充実

- ①加勢川の防災対策の充実
- ②非常時の情報伝達手段の強化
- ③自主防災組織活動の充実
- ④要援護者の避難行動支援

(2) 災害に強いまちづくりの推進

- ①地域社会での安心・安全なまちづくり
- ②防災意識の充実

具体的な施策

(1) 防災体制の整備充実

①加勢川の防災対策の充実

治水安全対策（堤防の強化、排水機場の能力アップなど）のさらなる充実を図ります。

②非常時の情報伝達手段の強化

防災行政無線の放送が聞こえにくい箇所について、防災行政無線の増設や個別受信機の配置を検討するとともに、メール配信サービスの加入促進を図ります。

③自主防災組織活動の充実

各組織に対し、資機材の整備や訓練の実施などを積極的に指導し、活動の充実を図ります。

④要援護者の避難行動支援

消防団や自主防災組織などと連携し、災害時における要援護者の円滑な避難支援に努めます。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

①地域社会での安心・安全なまちづくり

安心・安全なまちづくりのために、今後も地元企業との連携を進めるとともに、継続して住民に周知、啓発活動を行い、近隣交流を通してこれまで以上に災害や犯罪を未然に防ぎます。また、非常時に相互に支え合う地域の連帯意識を高めるとともに、地元企業との連携を図っていきます。

②防災意識の充実

防災意識の啓発や各家庭での備蓄、地域での防災訓練などを通して、一人ひとりの防災意識を高めます。



施策の基本方針

住民の消費生活の安心と安全を図るため、消費者意識の啓発に努めるとともに、消費者利益の保護と自立対策を推進します。

現状と課題

- ・高齢化の進行、成年年齢の引き下げ、外国人の増加などにより、ぜい弱な消費者が増加するなど、消費者の多様化により消費者問題がより一層複雑化しています。さらに、デジタル化の進展に伴う電子商取引の拡大、自然災害の激甚化・多発化や感染症の拡大などにより、いわゆる一般的・平均的消費者についても、一時的にぜい弱な消費者となってしまう状況がより多く発生することが懸念されています。
- ・平成24年から上益城5町連携による消費生活相談室を開設し、消費生活相談を行っていますが、誰もがアクセスしやすい一元的な消費生活相談体制を整備し、相談の受理及び処理体制を充実させるとともに、関係機関や弁護士などとの連携強化、消費者への情報提供の強化を図る必要があります。また、消費者の安心・安全を確保するためには、消費者自身が消費生活に関する知識を習得するだけでなく消費者トラブルを回避するための適切な行動に結びつけることができる実践的な能力が必要となります。

施策の体系

(1) 上益城5町連携による消費生活相談の強化

- ①住民への周知
- ②適切な相談処理及び消費者教育
- ③住民への啓発の推進

(2) 消費者保護のさらなる充実

- ①より高度な消費者教育の実施
- ②専門性の高い機関との連携

具体的な施策

(1) 上益城5町連携による消費生活相談の強化

①住民への周知

住民に対する広報などを通じて、上益城5町連携による消費生活相談室の存在の周知徹底を図ります。

②適切な相談処理及び消費者教育

専門相談員による、親身な相談受理及び適切な処理を行うとともに、トラブル回避に必要な能力の向上を目指します。

③住民への啓発の推進

消費生活相談室への消費生活相談に関する啓発に努めます。

(2) 消費者保護のさらなる充実

①より高度な消費者教育の実施

関係機関などとの連携により、より高度な消費者教育やトラブル回避に必要な実践的能力の育成、トラブル対処方法を提供します。

②専門性の高い機関との連携

相談内容によっては、専門性の高い関係機関などへの仲介を行い、消費者保護に努めます。

基本方針 6

教育・文化の向上

- 施策 1 生きる力と思いやりの心を育む学校教育の充実
- 施策 2 地域教育力の充実と地域とともにある学校づくり
- 施策 3 互いに学び磨き合う生涯学習の推進
- 施策 4 心身を育むスポーツの振興
- 施策 5 文化・芸術の振興と文化財の保護・活用

生きる力と思いやりの心を育む学校教育の充実



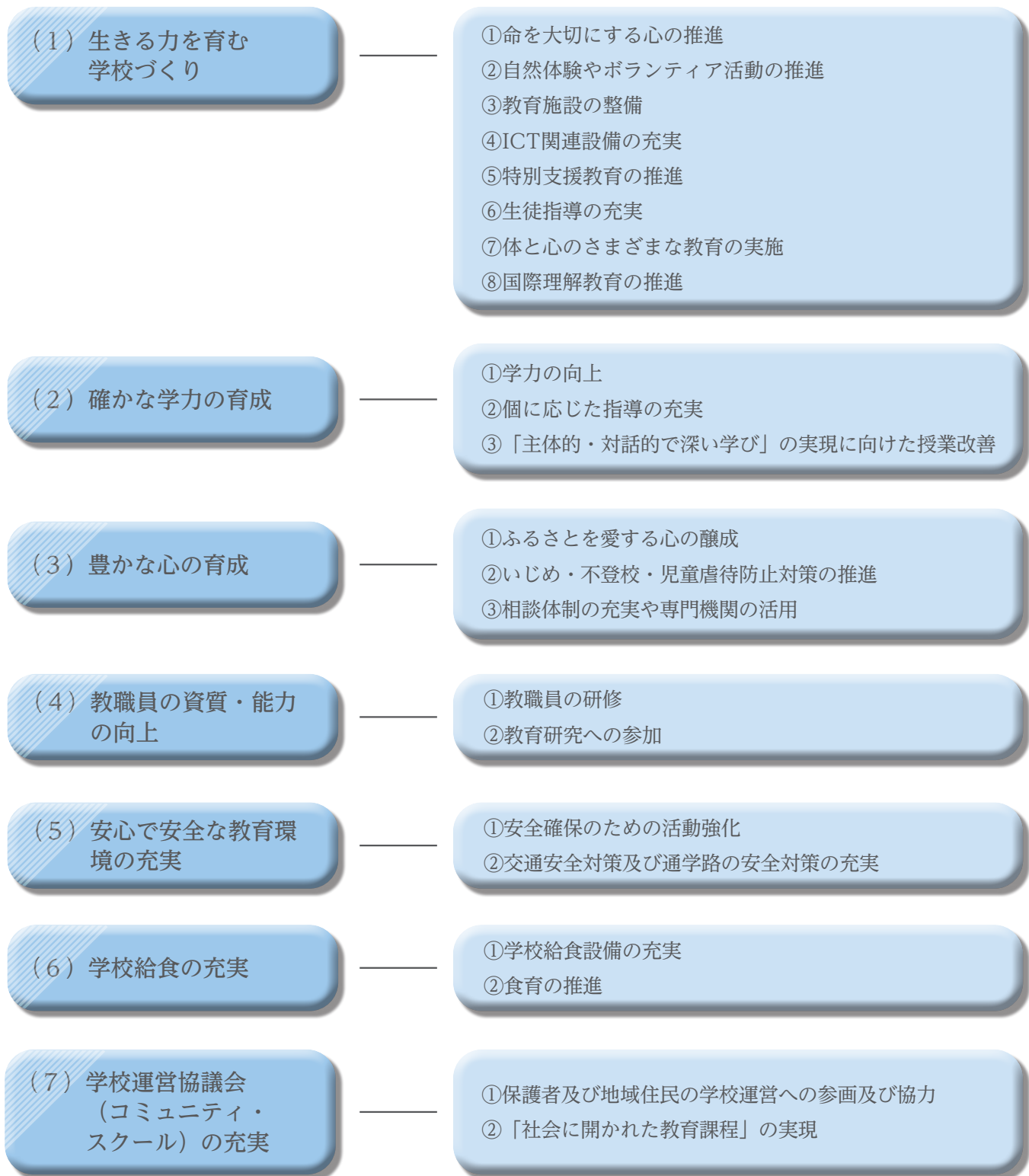
施策の基本方針

心豊かな教育と安心・安全な学校施設の整備を進めます。

現状と課題

- ・本町では、「緑化運動リサイクル活動への参加」、「水や大気などの学習と自然保護活動」、「自然を愛し、美しいものに感動する豊かな心を育むこと」などの環境教育を実施していますが、それぞれの子どもによって環境に対する意識には温度差があります。
- ・自然体験やボランティア活動については、総合的な学習の時間や特別活動を活用し、集団活動に参加し心身の調和と社会の一員としての自覚を図り、自己を活かしていく能力が生まれています。また、キャリアウィーク、花いっぱい運動、ワークキャンプなどに参加し、社会の一員としての自覚が芽生えています。
- ・学校施設の整備については、老朽化に伴う学校施設の改修工事及び児童・生徒の増加による各施設の増築を実施しています。
- ・全国学力・学習状況調査結果は概ね全国平均以上です。ただ、思考力・判断力・表現力などの育成については一層の取組が必要です。
- ・郷土のすばらしさを伝え、郷土を愛する心を育むことのできるよう、総合的な学習の時間の工夫や小学校社会科副読本「わたしたちの嘉島町」（デジタル教材）を作成しました。
- ・いじめ・不登校の早期発見・解消のため、アンケート調査などの改善と丁寧な実施により、その解消に取り組む必要があります。
- ・特別な支援を必要とする児童・生徒は増加傾向にあり、特別支援教育に関する教員の専門性のさらなる向上が必要です。
- ・すでに設置している太陽光発電システムなどを用いて、自然と地球にやさしい「エコ教育」を推進しています。
- ・ICTを適切・安全に使いこなすことができるよう、タブレットなどを用いた情報活用能力を育成するための環境整備を進めています。

施策の体系



具体的な施策

(1) 生きる力を育む学校づくり

①命を大切にす心の推進

児童・生徒の人権を尊重するとともに、生きることの意義を実感できる教育活動を展開します。

②自然体験やボランティア活動の推進

体験活動などを通して、自然に対する畏敬の念、自他を大切にす心などに取り組みます。

③教育施設の整備

児童・生徒の推移を予測した教育施設の整備を図るとともに、学校トイレの洋式化を推進します。

④ICT関連設備の充実

児童・生徒がICTを適切かつ安全に使いこなすことができるよう、情報活用能力を育成するための環境を整備します。

⑤特別支援教育の推進

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の教育的ニーズや保護者の願いなどを把握し、関係機関との連携を図りながら、計画的・組織的に適切な指導及び必要な支援の充実を図ります。

⑥生徒指導の充実

指導体制の充実と多様で効果的な指導方法への改善を図るとともに、児童・生徒の自己有用感を育み「心の居場所」としての魅力ある学校づくりを推進します。

⑦体と心のさまざまな教育の実施

運動に親しみ体力の向上を図る習慣の育成、ともに助け合い、ともに生きる心豊かな人間の育成を目指した福祉教育を推進します。

⑧国際理解教育の推進

小学校からの英語教育の充実とALT（外国語指導助手）や国際交流協会を活用した国際理解教育を推進します。

(2) 確かな学力の育成

①学力の向上

各学校の教育方針に基づいた学習活動を展開します。

②個に応じた指導の充実

児童・生徒の実態に応じた多様な学習方法を展開し、思考力・判断力・表現力などを育みます。

③「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

児童・生徒に求められる資質・能力を育むことを目指した授業の工夫・改善をします。

(3) 豊かな心の育成

①ふるさとを愛する心の醸成

郷土の歴史や芸術・文化に親しみ、郷土を愛する心を育み、道徳の授業公開や地域の人々の参加などによる道徳教育を展開します。

②いじめ・不登校・児童虐待防止対策の推進

「町いじめ防止基本方針」をもとに、各学校の基本方針に基づき対応するとともに、差別やいじめのない環境づくりのための人権教育を推進します。

③相談体制の充実や専門機関の活用

問題行動などの未然防止と解消に向け、各学校の相談体制の構築とスクールカウンセラーや教育相談員などの効果的な活用に努めます。

(4) 教職員の資質・能力の向上

①教職員の研修

学校の課題に対応した校内研修の充実とともに、急速に変化する社会状況を踏まえた教職員への研修を行います。

②教育研究への参加

校外での教育研究事業などへの積極的な参加を促進します。

(5) 安心で安全な教育環境の充実

①安全確保のための活動強化

児童保育の充実、地域防犯体制の充実、巡回補導の強化を図ります。

②交通安全対策及び通学路の安全対策の充実

交通安全プログラムに基づいた交通安全指導の徹底と通学路の安全対策を充実します。

(6) 学校給食の充実

①学校給食設備の充実

安心・安全でおいしい給食を提供するために、給食設備の整備と調理業務の効率化を図ります。

②食育の推進

給食を通じた食育、食生活指導などを充実します。

(7) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の充実

①保護者及び地域住民の学校運営への参画及び協力

保護者及び地域住民の学校運営への参画及び協力を図ります。

②「社会に開かれた教育課程」の実現

学校の教育課程を工夫し、児童・生徒の将来を見据えた教育活動を展開します。

地域教育力の充実と地域とともにある学校づくり



施策の基本方針

地域と結びつき地域のすばらしさを実感できる地域とともにある学校づくりを目指します。

現状と課題

- ・本町では、学校施設・設備の積極的な開放、学校情報を地域・家庭への提供などを通して、学校と地域の連携を図るとともに、「学校へ行こうデー」や「自由参観日」などを設定し、地域の人を学校へ招き入れて、地域と結びつく学校づくりを進めています。
- ・知恵や特技が子どもたちへ継承されることを目指して、学校へ地域住民を外部指導者として招へいして学習することにより、子どもたちに望ましい基本的な生活習慣が身につくとともに、自然への畏敬の念が深まりつつあります。
- ・森と水の学校への参加、水育の授業などから、自然と人間の関係を学習し、次世代へつないでいくために自ら考え、行動する子どもを育てることに努めています。
- ・授業にインターネットや新聞など多くの情報を取り入れ、その中から自分と地域、自分と世界との関わりに関心を持ち、課題を解決する学習をしています。

施策の体系

(1) 地域教育環境の整備

- ①地域と結びつく学校づくり
- ②住民参加の教育の推進

(2) 地域ぐるみでの地域とともにある学校づくりの推進

- ①知恵や特技の子どもたちへの伝承
- ②地域を活用した学校支援
- ③「人」と「人」とのつながりづくり

(3) 家庭教育力の充実

- ①「くまもと家庭教育支援チーム」への登録と活動の推進
- ②家庭における生活習慣づくり

具体的な施策

(1) 地域教育環境の整備

①地域と結びつく学校づくり

学校施設・設備の積極的な開放、学校情報を地域・家庭への提供などを推進します。

②住民参加の教育の推進

令和2年度から開始した地域学校協働活動事業の中で、地域の方が学校へ、また、学校から地域へ関わりを持つ機会を組織的に推進します。

(2) 地域ぐるみでの地域とともにある学校づくりの推進

①知恵や特技の子どもたちへの伝承

学校へ地域住民を外部指導者として招へいして、学習することに今後も取り組みます。

②地域を活用した学校支援

小・中学校において、地域を活用した支援を実施するため、地域学校協働活動の基盤形成を推進します。

③「人」と「人」とのつながりづくり

PTA同士や学校との交流など教育を通じた人的交流、学習意欲の向上を図ります。

(3) 家庭教育力の充実

①「くまもと家庭教育支援チーム」への登録と活動の推進

すべての保護者に家庭教育の重要性の周知・啓発を行うため、「くまもと家庭教育支援チーム」への登録、「親の学び」講座の普及を促進します。

②家庭における生活習慣づくり

幼稚園・保育園・小学校・中学校との連携による生活習慣づくりとして、PTA活動と連携した「早寝・早起き・朝ごはん運動」を展開するとともに、スマホ・ゲーム・タブレット依存症の未然防止についても、検討します。

施策
3

互いに学び磨き合う 生涯学習の推進



施策の基本方針

学習文化活動及び学習内容の充実を図ります。

現状と課題

- ・本町では、公民館講座を中心に自主講座などの学習・文化活動が開催されておりますが、旧公民館の老朽化により、新たな文化活動拠点として平成26年度に町民会館が建設されました。
- ・町民会館には、新たな地域文化を生み出す舞台、ホール「アクア」500席他、快適にご利用していただくためのさまざまな施設・設備が備えられています。また、ホールと併せて、地域の交流活動や文化活動の拠点となる機能を持つ会議室・和室・調理室・PC室が配置され、利用されています。館内には、読書、調べもの、学習活動などが行える図書室や、乳幼児から高齢者までの健康診査、相談、からだの学習などを行う保健センターが設置され、健康づくりを支援しています。
- ・住民の生きがいのある暮らしの実現については、生涯学習の一環として、毎年、町民講座を年6回開催しており、自ら主体的に学習に参加し、豊かな人生を求め、そして学習の成果を地域に還元し、生きがいのある生活を送ってもらうように努めています。

施策の体系

(1) 住民ニーズに対応した生涯学習機会の提供

- ①町民会館を中心とした学習活動の充実
- ②図書室の充実及び読書活動の推進
- ③他地域との交流事業
- ④住民の生きがいのある暮らしを実現する学習機会の提供

(2) 住民主体の組織づくりと推進体制の整備

- ①住民同士の交流の推進

具体的な施策

(1) 住民ニーズに対応した生涯学習機会の提供

①町民会館を中心とした学習活動の充実

住民の芸術文化活動の向上及び地域交流の拠点として、町民会館の活用を推進します。

②図書室の充実及び読書活動の推進

図書室の蔵書及び利用しやすい読書環境の整備に努めます。

③他地域との交流事業

各町交流事業の実施に向けて協議します。

④住民の生きがいのある暮らしを実現する学習機会の提供

公民館講座、町民講座の開催など、住民が自ら主体的に学習に参加して、生きがいのある生活を送ってもらうような学習機会の提供に努めます。

(2) 住民主体の組織づくりと推進体制の整備

①住民同士の交流の推進

住民同士のつながりができるイベントや季節ごとのイベントの開催、住民が参加できる学校行事など多様な交流機会づくりを進めます。



施策の基本方針

スポーツ拠点の整備を進め、今後ますますの利活用を推進します。

現状と課題

- ・本町では、「ジョイフルスポーツかしま」で一人ひとりからの健康づくりを担当各課が連携して働きかけてきました。
- ・行政区ごとの小公園の整備については、平成15年以降、順次、各区に街区レベルの公園の整備を進め、平成22年度までに整備が完了しました。
- ・整備済みの公園については、グラウンドゴルフや子どもの遊び場として活用されていますが、利用しているのはほとんど高齢者ばかりで、子どもたちが遊べる場所は確保できていないという意見もあります。維持管理は地元区や老人会に委託していますが、今後、新たな管理手法や利用者の調整についての検討が必要です。
- ・滝河原土地区画整理事業にて街区レベルの2公園を整備しました。
- ・総合運動公園の整備については、平成20年度から都市公園整備事業で整備に着手しています。
- ・平成30年度に小学校運動部活動が社会体育へ移行したことに伴い、嘉島町児童運動クラブの活動支援を継続的にする必要があります。

施策の体系

(1) スポーツ活動の充実

- ①生涯スポーツの振興
- ②健康づくりのためのイベントの推進
- ③嘉島町児童運動クラブの充実

(2) 団体・指導者の育成

- ①「総合型地域クラブ」への支援
- ②スポーツ団体への支援強化
- ③指導者の育成

(3) スポーツ施設・設備の整備

- ①行政区ごとの小公園の整備
- ②スポーツ施設の充実
- ③総合運動公園の整備

具体的な施策

(1) スポーツ活動の充実

①生涯スポーツの振興

住民がスポーツに親しむ機会をこれまで以上に持てるように、新たなスポーツの調査研究を行います。また、町内の個人及び団体がこれまで以上に施設を使用しやすいように、予約・申請・使用料の納入といった手続を簡素化することでスポーツの振興に寄与します。

②健康づくりのためのイベントの推進

「ジョイフルスポーツかしま」の競技種目を見直しつつ、住民の健康づくりのきっかけとなるようなイベントを開催します。また、総合型地域クラブが実施している「ふるさと発見ふれあいウォーキング」を支援します。

③嘉島町児童運動クラブの充実

小学校運動部活動から社会体育へ移行したことに伴い、町内の小学生の運動クラブ活動を支援します。また、活動の場を提供するため、東西小学校との施設利用における調整を行います。

(2) 団体・指導者の育成

①「総合型地域クラブ」への支援

「総合型地域クラブ」への支援体制の充実と連携強化を図ります。

②スポーツ団体への支援強化

嘉島町体育協会の活動を支援することで、各スポーツ団体の支援につなげ、競技力向上を図ります。

③指導者の育成

総合型地域クラブの指導者育成研修会との同時開催で、各種団体指導者の指導力向上を図ります。

(3) スポーツ施設・設備の整備

①行政区ごとの小公園の整備

町内の子どもたちにとって、本来の「遊び場」となるような公園機能を保ちながら、幼児からお年寄りまで各世代が安心・安全に利用できる公園となるように運営します。

②スポーツ施設の充実

各施設の管理人と協力しながら、施設の老朽化対策などの適切な維持管理を図り、利用者が満足できる施設とします。

③総合運動公園の整備

嘉島町総合運動公園の運営・管理を充実するとともに、拡張事業によりスポーツの拠点となる施設を目指します。



施策の基本方針

伝統文化の継承と文化財の保護を進めます。

現状と課題

【伝統文化・文化活動】

- ・地域の伝統文化の保存、継承のため、宝くじ助成制度を活用し、町内の各種コミュニティ団体や行政区などに対し、太鼓や机などさまざまな物品整備を行っています。
- ・伝統芸能の保存については、その活動を支援するとともに、後継者育成補助金の交付などで後継者の育成を支援しています。

【文化財】

- ・平成28年熊本地震で大きな被害を受けた国史跡井寺古墳の復旧を推進するとともに、古墳周辺の遺跡調査成果をもとに総合的な活用を図ります。

施策の体系

(1) 伝統文化や郷土の歴史の保護・継承

- ①地域伝統文化の見直し、継承
- ②獅子舞などの伝統芸能の保存

(2) 文化・芸術活動の機会や場の充実

- ①自主的文化活動の支援
- ②芸術文化発信拠点の充実

(3) 次世代に引き継ぐための文化財の保護・保存

- ①井寺古墳の復旧・整備と活用
- ②埋蔵文化財発掘調査の推進
- ③文化財センター活用事業

具体的な施策

(1) 伝統文化や郷土の歴史の保護・継承

①地域伝統文化の見直し、継承

広報誌などにより各種助成事業の周知を行い、地域伝統文化などの保存、継承を支援します。

②獅子舞などの伝統芸能の保存

後継者育成補助金の交付などを活用した支援を図ります。

(2) 文化・芸術活動の機会や場の充実

①自主的文化活動の支援

自主的に参加できる文化、芸術行事、イベントの企画と開催を支援します。

②芸術文化発信拠点の充実

町民会館を住民の芸術文化の向上及び地域交流の拠点として活用し、さまざまな活動の充実を図ります。

(3) 次世代に引き継ぐための文化財の保護・保存

①井寺古墳の復旧・整備と活用

平成28年熊本地震で被害を受けた井寺古墳の早期復旧について検討を進め、復旧後の活用についても、地域計画をもとに、周辺の文化財と併せた検討を進めていきます。

②埋蔵文化財発掘調査の推進

町内に埋もれている貴重な文化財の調査研究を行うとともに、関係部局と調整しながら事業に影響を与えずに、保護との両立を図ります。

③文化財センター活用事業

新しく整備された文化財センターを遺物の収蔵・整理作業のみの場所とするだけでなく、広く住民に文化財について知ってもらう機会をつくるため、職場体験、講座などの開催による普及啓発や調査速報展をはじめとした企画展などを実施します。

基本方針 7

住民参画・男女共同参画などの推進

- 施策 1 住民参画の促進
- 施策 2 地域連帯感の創出
- 施策 3 開かれた町政の推進
- 施策 4 人権擁護・男女共同参画の推進

施策
1

住民参画の促進



施策の基本方針

住民一人ひとりが主役となって水の郷づくりを進めます。

現状と課題

- ・住民ニーズの高度化、多様化や地方分権などの変化に的確に対応し、地域の抱える課題に対処した満足度の高い効果的なまちづくりを目指す上で、住民と行政が知恵と力を出し合う新たな関係やしくみづくりが不可欠となっています。
- ・住民参画についての住民への浸透度は十分ではありませんが、「花いっぱい運動や清掃活動」「リサイクル活動や省資源活動」「福祉ボランティア活動」など日常生活に関係する身近な環境づくりを通して、まちづくり活動への参加を推進しています。
- ・水系をもとにした広域連携については、毎年4月29日を「緑川の日」とし、緑川流域市町の主旨に賛同する企業、団体などが河川の一斉清掃を実施、また平成24年度に設立された「公益財団法人くまもと地下水財団」では、住民・事業者・行政が一体となり、一つの地下水盆を共有している本町を含めた熊本地域11市町村で広域的に地下水保全に取り組んでいます。
- ・水系を単位としたまちづくりについては、河川（緑川水系）において、NPO法人主催による清掃活動に協力しています。

施策の体系

(1) 「協働」の視点に
たった住民と行政と
のパートナーシップ
の確立

- ①水を通した各自の役割の明確化
- ②水の郷づくりの推進
- ③テーマごとのまちづくり活動の推進

(2) 住民参画事業の充実
と人的ネットワーク
の形成

- ①水系をもとにした広域連携
- ②他自治体との交流の推進

具体的な施策

(1) 「協働」の視点にたった住民と行政とのパートナーシップの確立

①水を通した各自の役割の明確化

水を守り育むことはまちづくりの根幹です。そのため、一人ひとりの水に対する意識の啓発を図ります。

②水の郷づくりの推進

一人ひとりが生活をする上で、水を守る役割と責任を果たし、水との暮らしを楽しんでいける環境づくりを進めます。

③テーマごとのまちづくり活動の推進

集落や地区を横断するテーマについて、住民のエネルギーをまちづくりに活かすため、テーマに応じた人材ネットワークの構築を支援します。

(2) 住民参画事業の充実と人的ネットワークの形成

①水系をもとにした広域連携

「緑川の日」の一斉清掃とともに、住民の団体グループが水環境保全をテーマに広域連携し、まちづくり活動の活性化を図ることを支援します。

②他自治体との交流の推進

くまもと地下水財団や全国水環境保全市町村連絡協議会を通して、他市町村との人的交流、まちづくり情報の交換などを推進します。



施策の基本方針

地域を支えるコミュニティづくりやその活動の場づくりを推進します。

現状と課題

- ・まちづくりは、そこに住む住民自らが創意と力の結集によって作り上げていくものであり、行政との協働のもとで、住民の積極的な参加を促し、住民一人ひとりが主役になり、自ら考え、自ら行動できる自立したまちづくりを目指す必要があります。その中心になるものがコミュニティであり、町民会館などの拠点施設などを通して、さまざまなコミュニティが形成され、地域のまちづくり活動を活性化するとともに、地域に根ざした事業を推進する上で重要な役割を担ってきました。今後は地域を支えるコミュニティづくりを推進し、その活動の場づくりや組織強化の支援に努める必要があります。

施策の体系

(1) コミュニティ活動活性化のための環境づくり

- ①地域ネットワークの構築と交流の促進
- ②活動拠点の活用
- ③役割分担の明確化
- ④人材育成

具体的な施策

(1) コミュニティ活動活性化のための環境づくり

①地域ネットワークの構築と交流の促進

少子高齢社会に対応するための地域福祉ネットワークの強化や高齢者などそれぞれの年代に応じた交流活動や人材の育成を図ります。

②活動拠点の活用

地域コミュニティの活性化を図るため、町民会館を活用し活発な活動の場をつくとともに組織強化の支援に努めます。

③役割分担の明確化

行政と自治会などの地域組織との役割分担の明確化と機能充実を図ります。

④人材育成

人材育成のための研修会や交流機会の創出などの支援活動の充実を図ります。



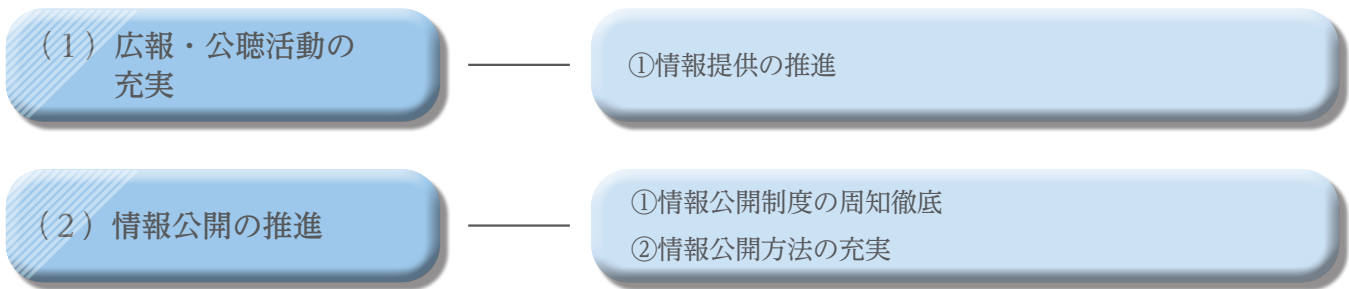
施策の基本方針

広報・公聴活動を充実するとともに、情報公開を推進します。

現状と課題

- ・人々の価値観やライフスタイルが多様化する中で、各地方自治体がそれぞれの地域特性を踏まえながら、住民が望むまちづくりを進めるために、住民の参画を得て、地方自治のあり方を見つめ直すことが必要になっています。そのために、住民が必要とする行政の情報を積極的に公表、公開し、住民と行政が共通認識を持って、住民参画、協働を進めていく必要があります。
- ・情報公開制度の正確かつ適正な運用を行い、住民の参政権と権利利益を確保し、かつ、行政としての説明責任や情報提供を推進することが求められています。

施策の体系



具体的な施策

(1) 広報・公聴活動の充実

① 情報提供の推進

広報誌とホームページの連携による的確な情報提供を推進します。

(2) 情報公開の推進

① 情報公開制度の周知徹底

広報誌及びホームページで情報公開制度の周知徹底に努めます。

② 情報公開方法の充実

インターネットによる情報公開請求の可能性を検討します。

人権擁護・男女共同参画の推進



施策の基本方針

すべての人が人権を尊重し合い、差別のない明るい社会の実現を目指します。

現状と課題

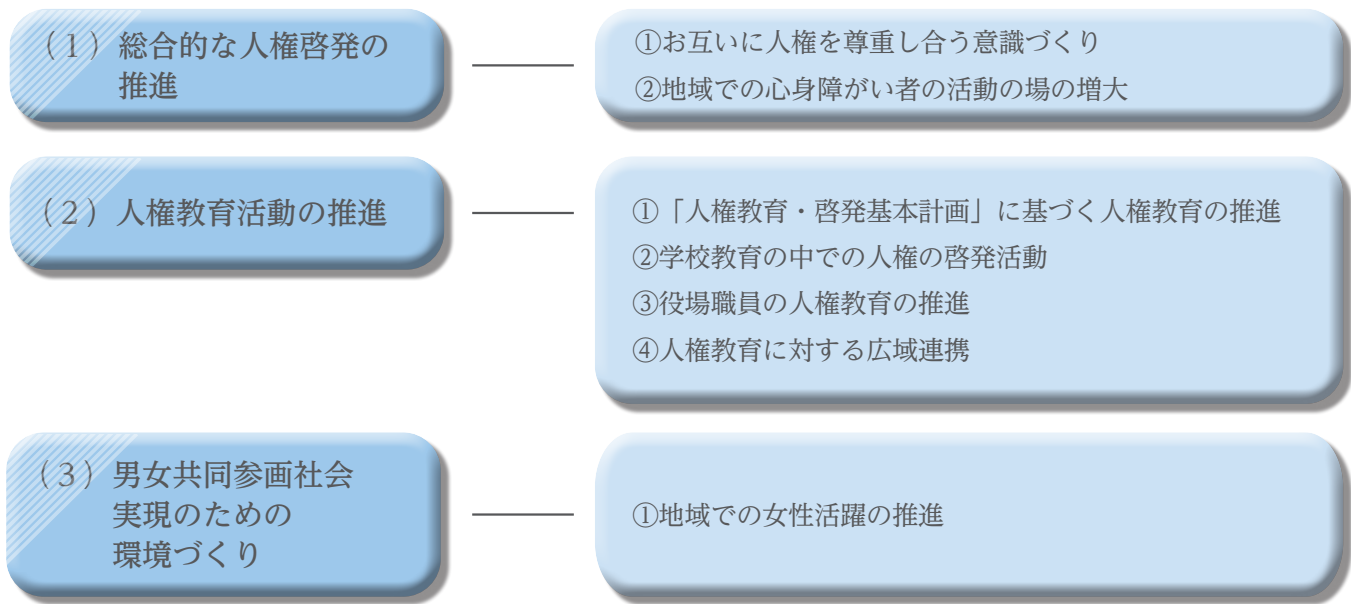
【人権擁護】

- ・本町では、人権啓発チラシの全戸配布、また、町広報誌の「人権問題の正しい理解のために」の欄に毎月記事を掲載しています。また、町内13地区老人会例会での人権啓発ビデオの上映や意見交換会の開催、議員自らの人権意識の醸成のための研修会の開催などを通して、日頃からお互いの尊厳を認め合い、人権への理解を育むことに努めています。
- ・平成22年度に策定した「人権教育・啓発基本計画」に沿って人権教育・啓発活動を展開し、「人権を考える町民の集い」などに積極的に参加を呼びかけるとともに、町内の企業、事業所などとの連携についても検討する必要があります。
- ・人権問題についての正しい知識を身につけ自らの問題として捉え、具体的な行動につなげていくことは容易ではありませんが、「差別のない明るいまちづくり」の推進のため、「人権を考える町民の集い」を開催し、さまざまな人権問題の正しい理解や認識の基礎を培い、日常生活の習慣として身につけ、家庭や地域で実践できるように努める必要があります。
- ・学校教育中での人権の啓発活動については、すべての教育活動において人権教育を実践し、子どもたち一人ひとりが日常生活のあらゆることに対して人権尊重の視点に立って考え、意識の高揚を図ることが大切ですが、自分たちの生活を人権尊重の視点で見つめ直しながら課題解決を図る力が不足しているのが実情です。
- ・役場職員の人権教育については、全職員を対象に人権問題に対する正しい認識を身につけるため、職場研修及び人権教育研修会への参加を義務付け、職務に活かしています。
- ・人権教育に対する広域連携については、上益城郡人権教育連絡協議会の社会人権教育研究集会、人権教育指導者研修会などに多くの住民が参加し、また、郡内全住民向けの「啓発パンフレット」を発行しています。
- ・地域での心身障がい者の活躍の場を増やすことについては、公共施設や道路・公園などの公共空間においてバリアフリー化を図る必要があります。これまでに、役場庁舎や町民会館、町民体育館などのバリアフリー化など利用しやすい施設への整備・改修を実施しています。

【男女共同参画】

- ・男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現を目指す男女共同参画計画を策定しています。
- ・女性が活躍できる場を拡大するため、各種委員会・審議会などへの女性の登用を進め、女性の目から見た意見が浸透する社会形成を促す必要があります。

施策の体系



具体的な施策

(1) 総合的な人権啓発の推進

①お互いに人権を尊重し合う意識づくり

すべての住民が心豊かに暮らすために、お互いの人権を尊重し合い、差別のない明るい人権共存社会の実現に努めます。また、人権イベント、町民講座などの参加を通して、人権尊重の意識づくりに努めます。

②地域での心身障がい者の活動の場の増大

日常生活を取り巻く都市基盤（道路・公園など）や公共施設におけるユニバーサルデザインを推進し、社会参加しやすい環境づくりに努めます。

(2) 人権教育活動の推進

①「人権教育・啓発基本計画」に基づく人権教育の推進

社会状況の変化に応じ、適宜、見直しを検討します。

②学校教育中での人権の啓発活動

PTAや地域のとの連携をさらに深め、教科学習などで学んだことに取り組みます。

③役場職員の人権教育の推進

人権問題に対する職員の意識向上を図ります。

④人権教育に対する広域連携

上益城郡人権教育連絡協議会において、人権問題の解決を目指し、差別意識の解消に向けた教育や啓発に努めます。

(3) 男女共同参画社会実現のための環境づくり

①地域での女性活躍の推進

各種委員会・審議会など、スポーツ推進委員及び町体育協会へ積極的に女性を登用していきます。また、住民が行政へ参加できるしくみづくりや住民の声が届くシステムづくりなど男女共同参画に対する啓発と取組を進め、現場での男女共同参画を推進します。

基本方針 8

効率的・効果的な行財政基盤の構築

- 施策 1 簡素で効率的な行財政運営の推進
- 施策 2 広域連携の推進

簡素で効率的な 行財政運営の推進



施策の基本方針

行財政改革による効率的な行財政運営の推進、職員の資質向上による良質な住民サービスを進めます。

現状と課題

【行政運営】

- ・本町では、総合計画をもとに、幅広い観点から業務を捉え直し、総合行政、計画行政を進めるとともに、基本計画に掲げる具体的な事務事業を明らかにするため、毎年度、3年間の実施計画を策定し、庁内で共有していますが、総合計画を核とした庁内連携のさらなる強化が必要となっています。また、全職員が一堂に会する庁内常会を毎月1回定例で開催しているほか、課長会議を毎週開催しており、毎月の庁内全課の行事を把握し、連絡事項など各課の連携が強化されています。
- ・業務体制の見直しやコスト縮減については今後も重要な課題であり、近い将来業務に必要不可欠となるAIやRPAなどの導入について、広域連携による共同調達などを進めるなど、徹底したコストに対する意識が必要です。
- ・住民意向の把握と住民サービスの向上については、毎年各行政区の区長を通じ、道路工事や防犯交通施設など各区の要望を募り、住民の要望を聞く機会を設けるとともに、集落説明会、協議会などの開催により広く住民の意見聴取を行っています。
- ・地域運営基盤の確立については、区長会議を年間5回開催しており、各地域の要望・諸問題などに関する意見を聞く機会を設けることにより、地域運営基盤の確立に協力しています。また、各集落に設立している農業生産組合などの育成強化を図っています。
- ・職員の意識改革については、自己学習、課内連携により行財政の効率化などに対する職員の意識は高くなっています。また、各種研修への参加により、職員一人ひとりの自覚と自己研鑽に取り組んでいます。

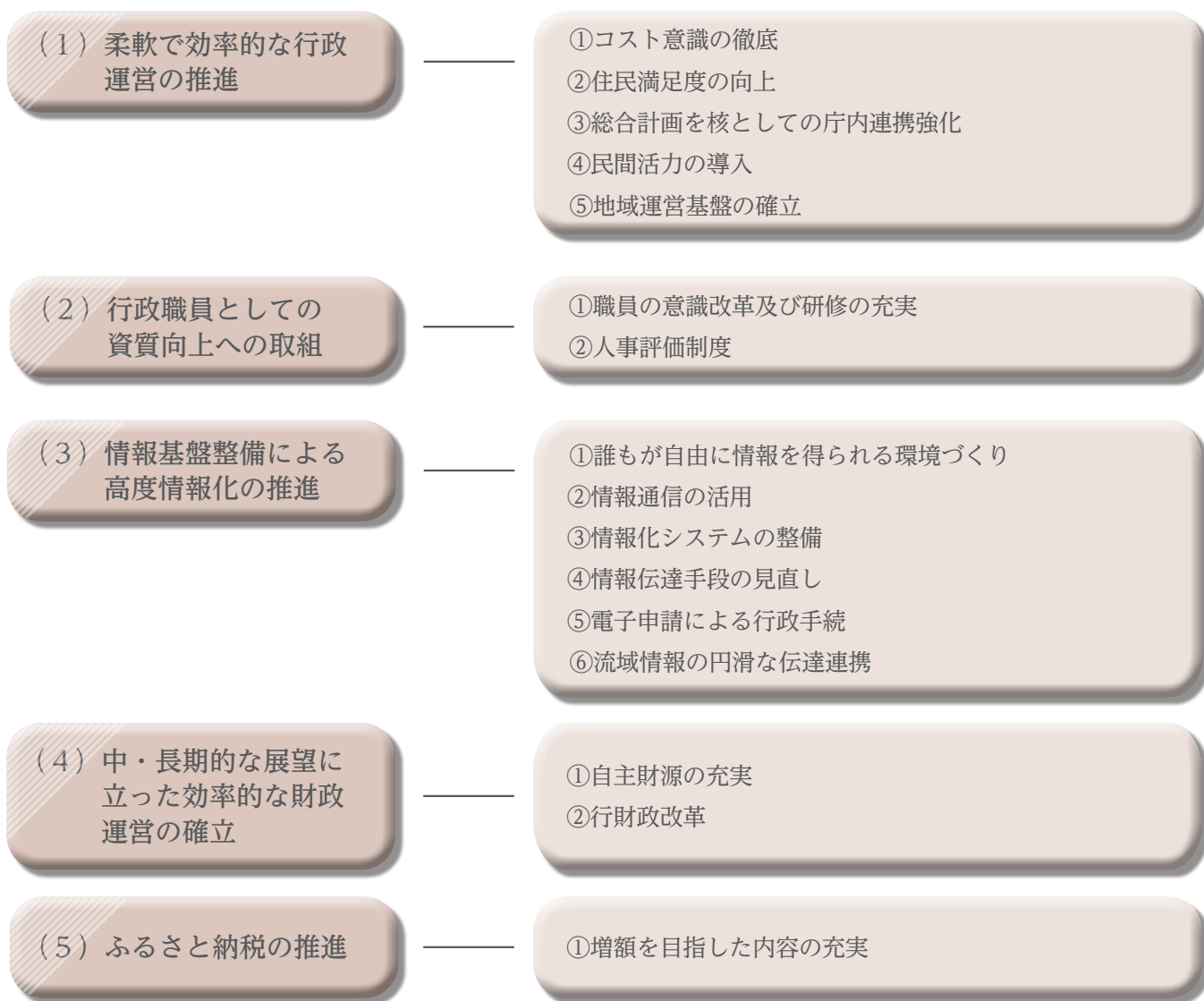
【情報基盤の整備】

- ・本町では、平成15年度から町公式ホームページを運用し、住民の暮らしに役立つ行政情報の提供と、住民が申請などに必要な書類のダウンロードが可能になっています。また、高齢者や障がい者も含めた誰もが情報を取得できるアクセシビリティにも配慮しています。
- ・情報通信手段の整備については、メール配信サービス、テレホンサービスに加え、防災行政無線を整備しています。また、対処に時間的余裕のない事態（弾道ミサイル情報やテロ情報など）が発生した場合に、人工衛星を用いて国から直接かつ瞬時に緊急情報を伝達するJ-ALERT（全国瞬時警報システム）を平成22年度に整備しました。このように情報伝達手段の整備はほぼ完了していますが、メール配信サービスの登録率が低迷しており、防災行政無線については放送が聞こえにくい箇所があるなどの課題もあります。
- ・電子申請による行政手続は、利用可能な手続や利用頻度が少ないことから、利便性の向上を図ることが課題となっています。

【財政運営】

- ・本町の職員一人ひとりの効率化に対する意欲は高く、コスト意識も高いと思われませんが、なお一層、職員全員のコスト意識を徹底させ、投資の効率化、効果の拡大を図る必要があります。
- ・行財政改革については、各施策の優先順位の峻別により予算の縮減を行うとともに、民間委託の推進、定員管理の適正化及び給与の適正化に取り組んできました。

施策の体系



具体的な施策

(1) 柔軟で効率的な行政運営の推進

①コスト意識の徹底

近い将来業務に必要不可欠となるAIやRPAなどの導入について、広域連携による共同調達などを進めるなど、コスト意識の向上、徹底を図ります。

②住民満足度の向上

各区の区長を通じ、住民の意向を聞く場を設け、住民の声を多角的に捉え、事業の必要性、費用対効果、採算性、行政及び受益者の負担などを検討していき、職員一人ひとりが住民満足度の向上に対する意識を高め、今後も適時、施策の説明、意見聴取を行います。

③総合計画を核としての庁内連携強化

総合計画をもとに、幅広い観点から業務を捉え直し、指標などを設けるなどして町が目指す方向性をわかりやすくし、各種事業において、複数の課に関連する場合などに具体的な連携を図ります。

④民間活力の導入

自主財源の確保による安定的な歳入確保の一つの手段として、企業版ふるさと納税を推進します。

⑤地域運営基盤の確立

本地域が水の郷として独自性を有していけるよう、地区などを単位とした地域運営のしくみを住民と協働でつくっていきます。また、今後も地域の意見・要望などを聞く窓口として、区長会議を継続して開催するとともに、集落単位の農業生産組合などを育成し、地域基盤の確立を図っていきます。

(2) 行政職員としての資質向上への取組

①職員の意識改革及び研修の充実

職員の意識改革を進めるため、各種研修への参加を促すとともに、職員研修システムの充実強化を図ります。

②人事評価制度

組織の効率的・効果的運営と人材育成を行うため人事評価制度の充実を図ります。

(3) 情報基盤整備による高度情報化の推進

①誰もが自由に情報を得られる環境づくり

高齢者や障がい者も含めた誰もが情報を取得しやすいようにするため、アクセシビリティにも配慮したホームページの運用に努めます。

②情報通信の活用

SNSを活用した情報発信や証明書交付料金のキャッシュレス化など、デジタル化に対応した取組を検討するとともに、住民に対してマイナンバーカードの取得促進に努めます。

③情報化システムの整備

個人情報の流出防止を基本として、各分野でのオンライン化の推進に努めます。

④情報伝達手段の見直し

防災行政無線の放送が聞こえにくい箇所について、防災行政無線の増設、個別受信機の配置を検討するとともに、メール配信サービスの加入促進を図ります。

⑤電子申請による行政手続

各種申請、届出の電子手続については、行政手続などにおける押印の見直しを行い、県・市町村電子自治体共同運営協議会とともに、利便性の向上を図ります。

⑥流域情報の円滑な伝達連携

各団体から提供された情報を必要に応じて、メール配信サービスや防災行政無線により住民に伝達していきます。

(4) 中・長期的な展望に立った効率的な財政運営の確立

①自主財源の充実

企業誘致やふるさと納税制度を推進するとともに、企業版ふるさと納税及び有料広告事業について検討を行います。

②行財政改革

事業の広域連携を推進しつつ、定員管理及び給与の適正化を推進します。

(5) ふるさと納税の推進

①増額を目指した内容の充実

ふるさと納税制度の周知や返礼品の充実を図り、納税額の増加を目指します。



施策の基本方針

近隣市町との広域連携を通じて、地方分権時代や多様化する住民ニーズに柔軟に対応します。

現状と課題

【広域行政の推進】

- ・地方分権や規制改革の進展などによって、地方の自主決定力が求められることから、これまで以上に地方の主体性と自立が必要となることが予想されます。
- ・平成28年3月に熊本市と連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結し、熊本連携中枢都市圏による取組を進めています。事務の共同処理としては上益城広域連合において介護保険の認定業務、情報公開及び個人情報保護審査業務などが実施され、熊本県後期高齢者医療広域連合において、後期高齢者医療事務が実施されています。
- ・上益城5町における一般廃棄物の発生抑制、資源化及び適正処理を広域的な視点から推進する目的で、益城・嘉島・西原環境衛生施設組合、御船町甲佐町衛生施設組合、御船地区衛生施設組合の3組合の広域化について、平成27年4月熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会（任意）を設置し、広域的な連携のもと、新施設稼働に向けて検討を進めています。
- ・町単独ですべての仕事を担うフルセット主義から、施策ごとに効果的な連携手法で都市機能等を維持確保する取組の検討を行います。

施策の体系

(1) 広域連携の強化

①広域行政の推進

具体的な施策

(1) 広域連携の強化

①広域行政の推進

防災やごみ処理などの生活環境施設での連携や広域的な施設利用を中心に広域連携の強化を図ります。

第 4 部 資料編

施策の大綱

1 第6次嘉島町総合計画 基本計画体系図

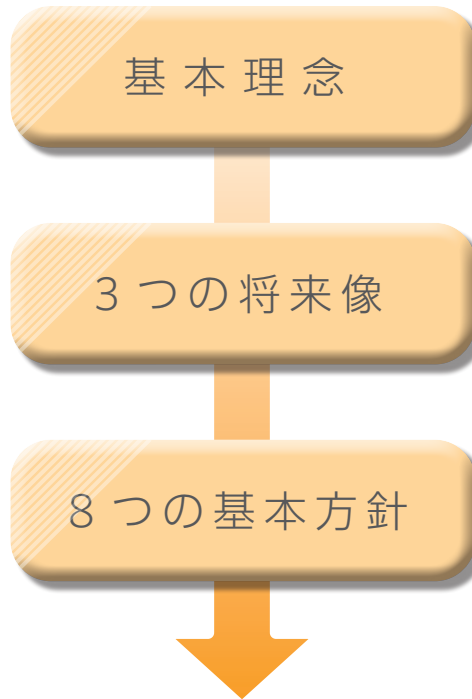
嘉島町第6次総合計画の施策体系		
将来像	基本方針	施策
1 自然とともにある住みよいまち	1 生活環境の向上	1-1 身近な自然環境の保全と創出
		1-2 快適な生活環境の充実
		1-3 資源循環型社会の形成と地球環境の保全
	2 都市基盤の整備	2-1 計画的な土地利用の推進
		2-2 魅力ある市街地と都市景観の整備
		2-3 利便性の高い地域交通体系の整備
		2-4 良好な住宅環境の整備
		2-5 うるおいのある公園・緑地の整備
	3 産業の振興	3-1 地域特性を活かした農業の振興
		3-2 商工業の振興
3-3 次世代の活力を生む産業連携の推進		
2 安心・安全で活力のあるまち	4 保健・医療・福祉の向上	4-1 健全な心身を育む健康づくりの推進
		4-2 出産・育児など子育て支援の充実
		4-3 高齢者が元気で暮らせる環境づくりの推進
		4-4 障がい者がいきいき暮らせる環境づくりの推進
		4-5 安心とゆとりのある地域福祉の実現
		4-6 ひとり親家庭・生活困窮者の支援
		4-7 社会保障制度の充実
	5 防災・防犯などの充実	5-1 消防・救急・防犯対策などの推進
		5-2 防災対策の推進
		5-3 消費者保護行政の充実
3 みんなでつくる協働のまち	6 教育・文化の向上	6-1 生きる力と思いやりの心を育む学校教育の充実
		6-2 地域教育力の充実と地域とともにある学校づくり
		6-3 互いに学び磨きあう生涯学習の推進
		6-4 心身を育むスポーツの振興
		6-5 文化・芸術の振興と文化財の保護・活用
	7 住民参画・男女共同参画などの推進	7-1 住民参画の促進
		7-2 地域連帯感の創出
		7-3 開かれた町政の推進
		7-4 人権擁護・男女共同参画の推進
		8 効率的・効果的な行財政基盤の構築
8-2 広域連携の推進		

とSDGs17のゴールの関係一覧

1.貧困	2.飢餓	3.健康・福祉	4.教育	5.ジェンダー	6.水・衛生	7.エネルギー	8.経済成長・雇用	9.産業基盤・イノベーション	10.不平等	11.持続可能な都市	12.生産・消費	13.気候変動	14.海洋資源	15.陸上資源	16.平和・公正	17.実施手段
					●					●		●		●		●
					●					●	●	●	●	●		●
					●	●				●	●	●	●	●		●
		●			●			●		●				●		●
		●			●		●	●		●				●		●
●		●			●			●	●	●				●	●	●
		●			●					●				●		●
		●			●		●	●		●	●			●		●
		●			●	●	●	●		●	●			●		●
		●			●		●	●		●				●		●
●	●	●							●	●					●	●
		●					●			●					●	●
●	●	●							●	●					●	●
		●								●					●	●
		●								●					●	●
		●								●					●	●
		●								●					●	●
		●								●					●	●
		●								●					●	●
●		●	●	●					●	●					●	●
							●		●	●					●	●
								●	●	●					●	●

2 基本理念及び将来像の実現のために（SDGsの達成）

目指す基本理念及び将来像の実現、人口の将来展望等の達成に向けて、本計画では次の8つの基本方針に基づき、分野ごとの施策を展開します。また、こうした施策の展開により、国際社会全体の開発目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の達成につなげます。



SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成を目指す国際社会全体の17の開発目標のこと

用語解説

用語解説（50音順）

あ行

アクセシビリティ

高齢者・障がい者を含む誰もが、様々な製品や建物、サービスなどを支障なく利用できるか、あるいはその度合いをいう。

ICT（教育）

パソコン・スマートフォンなどさまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。ICT教育は情報通信技術を活用した教育手法のこと。

NPO

私的営利を目的としない社会的な使命を目的とした民間の組織。

ALT（外国語指導助手）

小中学校の外国語の授業で日本人教師を補助する、英語を母語とする外国人。

か行

企業版ふるさと納税

正式な名称は「地方創生応援税制」といい、企業が自治体に寄附をすると税負担が軽減される制度。

キャラバンメイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。キャラバンメイトになるためには、所定のキャラバンメイト研修を受講し登録する必要がある。

協働

住民と行政が共通課題の解決や目標の達成に向けて、力を合わせて活動すること。

緊急サポートセンター事業

ファミリーサポートセンター事業では対応できない部分（病後・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等）を行う事業。

熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会

嘉島町、益城町、御船町、甲佐町、山都町及び関連の一部事務組合で構成される協議会で、連携施策の実施や、広域的な行政課題の解決に向けた協議を行う。

コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会。共同社会。

コミュニティ・スクール

学校と保護者、地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、「地域とともにある学校づくり」を進めるもの。

さ行

サロン

一人暮らしの高齢者などを援助する人々と地域ボランティアが、公民館や集会所等に定期的集まり、レクレーションなどを通じてふれあいや交流をもつ活動。

自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて、自主的に結成する組織。

少子高齢化

少子化と高齢化が同時に進行する状況。少子化と高齢化とは必ずしも同時並行的に進むとは限らないが、年金・医療・福祉など財政面では両者が同時進行すると様々な問題が生じるため、少子高齢化と一括りにすることが多い。

※少子化とは、出生率が低下し、子どもの数が減少すること。国の少子化社会白書では、合計特殊出生率が人口の維持のため必要とされる人口置き換え水準（2.08前後）をはるかに下回り、かつ、子どもの数が高齢人口（65歳以上人口）よりも少なくなった社会を、少子社会と呼んでいる。

※一般に65歳以上を高齢者といい、高齢者数の増加や高齢者が総人口に占める割合（高齢化率）の上昇を高齢化という。高齢化率が7%以上の社会を高齢化社会、14%以上の社会を高齢社会と定義し、21%以上の社会を超高齢社会ともいう。

市街化区域

都市計画法に基づき指定された、すでに市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街地を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づき指定された、市街化を抑制すべき区域。開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則として行われない。

シティプロモーション

まちの魅力を地域内外に発信し、その地域を訪れる「交流人口」や継続的にその地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」の拡大をねらう、自治体の“宣伝・広報・営業活動”のこと。

集落内開発制度

都市計画法第34条第11号の要件を満たす市街化調整区域内の集落において、都道府県の条例に基づき一定の開発を認め、許可する制度。開発が認められる建築物は、区域と周辺環境保全上、支障がない用途が条例で定められている。本町でも、熊本県の条例で指定する区域、いわゆる集落内開発制度の区域が指定されたことにより、平成20年から運用を始めている。

食育

子どもの頃から、様々な経験を通して食に関する知識と食を選択する力を身に付け、健康で安全安心な食生活を日々送ることができる人を育てていくこと。

人事評価制度

職員の能力と資質の向上及び公務能率の増進を図ることを目的に、職員がその担当する職務を遂行した実績及び職務遂行上見られた職員の能力を公平かつ公正に評価する制度。

スクールカウンセラー

学校など教育機関で子どもの心の悩み等について、子ども・教師・保護者等の心理相談業務に従事する心理職専門家。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

ネット上で、友人や知人、同じ趣味を持つ人などと交流できる会員制サービスの総称。LINEやTwitter、Instagram、facebookなどがある。

た行

男女共同参画社会

男性も女性もすべての個人が、互いに人権を尊重し大切にされ、社会の対等な構成員として喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関係なく、その個性と能力を発揮できる社会。

地域活動事業

地域に開かれた保育所やつどいの広場などの有する機能を地域住民のために活用し、児童福祉及び地域福祉の向上を図る事業。

地域包括ケアシステム

高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

地域包括支援センター

介護保険法に基づき創設された高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域の中核機関で、市町村または市町村から委託された法人が運営する。介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整する。

地産地消

「地域で生産されたものを地域で消費する」ことをいい、「旬の時期に旬のもの、地元でとれたものを味わう」という、豊かで健康的な暮らしのため、生産者と消費者の関係、食の大切さや農業に対する理解を深め、「食」と「農」の結びつきを強めようとするもの。

地方分権

国からの地方（県・市町村）に対する関与を廃止・縮小したり、国の事務権限や財源を地方に移したりすることで、住民に身近な行政は住民に近い地方が行うことができるように、行政の仕組みを変えていこうとするもの。

つどいの広場事業

乳幼児を持つ保護者とその子どもたちが、気軽に交流し語り合える情報交換の場を提供し、子育てを支援する事業。

な行

認知症

高齢者を中心として成人に起こる、知能の働きが低下する障がい。記憶があいまいになったり（記憶障がい）、言葉をうまく使えなかったり（言語障がい）、いろいろな精神機能が慢性的に減退し、生活に支障が出る状態になる。ながらく「痴呆（ちほう）症」などと呼ばれていた。

認知症サポーター

認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を受けた人。

認定農業者

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農業者が自らの計画を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」（5年後の経営目標）を市町村が認定し、その計画に向けた取組を関係機関・団体が支援する仕組み。「農業経営改善計画」の認定を受けた農業者が認定農業者。

は行

パークアンドライド

駅やバス停の近くに車を止め、そこからバス等の公共交通機関に乗り換えて目的地まで行く方法。

ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が図示されている。

バリアフリー

障がい者や高齢者の生活に不便な障がいを取り除こうという考え方。道路や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道をつくったり、電話のボタンなどに触れば分かる印をつけたりするのがその例。

病児・病後児保育事業

保育園・幼稚園・小学校に通っている子どもが、病気で休んだとき、休みが取れない保護者に代わって、病児保育室で預かる事業。

ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンターは、育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助をしたい人（協力会員）を結ぶ会員組織。利用会員が病気、冠婚葬祭、休祝日の就労、短時間の仕事などで、子どもの世話ができないとき及び保育施設の保育時間外等に、協力会員が有償で子育てを援助する事業。

ふるさと納税制度

生まれ育ったまちや愛着のある地域に寄附をすると、所得税等が軽減される制度。寄附者に対して地元産品の返礼がある。

放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、保育所や学校の余裕教室を利用して、授業終了後の児童の健全育成、安全を支援する。

防犯カメラ

犯罪等の防止を目的に、交差点や小学校付近などの犯罪危険箇所等に設置されるカメラ。

ポケットパーク

道路わきや街区内の空き地などわずかの土地を利用した小さな公園または休憩所。

や行

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」の意味。バリアフリーが、「障がい、障がい者」の概念から切り離せないのに対し、ユニバーサルデザインは、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインしようとする考え方。

UIターン

Uターンは地方から都市に移住した人が再び出身地に戻ることに、Iターンは都市部から出身地とは違う地方に移住すること、Jターンは生まれ育った故郷から進学や就職を期に都会へ移住した後、故郷のほど近い地方都市に移住すること。

活力とうるおいに満ちた田園文化都市
—住んで良かった！ 水の郷 嘉島—

嘉島町総合計画

発行：令和3年3月

編集：熊本県 嘉島町

〒861-3192 熊本県上益城郡嘉島町大字上島530番地

TEL：096-237-1111（代表）

